

2023（R5）年度

豊田市子どもの権利擁護委員

とよた子どもの権利相談室

# 活動報告書



2024年6月

## こことよ

とよた子どもの権利相談室

## はじめに（巻頭言）

### こことよ15周年活動報告会を開催しました

豊田市子どもの権利擁護委員  
代表擁護委員 山谷 奈津子

2023年11月25日、26日に、豊田市で子どもの権利条約フォーラム2023 in とよたが開催されました。このフォーラムは、子どもの権利条約の普及と、子どもの権利について関心を寄せる人々の意見交換や交流のために1993年にはじまったものです。

フォーラム2日目に子どもの権利に関するたくさんの分科会が開催され、こことよ(とよた子どもの権利相談室)も「こことよ15周年活動報告会 子どもたちとともに歩んだ日々を振り返って」という分科会を開催させていただきました。

分科会では、前豊田市子どもの権利擁護委員である間宮静香さんに基調講演をしていただき、こことよ15年の振り返りと子どもの権利についてご講演いただきました。改めてこことよの役割の重要性を感じるとともに、これからも子どもたちと一緒に解決方法を考えていくというこことよであり続けたいと思いました。

また、豊田市子ども条例の制定過程に関わっていただいた前豊田市子どもの権利擁護委員である大村恵さんと、豊田市の初代子ども委員をしていただいていた山内裕雅さんに、子ども条例制定の経緯についてお話いただきました。条例づくりの際に、子どもたちの意見も取り入れたことや、豊田市の職員の方もサポーターとして子どもたちと一緒にになって条例づくりに携わっていただいたことがよくわかりました。

最後に、豊田市で元子ども委員で当時高校生だった方にも加わっていただき、パネルディスカッションが行われました。子どもの意見表明権を大切にするには、その前提として適切な情報提供が必要だという話が特に印象的でした。

こことよへの相談は、2022年度の新規相談件数が95件に対し、2023年度は138件と増加しています。また、2022年度の延べ相談件数は722件に対し、2023年度は1044件と激増しています。また、相

談室内で電話・面談相談をするだけでなく、関係機関との調整活動や連携をする活動も34件にのぼりました（昨年度は14件）。数字だけを見ても、こことよの役割が非常に大きなものとなっていると感じます。

今年は、子どもの権利条約が1989年に国連で採択されてから35年、1994年に日本で批准されてから30年という記念すべき年です。子どもたちの声を少しでも聞けるように、こことよではこれからも子どもたちに寄り添い続けていきたいと思えます。

## も く じ

はじめに（巻頭言）	1
豊田市子どもの権利擁護委員 代表擁護委員 山谷 奈津子	
1 豊田市子どもの権利擁護委員制度	4
2 相談の状況	9
（1）2023年度の概況	
（2）相談状況の統計	
（3）相談の特徴と傾向	
（4）相談事例	
3 調査・調整活動	22
（1）申立案件	
（2）発意案件	
（3）その他の調査・調整	
4 発意に基づく支援活動	29
5 広報・啓発活動	30
6 研究・研修・会議	48
7 擁護委員からのメッセージ	54
教員不足問題と子どもの権利	山谷 奈津子
学校における体罰と不適切な指導について 一子どもの権利の観点から考える一	石井 拓児
いじめ相談から見えてきた課題	渡邊 佐知子
<15周年活動報告会>	71
<参考資料>	
豊田市子ども条例	113
豊田市子ども規則	125
2023年度擁護委員・相談員・室長名簿	134
あとがき	135

# 1 豊田市子どもの権利擁護委員制度

豊田市が目指す「子どもにやさしいまちづくり」の具体的な取り組みとして、子どもの権利が侵害されたとき、市から独立した機関によって、その救済と回復を図るために設置されたのが、**豊田市子どもの権利擁護委員**です。



## ●豊田市子ども条例の目的（豊田市子ども条例第1条）

この条例は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的とします。

## ●豊田市子どもの権利擁護委員の設置（豊田市子ども条例第21条）

市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援するため、豊田市子どもの権利擁護委員を置きます。

## ●擁護委員の仕事

（豊田市子ども条例第22条）

- ①子ども又はその関係者から相談を受け、必要な情報を収集し助言や支援などを行うこと。
- ②救済の申立て又は自らの判断で、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- ③必要と認めるときに、是正の勧告や制度などの改善を要請すること。

## ●とよた子どもの権利相談室の設置

（豊田市子ども規則第15条）

子どもの権利の擁護に必要な支援をするため、とよた子どもの権利相談室を設置し、電話や面談等で相談に応じています。

相談室は、嫌な思いをしたり、苦しんだり、悩んだりしている子どもの気持ちや考えを受け止め、子どもと一緒に、子どもの最善の利益となる解決を目指します。

## ●相談室の運営体制

子どもの権利擁護委員 3名

人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人のうちから、市長が選びます。2023年度は、弁護士、大学院教授、児童福祉の専門家が擁護委員を務めました。

子どもの権利相談員 4名

擁護委員の仕事を補助するために置かれ、電話や面談等で相談に応じています。

相談室には常時2~3名が勤務しています。

子どもの権利相談員（専門員） 3名

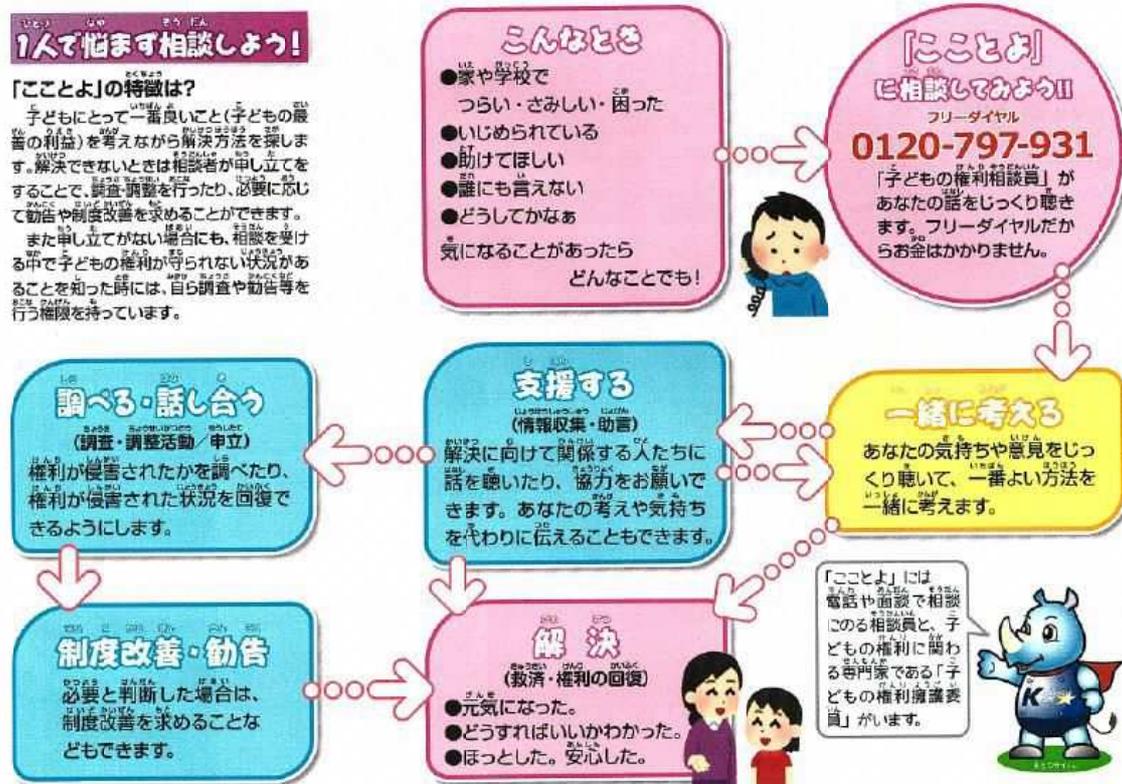
子どもの権利擁護委員を補助し、過去の経験や専門性を活かして事案の調査や助言を行ないます（退任擁護委員）。

室長 1名（\*2024年度より室長代理 1名）

相談室の事務担当として、こども・若者政策課職員が務めています



## ＜相談の主な流れ＞



\*リーフレットより\*

この図は、相談から解決（救済・権利の回復）までの主な流れをイメージしたものです。

「つらい」「苦しい」「困った」「くやしい」とき、「いじめられている」「助けてほしい」「だれにも言えない」とき、あるいは「だれかに聞いてもらいたい」ときは、相談室に電話をしましょう。

お友だちのこと、学校のこと、家族のことなど、どんなことでもお話をききます。子どものことなら大人でも相談できます。

電話での相談は、フリーダイヤルですので通話料はかかりません。相談も無料です。面談（会って話すこと）もできます。相談は、FAX・メール・手紙でもしています。

※相談電話番号 0120-797-931

(水～日、午後1時～午後6時(金は午後8時まで))

※FAX番号 0565-33-9314

※メールアドレス

kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp

※手紙宛先（住所）

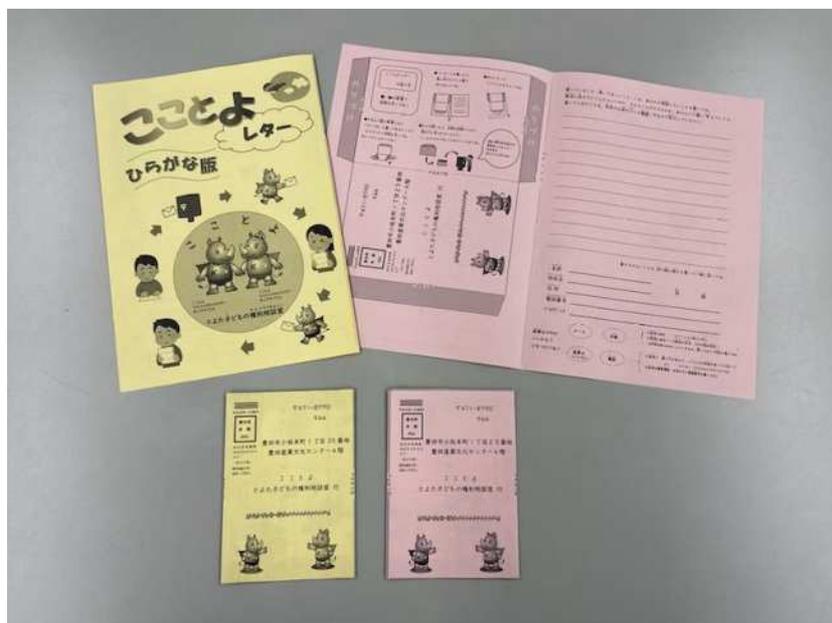
〒471-0034

豊田市小坂本町1丁目25番地 豊田産業文化センター4階  
こことよ 又は とよた子どもの権利相談室

2020年5月から当相談室の愛称「こことよ」の使用を始めました。子どもの「心」を「豊かに」という意味を込められています。また、子ども会議の子ども委員が、愛称に「ここにいるよ」「ここがあるよ」という意味を付加してくれました。

### ※こことよレター

2022年度から、誰でも無料で、手紙で相談できるように「こことよレター」を作成し、学校での権利学習の時や、市役所及び豊田産業文化センターで配布しています。

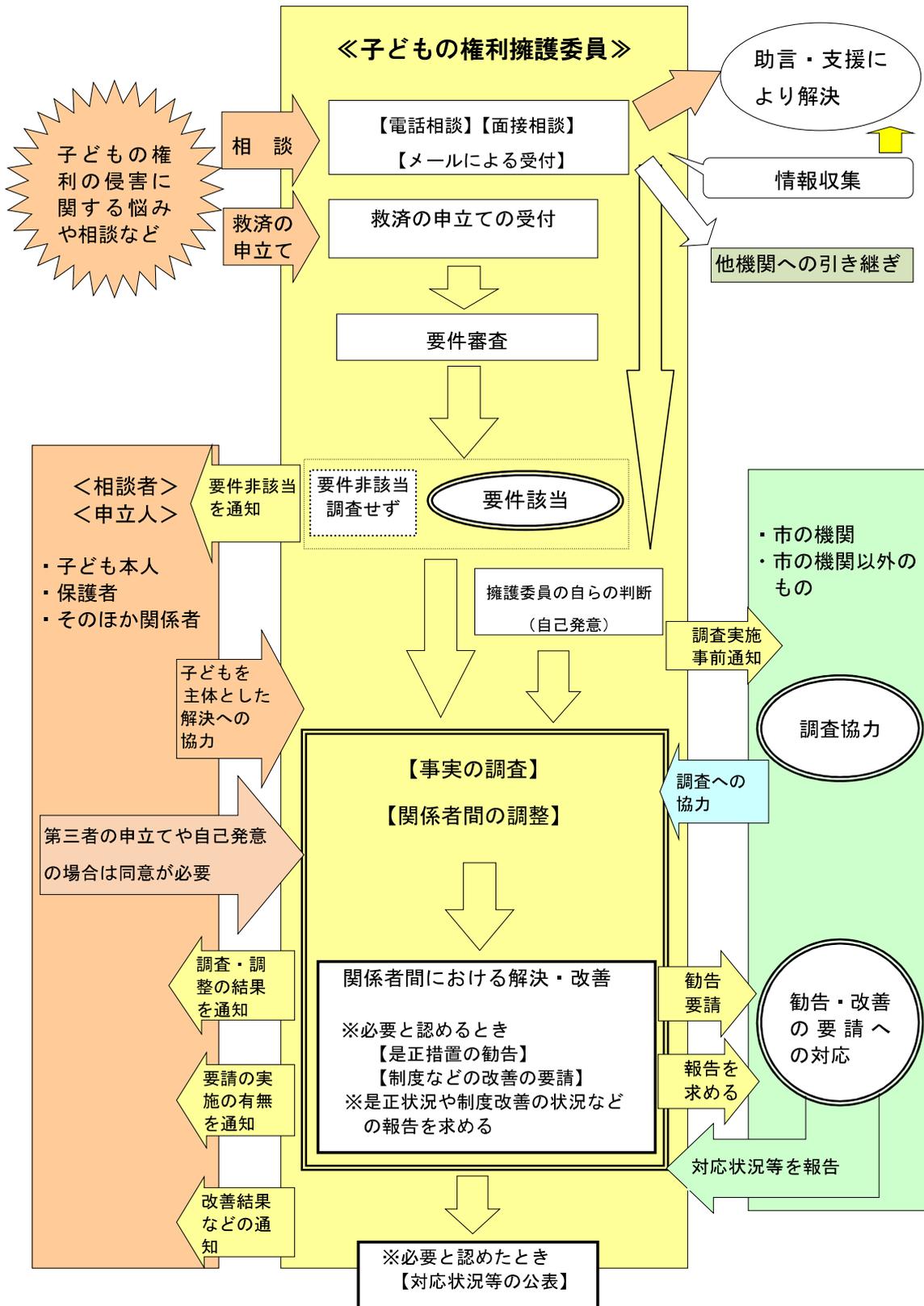


今後は、各学校に配布するなど配布の機会を増やしていく予定です。

配布にご協力いただける方は、こことよまでご連絡ください。



＜子どもの権利の侵害に対する救済・回復制度の仕組み＞





## 2 相談の状況

### (1) 2023 年度の概況

2023 年度に受け付けた新規(※注1)の相談案件は 138 件でした。

2022 年度と比較すると 43 件増加しています。また 138 件のうち子ども本人から直接相談があったのは 73 件で全体の 53%、親からの相談は 49 件で全体の 36%でした。

結果的に 1 回の電話や面談で終わる相談もありますが、何回か電話相談を重ねる案件や、必要に応じて面談をする案件もあります。また、学校や関係機関への聴き取り等も合わせて延べ回数(※注2)としています。

2023 年度の延べ回数は 1,044 回でした。2022 年度の 722 回と比較すると、約 1.4 倍となりました。

2023 年度は相談者からの「申立案件」はありませんでしたが、擁護委員の判断で調査を開始する「発意案件」は 1 件ありました。また、「情報収集」のため関係機関へ調査・調整を行った案件は 34 件ありました。

なお、短時間であっても相談者と会話したものは相談案件として扱っていますが、性別や学齢、主訴が不明になっている場合があります。

電話がつながっても相手が無言のまま切れるものがあります。こうした無言電話は相談件数として扱っていません。

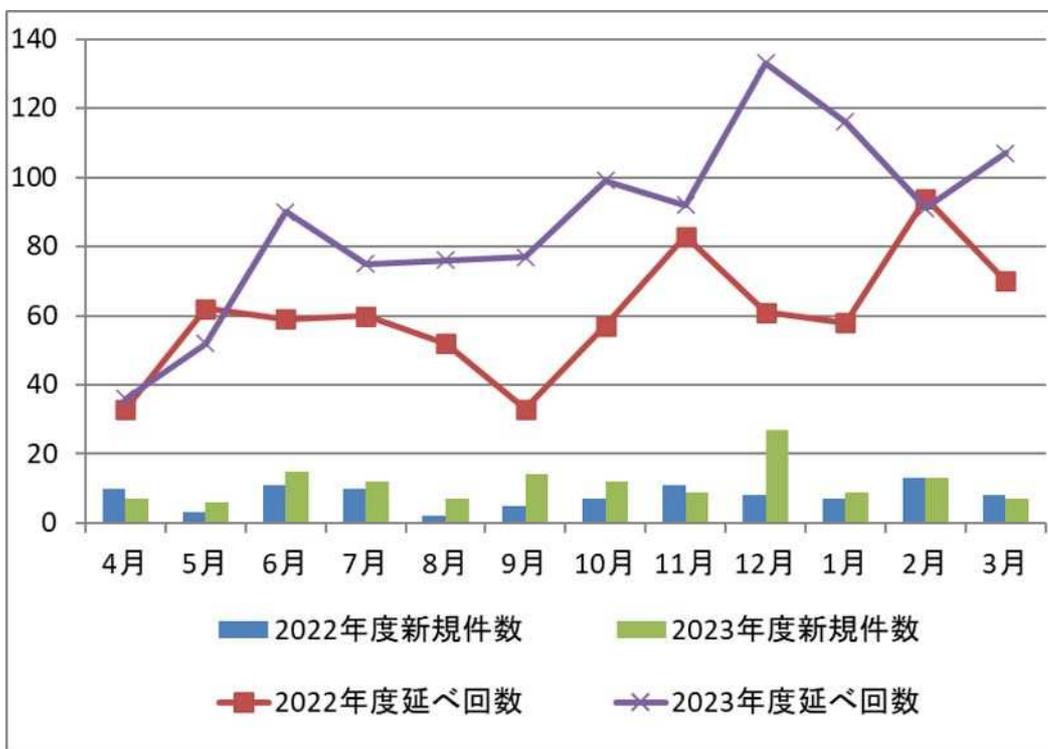
※注1「新規」・・・初回の相談のこと

※注2「延べ回数」・・・継続して相談があった回数。この中には申立・発意案件での調査・調整活動、情報収集のための調査活動の回数も含む(例、1 案件で 5 回相談があった場合は延べ回数 5 回とする)。

### (2) 相談状況の統計

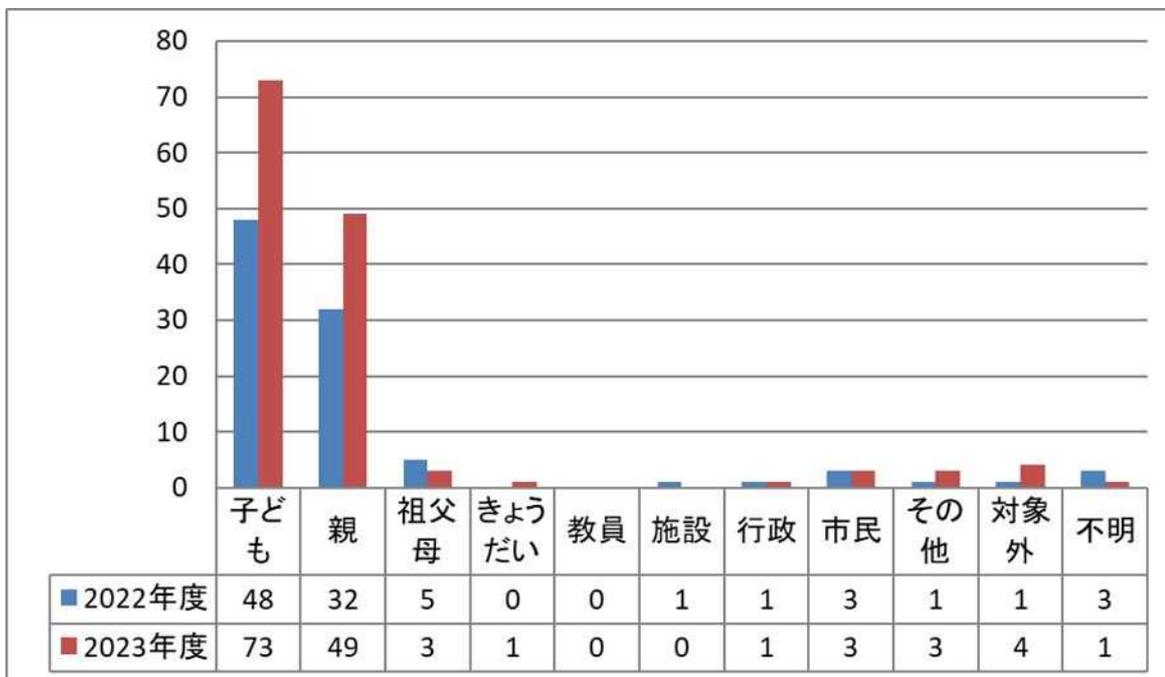
とよた子どもの権利相談室が受けた相談は、項目に分けて統計処理しています。以下に、2023 年度のものを掲載しました。

ア 月別相談件数（新規・延べ）



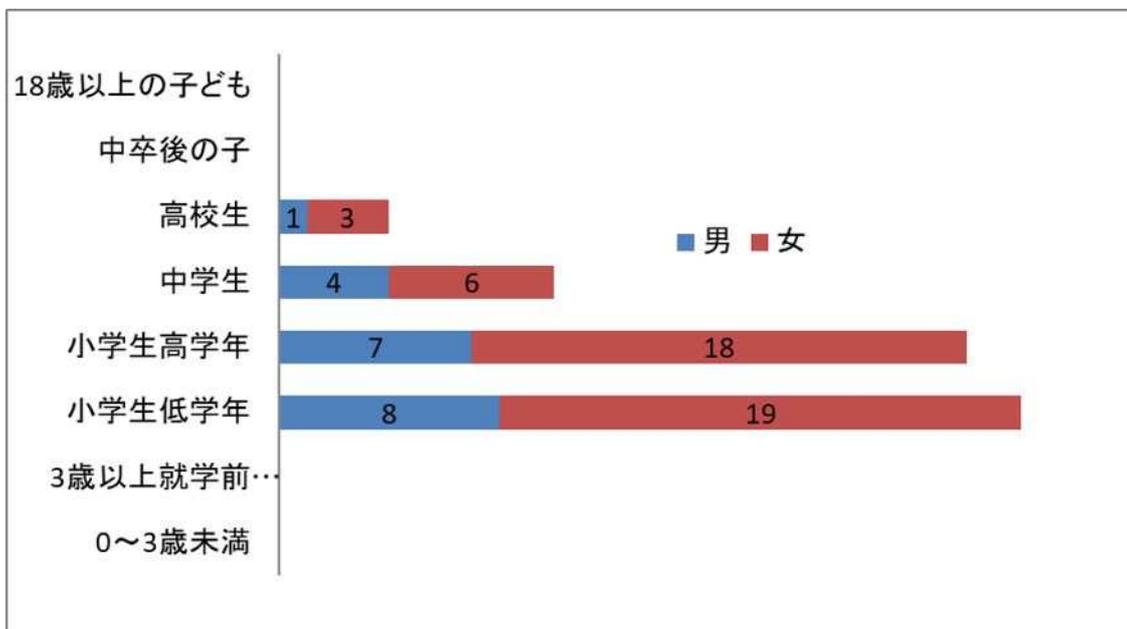
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
2022年度新規件数	10	3	11	10	2	5	7	11	8	7	13	8	95
2023年度新規件数	7	6	15	12	7	14	12	9	27	9	13	7	138
2022年度延べ回数	33	62	59	60	52	33	57	83	61	58	94	70	722
2023年度延べ回数	36	52	90	75	76	77	99	92	133	116	91	107	1044

イ 相談者別（新規） ～初回相談をしてきた人～



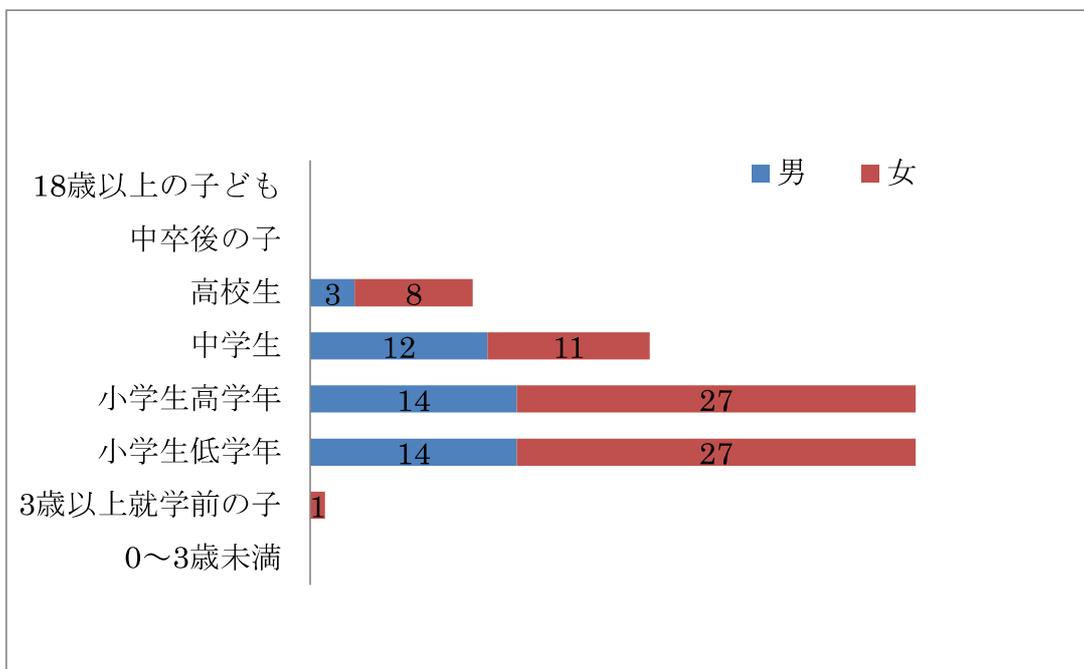
相談者別では、子ども本人からの相談が73件（53%）ありました。親からの相談は49件（36%）でした。

ウ 相談者が子どもの場合の学齢・性別（新規）



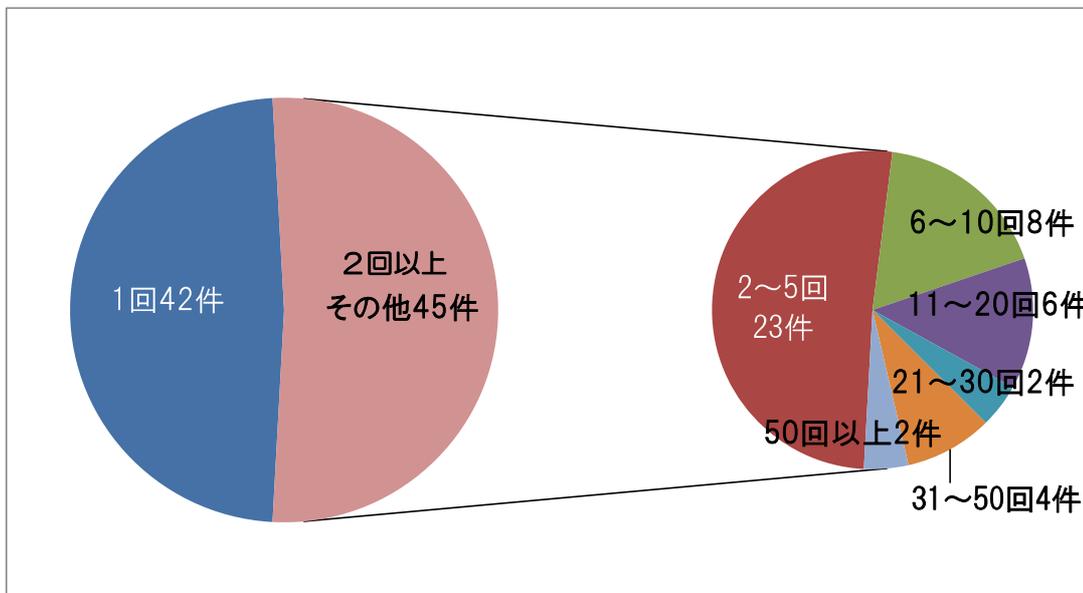
男子20件、女子46件でした。性別又は学齢が不明のもの7件でした。小学生からの相談が多く、52件（71%）となっています。

## エ 相談の対象となる子どもの学齢・性別（新規）



男子 43 件（32%）、女子 74 件（56%）で、性別又は学齢が不明のもの及び対象外が 16 件でした。小学生を対象とした相談が多い傾向にあります。

## オ 相談の継続回数

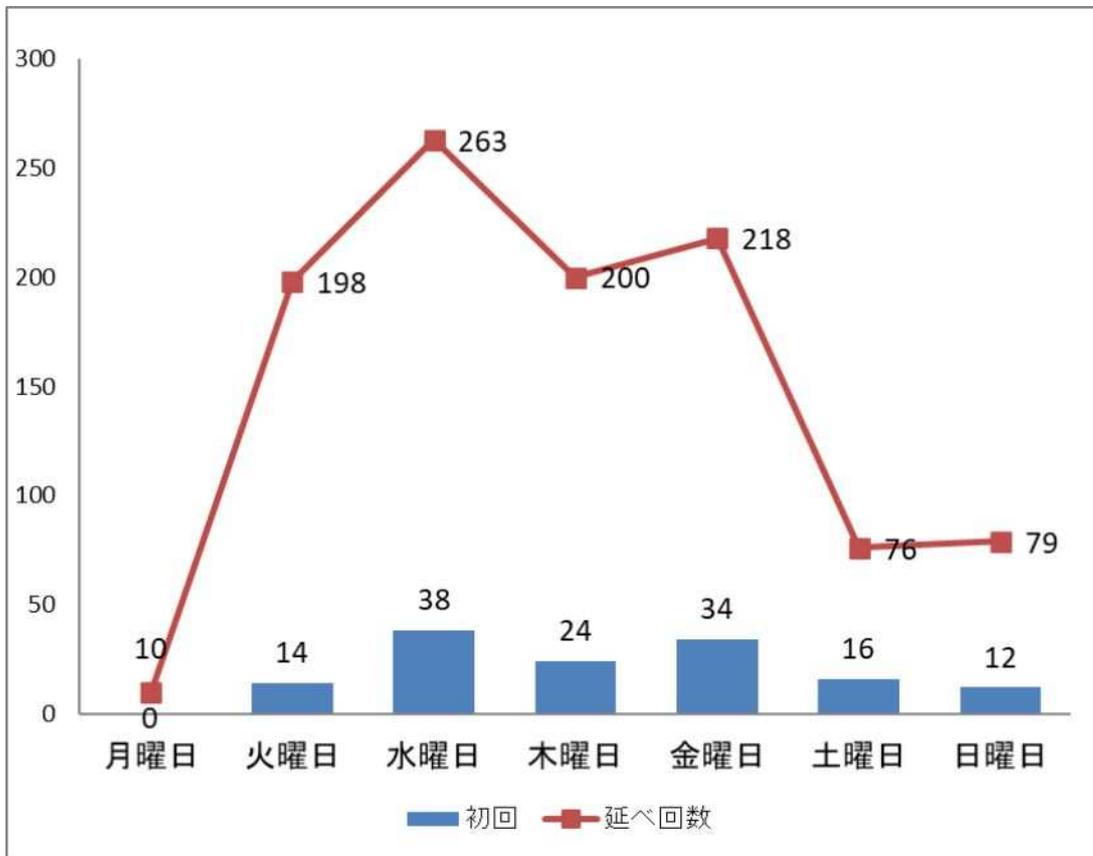


1 回の電話で終わった相談は 42 件（48%）でした。継続した場合、2～5 回の相談 23 件（26%）、6～10 回の相談が 8 件（9%）などでした。

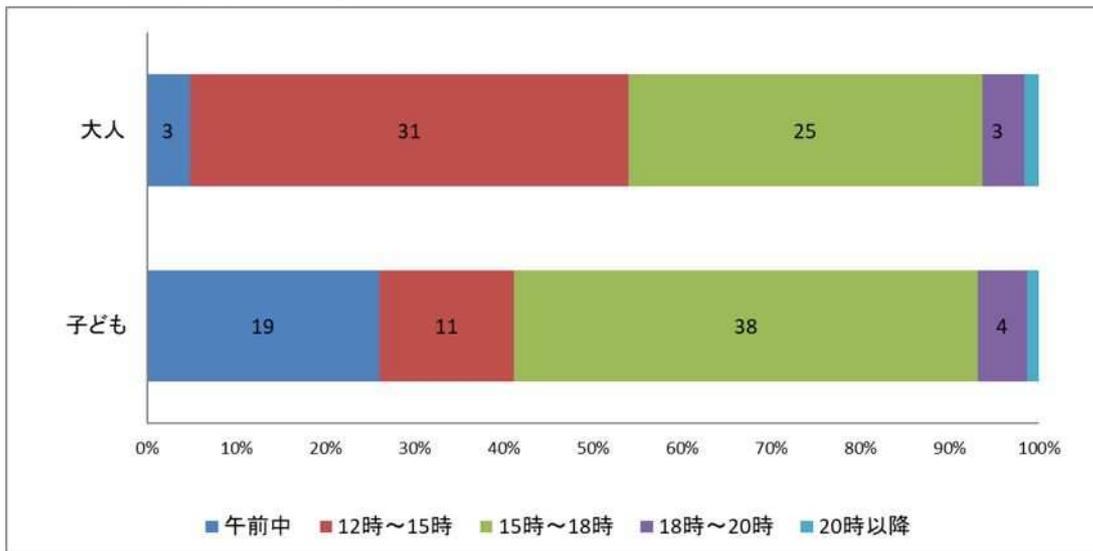




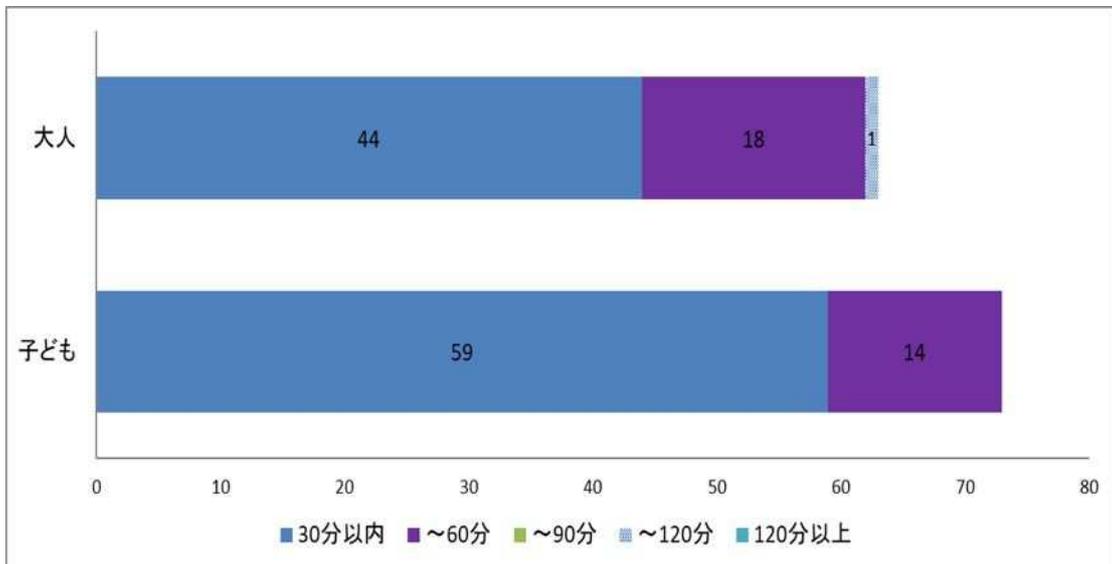
ク 相談の曜日（新規・継続）



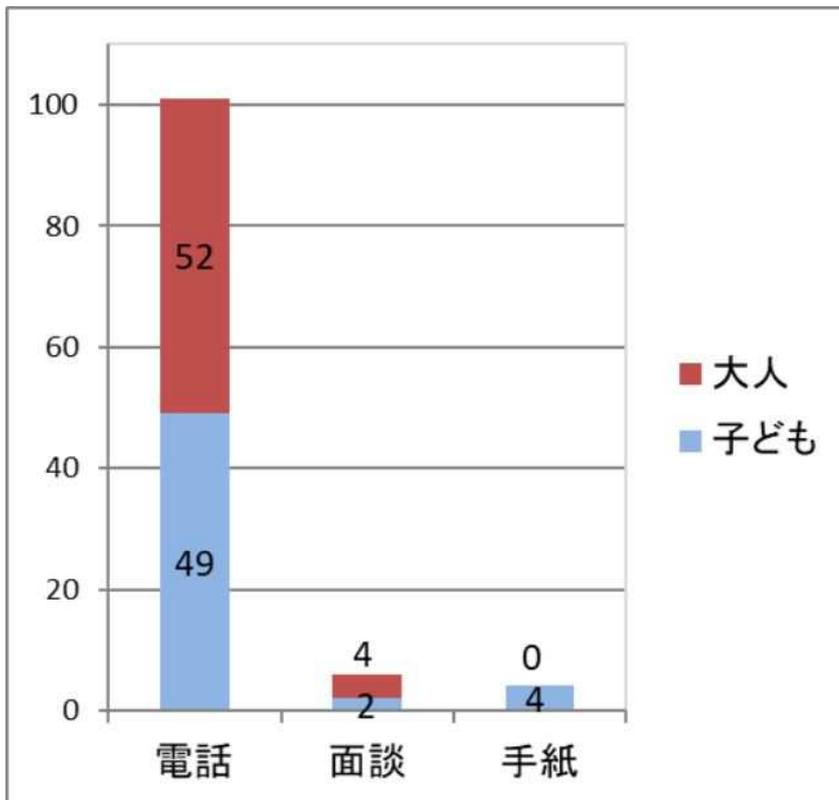
ケ 相談の時間帯（新規）



コ 相談の所要時間（新規）



サ 相談の方法（新規）



### (3) 相談の特徴と傾向

#### 相談件数

2022年度と比較して、新規件数は95件から138件へと43件増加しました。また延べ回数では722回から1,044回と322回増加しています。これは、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されつつある中で、学校や家庭の環境が変化したことによる影響を受けていると思われます。

2023年度では、子ども本人から新規で直接相談があったのは、2022年度の48件から増加し73件でした。これは相談全体の53%で、2022年度と比較すると大きな増加となりました。

子ども以外の新規相談では、親からの相談49件、祖父母からの相談3件などがありました。これら大人からの相談の内、後に子ども本人とつながることができたケースが15件ありました。子ども本人からの新規相談73件と合わせると88件(64%)となりました。

学校でカードやリーフレットを配布したり、相談室だよりを発行したりした他に、学校で行う権利学習の授業に参加するなど、継続的なPRに務めてきましたが、愛称「こことよ」を覚えてもらうとともに、さらに子どもたちが利用しやすくなるような工夫を引き続き行ってまいります。

参考グラフ：ア 月別相談件数(新規・延べ) イ 相談者別(新規)

#### 子どもからの相談

相談者が子どもの場合の学齢別の件数は、小学生(低学年)27件、小学生(高学年)25件、中学生10件、高校生4件、不明7件となっています。

2022年度と比較して、特に高学年の小学生からの相談が増加し13件の増加となっています。

子どもからの相談では、交友関係の悩みが22件(30%)と、引き続き多く昨年の13件から増加しています。また、「いじめ」も3件から10件と多くなっています。

全体では、相談内容が多岐に渡っており、子どもたちの悩みが多様化していることがうかがえます。

参考グラフ：ウ 相談者が子どもの場合の学齢・性別(新規)  
カ 相談の主訴(新規)

## 大人からの相談も含めた対象となる子どもの相談

親等からの相談も含め、対象となる子どもの学齢は、小学生が大半を占めています。小学生（低学年）41件、小学生（高学年）41件、中学生23件、高校生11件の相談がありました。

大人からの相談では、「子育ての悩み」が10件、「いじめ」の相談が9件あり、2022年度に0件だった「教職員等の暴力・暴言や威嚇」が5件に、「いじめを除く交友関係の悩み」は3件から7件へと少し増えています。どの年齢の場合も、その経過の中で子どもと相談室が繋がるように働きかけていきます。

参考グラフ：エ 相談の対象となる子どもの学齢・性別（新規） カ 相談の主訴（新規）

## 継続相談

1回の電話で終わらず、継続した件数の割合が2022年度は69%でしたが、2023年度は52%に減少しました。電話で相談を受けたり、面談して話を聴いたり、必要があれば学校や関係機関に出向いて話を聴いたりすることもあります。相談を継続する中で初回相談の主訴とは別の問題が見えてくることも多く、継続して相談することにより子どもをとりまく状況を理解し支援の方向性が明確になっていきます。いじめや交友関係、教職員等の指導上の問題の場合など学校が関係することについては、学校での聞き取りや協力をお願いするために、継続回数が多くなります。情報収集のための調査や、発意での調査・調整についても統計上は継続相談になっています。

参考グラフ：オ 相談の継続回数 キ 主訴別延べ回数

## 相談の曜日や時間・相談方法

新規の相談では水曜日が38件と多く、次いで金曜日の34件となっています。火曜日は基本的には電話相談の受付はしませんが、相談室から関係機関等への聞き取りを行ったり、調査・調整等のための時間にしたりしています。

子どもの相談は、15時から18時の時間帯が多くなっています。また、大人からの相談では、15時から18時の時間帯の他に、子どもが学校から帰ってくる前の12時から15時も多くなっています。

相談の所要時間は、子どもも大人もほとんどが60分以内で終了しています。

初回相談は電話がほとんどですが、直接来室し面談したものが6件ありました。メールでの相談は0件、手紙での相談は4件（こことよレター含む）ありました。

参考グラフ：ク 相談の曜日（新規・継続） ケ 相談の時間帯（新規）  
コ 相談の所要時間（新規） サ 相談の方法（新規）

#### (4) 相談事例

※プライバシー保護のため、内容は一部変更してあります。

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談内容及び対応の概要
事例① 本人 小学生 男児 教員の対応 電話	<p>【相談内容】 担任の先生が話をしっかり聞いてくれない。</p> <p>【相談室から】 朝の会で先生に呼ばれ、先生の傍にいる状態で会が始まることが多いそうです。先生に話そうとすると「うるさい」「静かにしなさい」と言われ、話を聞いてくれないという言葉が出てきました。先生と話がしたい。先生に「話を聞いてほしい」と伝えようと「聞いているよ」と言われてしまいます。最初は担任の先生が話を聞いてくれないという不満からの相談でした。</p> <p>本児の学校での様子を具体的に聞くことで日々の生活状況、行動等が見えてきました。本児が話の中で、保健室の先生が話を聞いてくれたことを思い出し、楽しかったと教えてくれました。本児は誰かと話がしたいという思いの強い子であると感じました。自分が話しやすいと思った先生や話を聞いてくれると感じた先生に話してみようことを伝えてみました。学校には色々な役割の先生がいることを知らせ養護教諭、心の相談員を紹介しました。</p>
事例② 本人 中学生 女子 性的虐待 電話	<p>【相談内容】 叔父から体を触られる。</p> <p>【相談室から】 数年前から学校の友人トラブルや担任の先生への不満などの相談を度々受けていました。今回の電話相談でも、「授業に集中できない」という内容で話が始まり、気になる言葉から丁寧に話しを聞いていくと、会話が途切れ、沈黙になったあと、絞り出すような声で「叔父さんが触ってくる。やめてって言ってもやめてくれない…」という内容の言葉が出てきました。</p> <p>近くに住むという叔父は、幼いころから家族ぐるみで交流があり、とてもかわいがってもらっていたそうです。「体を触</p>

	<p>られる」という不快感や嫌悪感を感じながらも「嫌だ」と思うことがおかしい、そんなことを思ってしまう自分が悪いのではないかと、子どもなりに葛藤があったようです。また、それをうまく言葉にして人に伝えることもできず、自分の中でも不確かな感情を表現することもできず、誰かに気づいて欲しくて、こことよに電話することでサインを送っていたのだと思います。</p> <p>この話を聞いたあとは、本人に「それはあなたが我慢することではない。あなたは悪くない。」と伝え、児童相談所に通告しました。通告後は児童相談所の迅速な対応で、本児と面談し一時保護。その間、本児家族、叔父と面談し、本児の安心と安全が守れる環境を整えてもらうことができました。</p> <p>「体を触られる」という言葉が出るまで3年かかっています。こことよの相談員の役割として、子どもの言葉を真摯に受け止め、寄り添って一緒に解決を図ることではありますが、表面的なことだけではなく、裏に隠された主訴がないかという観点でも、ちょっとした言葉のニュアンスや文脈の変化に注意を払い、こちらが感じる違和感を見逃すことなく対応する必要性を強く感じました。</p>
<p>事例③ 母親・本人 小学生 女子 教員の対応 電話・面談</p>	<p><b>【相談内容】</b></p> <p>学校の先生から言われる言葉がきつく、子どもが落ち込んでいる。宿題ができていないと「何でやってこないんだ」と怒鳴られ、子どもは理由さえ聞いてもらえない。</p> <p><b>【相談室から】</b></p> <p>相談はまずは母親からで、その後本人から話を聞きました。母親は本人が「学校に行きたい」と言うので体調が少し悪い日も行かせていたそうです。無理をしていないか心配になり、本人から話を聞いてみると、実は担任から「体調不良は気のせいだ」と強い口調で言われ、我慢していたようです。母親が担任に「体調不良で宿題ができないこともある、そういう時は認めてほしい」と相談しても、「体調の管理は家庭に任せる、学校ができることはない」という、そっけない返事だったそうです。</p> <p>そこで相談員が本人の話を聞いていくと、先生が自分と同じように気分が悪い子に「無理しなくていいよ」と優しく声をかけている場合もあり、差別ではないかと思え、だんだん学校</p>

に行くのが嫌になってきていると話してくれました。これからどうしたいのか本人と話し合ったところ、今は先生が怖いと感じていること、先生と話しやすい関係になりたいこと、体調不良の時は保健室へ行きたいと思っていることがわかり、それを学校に伝えてほしいということでした。

こことよが調整役として学校を訪問し、子どもの困り感が何かを先生に伝え、声のかけ方を今一度考えていただくように提案をしました。先生も宿題ができない理由や子どもの気持ちを確認するように約束してくれました。その後、本人が体調不良の時は、親にも先生にも「休みたい」と言えるようになり、安心感が得られたようでした。

### 3 調査・調整活動

擁護委員が行う調査・調整には、相談者や子どもから権利侵害についての「救済の申立て」を受けて実施する場合と、子どもが権利侵害を受けていると認めるときに擁護委員が「発意」によって実施する場合があります（豊田市子ども条例第22条第1項第2号及び第3号）。

#### （1）申立案件

2023年度、子どもの権利侵害に対する救済の申立てはありませんでした。

#### （2）発意案件

2023年度、擁護委員による発意は＜発意案件 第H9-23号＞1件でした。2024年3月末現在、調査中です。

また、2021年度の＜発意案件 第H8-21号＞に関わる制度などの改善の要請については、対応状況について5年間の報告を求めています。豊田市こども・若者政策課から2023年度の対応状況の報告があり、確認しました。

＜発意案件 第H8-21号＞

発意日 2021年12月27日

豊こ若発第 2331 号  
令和 6 年 3 月 1 3 日

## 令和 5 年度 報 告 書

豊田市子どもの権利擁護委員

山谷 奈津子 様  
石井 拓児 様  
渡邊 佐知子 様

豊田市長 太田 稔彦 印

2022年8月23日付 第2022-1号にて、通知のあった要請について、下記のとおり報告します。

### 記

<こども・若者政策課分>

1 放課後児童クラブの問題性を把握した場合は、速やかに改善するよう指導するとともに、フォロー体制を充実させ、確実に改善したかどうか確認をしてください。

→ 保護者からの意見やアンケート結果、また巡回相談員の巡回記録から、問題性を把握した場合は、速やかに委託事業者等へ連絡し、問題点を伝え、事業者に対し複数の改善策を提案しながら、対応を依頼します。市の方でも、担当長を中心に、地区担当や指導主事等、複数の職員で共有・相談しながら、フォロー体制をとり、市で行うべきことがあれば役割分担をするなど、現場や事業者を支援しました。

事業者からの報告を受け、不十分な点があった場合、さらなる対応を依頼・指導し、確実に改善するまで報告を求めます。また、各事業者とは毎月定例会を開催していますので、その後の経過もヒアリングし、確実な改善確認に努めました。

今年度、クラブでトラブルが起きた際、学校側からクラブ参加児童に持ち物検査をするようクラブ側へ助言がありましたが、委託事業者自らが判断し、子どもの権利の視点から実施をしなかった例がありました。市への相談・報告も随時入りましたが、事業者自らが、子どもの人権に配慮できた結果と考えます。

2 委託事業者である■■■■■に対し、子どもや保護者の声が上げやすいようなアンケートの実施方法や当該■■■■■の正確な実態がつかめるような集計方法を指導してください。

→ アンケートの実施方法は、委託事業者任せ、WEB上で行ったところもあります。紙で実施する場合は、クラブの支援員に中身がわからないように、封筒に入れ、回収箱等を設置して出していただくよう事業者へ指導し実施しました。当該法人はWEBで実施をしました。

中身については、事業者が集計・分析し、問題点が確認できれば、事業者から各クラブへ状況確認し、必要に応じてクラブの支援員へ対応方法を指導しています。

元データは集計結果とともに市に提出されるため、市の方でも確認し、気になる回答については説明を求め、確認を行いました。

当該法人は、暑い夏休みに外で活動できないことを鑑み、今年度、屋内での体験活動や工作等を充実させたためか、子どもからのアンケート評価は高いものとなりました。

3 当該■■■■■に対して巡回している指導員について、多様性のある人材を確保し、巡回指導員に対する子どもの権利に関する研修を充実させてください。

→ 巡回相談員に対しては、子どもの権利に関するパンフレット等を用い説明・研修を行っています。

「巡回記録表」にも巡回のチェック項目として「子どもの人権に十分配慮した育成支援が行われているか」という表現に変え、クラブ運営の重要な視点として意識付けています。また、人材についても、青少年相談センターにおいて、子どもに寄り添い、子どもの声を傾聴してきた校長経験者と養護教諭経験者の2名で巡回しました。

4 多様性を持ち、経験豊富な支援員を確保するため、支援員の処遇の向上や待遇改善、適正な支援員の配置や施設整備の充実などを速やかに実施してください。

→ 子どもと接する支援員の人材確保はとても重要であり、そのための処遇・待遇の改善や働きやすい環境づくりに努めています。

支援員の処遇の向上・待遇改善については、委託事業者の協力も得ながら、改善に努めています。

支援員の適正配置についても、どのクラブも、まずは子どもが安全・安心に過ごすことができ、現場の支援員が安定して運営できるよう、必要な人員を配置し、就労環境を整えています。

施設については、学校と調整を図り、クラブの参加児童が安全に過ごせるよう必要な整備を行っています。

また、支援員の負担を軽減し、子どもと接する時間を確保できるよう入退室管理システムを導入する準備を行っています。

今後も各学校の状況に応じ、子どもたちが安心して楽しく過ごせ、支援員が働きやすい環境整備を行います。

なお、当該■■■■の人材については、異なる経歴を持つ人材が管理側に加わることによる効果が出てきたと評価しています。具体的には、人事考課制度とそれに連動した処遇改善の体制を整え、支援員の仕事に対するモチベーションを向上させる仕組みを構築しています。

### (3) その他の調査・調整

申立案件及び発意案件の調査・調整のほかに、相談の一環として、相談者の困り感の要因がどこにあるのか、どこに働きかけることが有効かを探るために、相談者の同意を得た上で擁護委員や相談員が相談者以外の関係者に直接会ったり、電話で話したりすることがあります。事実確認をしながら、緊張した関係やもつれた関係の糸口を探し緩やかにすること、相談者や子どもが関係する人たちと建設的な対話をしながら解決を図るための環境作りをすることも、調査・調整活動として擁護委員の大切な役割の一つです。

また、いろいろな要因が複雑に絡み合っている案件（虐待、発達的なこと、不登校、いじめ、貧困等）は、学校や関係機関と連絡を取り合い連携しながら対応する場合があります。

2023年度に発意案件以外で実施した関係機関との調整活動や連携した案件は34件(2022年度は14件)でした。

(※相談内容は初回の主訴)

当該子ども	相談内容	調査・調整の内容
就学前の子	こども園等の対応	保育課との連携と情報収集
就学前の子	〃	〃
小学生低学年	子ども同士の暴力	学校、パークとの連携と情報収集
小学生低学年	いじめ	学校教育課、学校との連携と情報収集
小学生低学年	不登校	パークとの連携と情報収集
小学生低学年	いじめ	学校教育課、学校との連携と情報収集
小学生低学年	教員の暴力・暴言	学校教育課、学校との連携と情報収集
小学生低学年	家庭内虐待	学校、児相との連携と情報収集
小学校低学年	教員の暴力・暴言	学校との情報共有
小学校低学年	心身の悩み	学校との連携と情報収集
小学校低学年	家族関係	学校教育課、学校、こども家庭課との連携と情報収集

小学校低学年	交友関係	学校、こども家庭課との連携と情報収集
小学校低学年	いじめ	学校教育課、学校、こども・若者政策課、クラブ事業者との連携と情報収集
小学校高学年	いじめ	学校との連携と情報収集
小学校高学年	家庭内虐待	児相、こども家庭課との連携と情報収集
小学校高学年	子ども同士の暴力	学校教育課、学校、パルクとの連携と情報収集
小学校高学年	福祉的処遇	こども家庭課との連携と情報収集
小学校高学年	その他	学校教育課、学校、パルク、教育センター こども・若者政策課との連携と情報収集
小学校高学年	家庭内虐待	児相、こども家庭課との連携と情報収集
小学校高学年	いじめ	学校教育課、学校、こども・若者政策課、クラブ事業者との連携と情報収集
小学校高学年	教員の暴力・暴言	スポーツ振興課からの情報収集
小学校高学年	セクハラ	学校教育課、学校との連携と情報収集
小学校高学年	いじめ	学校教育課、学校との連携と情報収集
小学校高学年	家庭内虐待	学校、児相との連携と情報収集
小学校高学年	学校の対応	学校との連携と情報収集
中学生	家庭内虐待	児相との連携
中学生	校則等	学校、児相との連携と情報収集
中学生	教員の暴力・暴言	こども家庭課、児相、病院、パルク、社協との連携と情報収集
高校生	家庭内虐待	児相、学校との連携と情報収集
高校生	家庭内虐待	児相との連携と情報収集
子ども	その他	公園緑地つかう課からの情報収集

※内容の欄において、各機関の名称を略称にしています。

- ・ 児相 … 豊田加茂児童・障害者相談センター
- ・ 学校教育課 … 豊田市教育委員会 学校教育課
- ・ パルク … パルクとよた  
(豊田市教育委員会 青少年相談センター)
- ・ 教育センター … 豊田市教育委員会 教育センター
- ・ こども家庭課 … 豊田市こども家庭課
- ・ 保育課 … 豊田市保育課
- ・ こども・若者政策課 … 豊田市こども・若者政策課

- ・ スポーツ振興課 … 豊田市スポーツ振興課
- ・ 公園緑地つかう課 … 豊田市公園緑地つかう課
- ・ 社協 … 豊田市社会福祉協議会
- ・ クラブ事業者 … 放課後児童クラブ運営委託事業者

## 4 発意に基づく支援活動

2010年の発意案件では、放課後児童クラブにて支援員の不適切な言動があり、子どもの権利が侵害されているとして、制度改善の要請を行いました。これに対して豊田市次世代育成課（現：こども・若者政策課）から、対応状況の報告を5年間受けたそれ以降も、権利擁護委員からの要望により、各種研修やクラブ支援訪問を継続してきた経緯があります。

しかし、2021年には別の放課後児童クラブにおいて、専任支援員が威圧的な言動を繰り返す等の不適切な対応をしていたことが判明し、2022年8月23日に子どもの権利が侵害されているとして、制度改善の要請を行いました。この件につきましても、対応状況の報告を5年間求め毎年確認作業を実施しています。（23ページに掲載）

支援員研修やクラブ支援訪問は、クラブに参加する子どもたちの育ちを支えるために大切であることから、相談室としても引き続き協力や参加をしていきます。

### （1）支援員研修

2023年度も集合研修は行いませんでしたが、各クラブに資料を配布し、クラブ内にて研修を実施してもらいました。

日程	研修内容
1月	支援員研修資料（音声付きDVD：学校向け権利学習プログラム） 「子どもの権利と学校」 石井擁護委員

### （2）支援訪問

※事業者の欄において、名称を略称にしています。

日程	会場	事業者	クラブ名	参加者
6月21日（水）	青木小	振興会	青木こどもクラブ	渡邊擁護委員
11月15日（水）	浄水小	浄水まごころ	ふぁみりいクラブ	山谷擁護委員
11月22日（木）	童子山小	朝日丘	わらべっ子クラブ	市職員
12月4日（月）	冷田小	トライ	ウリボタル	渡邊擁護委員
12月12日（火）	大林小	トライ	なかよし	山谷擁護委員
2月16日（金）	元城小	ホームメックス	ひまわり学級	渡邊擁護委員
2月22日（金）	小清水小	ホームメックス	どんぐり学級	石井擁護委員

- ・ 振興会 … 社会福祉法人 大和社会福祉事業振興会
- ・ 浄水まごころ … 一般社団法人 浄水まごころスクール
- ・ トライ … 株式会社 トライ
- ・ 朝日丘 … 一般社団法人 朝日丘コミュニティクラブ
- ・ ホームメックス … ホームメックス株式会社

## 5 広報・啓発活動

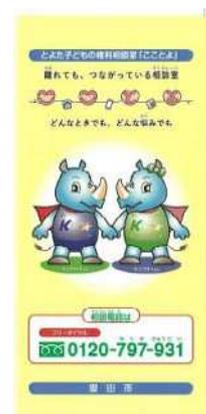
相談室は、仕事の一つとして、「条例の普及及び子どもの権利の啓発に関すること」が定められています（豊田市子ども規則第15条第2項第4号）。豊田市子ども条例や子どもの権利を知ってもらうことはもちろんのこと、相談室のことを知ってもらうために、様々な広報・啓発活動を行っています。

### (1) 子どもへの広報・啓発活動

#### ア カード・リーフレットの配布

相談室のことをより多くの子どもたちに知ってもらえるように、下表のとおり配布しました。

カードは、小中学校・高等学校・特別支援学校の全児童・生徒に配布しました。



〔カード〕

〔リーフレット〕

※印の学年については、リーフレットも全児童・生徒対象に配布しました。

配布対象	配布物
市内小学校1年生※	リーフレット・カード
市内小学校2年生～6年生	カード
市内中学校1年生 ※	リーフレット・カード
市内中学校2年生・3年生	カード
豊田特別支援学校小学部※	リーフレット・カード
豊田特別支援学校中等部・高等部※	リーフレット・カード
市内県立高等学校	リーフレット・カード
市内私立高等学校	リーフレット・カード
県立豊田高等特別支援学校	リーフレット・カード

豊田市の学校では、子どもの虐待防止の観点からCAPプログラムを実施しています。その際に相談機関の一つとして、とよた子どもの権利相談室のカードも配布してもらっています。

※CAP=Child Assault Prevention「子どもへの暴力防止」

## イ クリアファイルを配布

〔クリアファイル 表〕



〔クリアファイル 裏〕



## ウ 掲示について

相談室の前には、こことよのことをよく知ってもらうために、様々な掲示がしてあります。「どういふことを相談するの?」「子どもの権利ってどういふものがあるの?」など、子どもにも大人にも関心を持ってもらえるような掲示を心がけています。



## エ 相談室だより

2020年度より、子どもたちにより親しみを持ってもらえるように、お便りの名称を、相談室の愛称と同じ「こことよ」に変更しました。

小学校低学年向け「こことよ」と、高学年・中学生向け「こことよ」を、市内各小・中学校に例年通り6月、10月、2月の年3回に配布しました。

相談室からのお知らせのほかに、2018年度から、相談室の活動がより子どもに理解してもらえるように、相談室に相談してからの流れを載せています。

『豊田市子ども条例』を知っていますか？

豊田市には子どもの将来につながる幸せのための条例があります。この条例の中には子どもであるあなたも！あなたの友達も！どの子にも！安心して自分らしく生きるための大切な「4つの権利」があるんです。

豊田市子ども条例  
「スコーン」キャラクター  
「セル」

- ・安心して生きる権利  
(心も体も大切にされているかな?)
- ・自分らしく生きる権利  
(ありのままの自分でいられているかな?)
- ・豊かに育つ権利  
(遊ぶこと・学ぶこと・排他すること、できているかな?)
- ・参加する権利  
(自分の気持ちや考えを言うことはできているかな?)

たとえば、こんなことを「権利」が守られていないというの？

●たとえば、こんな時…

- ・仲間はずれやいじめ
- ・暴力やいやがらせ
- ・先生のこと
- ・学校のこと
- ・誰にも相談できない
- ・どうしたらいいかわからない
- ・「やめて」って言えない
- ・誰かに助けてほしい

☆ あなたの気持ち、「ことよ」に聞かせてください。

～とよた子どもの権利相談室だより～  
**ことよ**  
ことよ36号 2023年6月発行

みなさん、こんにちは。ことよ「とよた子どもの権利相談室」です。新学期が始まって2ヶ月が過ぎました。新しい環境には慣れましたか？うれしいこと、楽しいこと、ワクワクすることがありますか？モヤモヤすることや、スツキリしないことはありますか？そんな心の中で起こる気持ち、誰かに話せるといいですね。ことよは、そんな皆さんの気持ちを聞くところです。

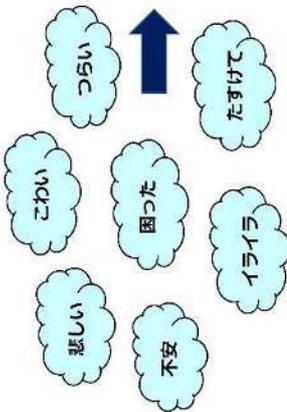
- 学校で、家で、習い事で…
- クラス内で、お友達との間で、家族で…

こんな気持ちになったら「ことよ」に相談してね。

**0120** **797-931**  
な く な キューサイ  
※お金はかかりません。

☎相談日：水・木・土・日：午後1～6時  
金：午後1～8時

✉メールでも相談できるよ  
koccho-saishu@kyocyoaetchi.jp



☆ **ことよの約束** ☆

- ・相談はどんなことでも大丈夫です。
- ・あなたにとって一番いい方法を一緒に考えます。
- ・ヒミツは絶対に守ります。

～とよた子どもの権利相談室だより～

# こことよ

こことよ37号 2023年10月発行



みなさん、こんにちは。とよた子どもの権利相談室「こことよ」です。  
 毎日 元気にすごしていますか？  
 モヤモヤすることや、悲しくなることはありませんか。  
 もしあったら「こことよ」に電話してください。  
 「こことよ」は、そんなあなたの気持ちを聞くところです。

## たとえば



「やめて」と  
言えない  
困った

友達と  
けんかした！  
どうしよう

話す人が  
いなくて  
さみしいな

どうしたら  
いいかわからない  
助けて

思ったとおりに  
できない  
イライラする

☆こことよの約束☆

- ・どんなことでもいいよ、話を聞かせてね。
- ・あなたと一緒に考えるよ。
- ・他の人には、言わないよ。

**0120-797-931 に 電話してね**

- 相談できる日  
\*水・木・土・日 午後1～6時  
\*金 午後1～8時
- メールでも相談できます  
[kodomo-souda@toyodaad.jp](mailto:kodomo-souda@toyodaad.jp)  
(返信する場合は、こことよからのメールが受け取れるように設定してください。)
- お金はかかりません

## こことよ 豆知識



「チクる」と「相談する」ってどちらがうのかな？

「チクる」とは、相手の子を悪く言うこと。  
 「相談する」とは、自分の気持ちを聞いてもらうこと。

\* 自分の気持ちを、誰かに聞いてもらおうと、安心できるよ。  
 「こことよ」でも相談を待っています。



## おしらせ

もうすぐ、子どもの権利条約フォーラムがあるよ！  
 みんな、あそびにきてね

# 子どもの権利条約フォーラム2023 in とよ

11/25 11/26

◎11月25日(土曜日) 豊田市コンサートホール

Do You know  
Child Dignity  
and  
Child Rights?

国連・子どもの権利委員会委員  
 大谷美紀子さんのお話とパネルディスカッション  
 日本全国の子どもたちがオンラインで出会う時間



◎11月26日(日曜日) 豊田産業文化センター等

大人や若者が学ぶ分科会や子どもが楽しめる時間  
 おぼけやしき、スタンプラリー、ゲームコーナー、マルシェもあるよ！

子どもの権利相談室「こことよ」  
 〒471-0034 豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター4階

～とよたこどものけんりそらだんしつだより～

# こことよ

こことよ38号 2024年2月 発行



みなさん こんにちは！

子どもの権利相談室「こことよ」です。  
みなさんは、毎日学校で気持ちよく過ごせていますか？  
教室の中に、困っている人はいませんか？  
そんなとき、どうしたらいいのか一緒に考えてみましょう。

## 「ふわふわ言葉」「ちくちく言葉」

言われると悲しくなって、心が「ちくちく」痛くなる言葉。例えば「バカ」「死ね」「きもい」のような言葉は、言われたら嫌な気持ちになってしまいますね。「ちくちく言葉」です。

あなたは「ちくちく言葉」を言われた時、どんな気持ちになるかな？  
「やめて！」と、助けを求めたいんだよ。  
あなたの悲しい気持ちを、言ってもいいんだよ。

言われるとうれしくなって、心が「ふわふわ」と柔らかくなる言葉。  
例えば「ありがとう」「すごいね」「よくがんばったね」のような言葉は、言われたらうれしくて、優しい気持ちになります。「ふわふわ言葉」です。  
「ふわふわ言葉」がたくさん聞こえるところでは、笑顔でいられます。

「ふわふわ言葉」には、どんなものがあるのかな？

大好き…とてもうれしくなります。  
やさしいね…周りの人のことを気づかうことができていると、実感できます。  
上手だね…そのことに自信が持てます。

## 《 こんな時、どうすればいいの？ 》

Aさんは、いつもBさん、Cさんと3人で仲良く遊んでいます。

ある日、こんなことがありました。

ほく、Cさんのこと嫌い！  
Aさん、もうCさんとは遊ばないで！

えっ？

ほく、Bさんのこと嫌い！  
Aさん、もうBさんとは遊ばないで！

えっ？

Aさんはどうすればいいのかわからず聞いてみると、いろいろな意見が出ました。

BさんともCさんとも遊ばないかな。

Cさんのいないところで、Bさんと遊ぶ。

BさんのいないところでCさんと遊ぶ。

どうしたらいいか、わからない…

前みたいに3人で楽しく遊べるといいね

だけれに、相談してみたら

Aさんはどうしたらいいか、わからなくなりました。

「こことよ」に相談してみようかな



相談員

- ・Aさんの話を聞かせてね。
- ・一緒に作戦を考えよう。
- ・うまくいかなかったら、また電話してね。
- ・人に言ってしまうのは、言わないよ。

0120-797-931 に電話してね。

～とよた子どものけんりそうだんしつだより～



# こことよ

こことよ29ごう 2023年6月はっごう



みなさん、こんにちは。こことよ「とよた子どものけんりそうだんしつ」です。

あたらしいがくねんがスタートして2かげつがたちました。

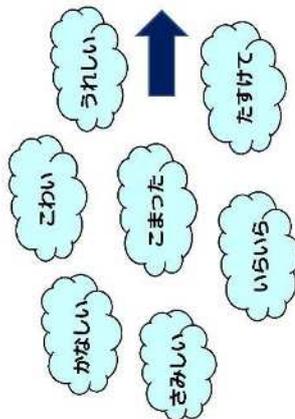
うれしいこと、たのしいこと、ワクワクすることがありますか？

ちやちやすることや、かなしくなることはありますか？

こことよは、そんなあなたのきもちをきくところです。

●がっこうで、いえのなかで、ならいごとで…

●クラスで、おともだちとのことで、かぞくで…



## ☆こことよのやくそく☆

- ・ゆっくりおぼなしをきくので、どんなことでもいいよ。
- ・あなたといっしょにかながえるよ。
- ・ほかのひとには、いわないよ。

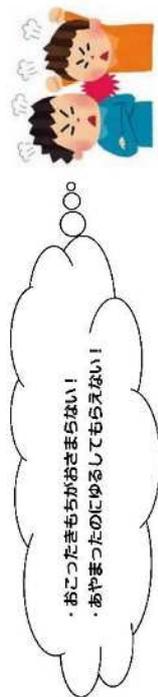
## 『あなたはたいせつな人です』

あなたも！あなたのともだちも！どのこも！  
みんなたいせつな人です。

みんなに、たのしく、あしんしてすごしてほしい…と、  
とよたしは、ねがっています。



●こんなときは、ひとりでなやまず「はなしてね。  
『こことよ』は、あなたといっしょに いいほろほろを かんがえるよ！



☆ あなたのきもちを きかせてね。

～とよ子どものけんりそうだんしつだより～

# こことよ

こことよ30号 2023年10月発行



みなさん、こんにちは。とよ子どものけんりそうだんしつ「こことよ」です。  
 まいにち げんきにすごしていますか？  
 モヤモヤすることや、かなしくなることはありませんか。  
 もしあったら「こことよ」にでんわしてください。  
 「こことよ」は、そんなあなたのさちちをさくところですよ。

### たとえば



「やめて」といえないこまった

おちたどおりにできない いらいらする

「やめて」といえないこまった

おちたどおりにできない いらいらする

どうしたらいいかわからない たすけて

ともだちとけんかした！ どうしよう

はなすひとがいなくて さみしいな

0120-797-931 に でんわしてね

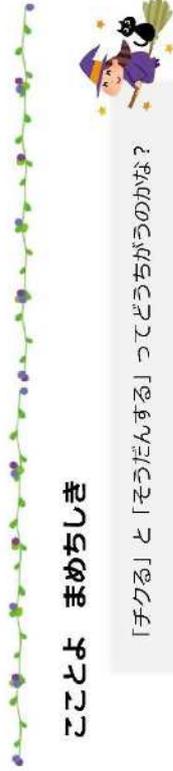
- 相談できるひ  
 \* すい・ちく・ど・にち ここ1～6じ  
 \* きんようび ここ1～8じ
- メールでもそうだんできるよ  
[kodrosoudan@toyodaad.jp](mailto:kodrosoudan@toyodaad.jp)  
 (そうしんするはあいは、こことよからのメールがうけとれるようにしてください)
- おかねはかかりません

### こことよ まめちしき

「チクる」と「そうだんする」ってどうちがうのかな？

「チクる」とは、あいての子をわるくいうこと。  
 「そうだんする」とは、じぶんのちもちをまいてもらうこと。

\* じぶんのちもちを、だれかにまいてもらうと、あんしんできよよ。「こことよ」でもそうだん まってよ。



### おしらせ

ちうすぐ、ちどちのけんりそうだんしつフォーラムがあるよ！  
 みんな、あそびにきてね



11/25 11/26

Do you know Child Dignity and Child Rights?

11月25日 (土曜日) 豊田市コンサートホール

11月26日 (日曜日) 豊田産業文化センター等

大人や若者が学ぶ分科会や子どもが楽しめる時間

おまけやしき、スタンブアラー、ゲームコーナー、マルシェもめるよ！

子どもの権利相談室「こことよ」  
 〒471-0034 豊田市小坂本町 1-25 豊田産業文化センター4階

～とよたこどものけんりそらだんしつだより～



# こことよ

こことよ31ごう 2024年2月 はっごう

みなさん こんにちは！

こどものけんりそらだんしつ「こことよ」です。

みなさんは、まいにちがっこうできもちよくすごせていますか？

きょうしつの中に、こまっている人はいませんか？

そんなとき、どうしたらいいのかわいっしょにかんがえてみましょう。

## 「ふわふわことば」「ちくちくことば」

いわれるとかなしくなっていて、心が「ちくちく」いたくなることば。たとえば「バカ」「しね」「きらい」のようなことばは、いわれたらいやなきもちになっ てしまいます。「ちくちくことば」です。

あなたは「ちくちくことば」をいわれたとき、どんなきもちになるかな？

「やめて！」と、たすけをもとめてほしいんだよ。

あなたのかないきもちを、いつてもいいんだよ。

いわれるとうれしくなって、心が「ふわふわ」となることば。たとえば「ありがとう」「すごいね」「がんばったね」のようなことばは、いわれるとうれしくて、やさしいきもちになります。「ふわふわことば」です。「ふわふわことば」がたくさんきこえるところでは、えががでいられます。

「ふわふわことば」には、どんなものがあるのかな？

だいすき…とてもうれしくなります。

ありがとう…いつても、いわれてもきもちよくなります。

たのしかったね…またあそびたくなります。

たとえば、こんなときはそうだんしてくださいね



- いやなことをいわれたり、されたりした
- きもちがよちやするがっこうにいきたくない
- なかまはずれにされた

・どんなことでもいいよ、はなしをきかせてね。

・あなたと一緒しよに、かんがえるよ。

・人にいつてほしくないことは、いわないよ。

0120-797-931 にでんわしてね。

そらだんいん

## 4月からは、あたらしいがくねんですね。どんなじぶんになりたいですか？

なりたいじぶんにちかづくために、がんばりたいことをかいてみよう。

なりたいじぶんにちかづくために、やりたいことをかいてみよう。

## (2) こども・若者政策課事業への協力

豊田市こども・若者政策課が行う豊田市子ども条例や子どもの権利の啓発に関する事業に、様々な形で協力をしています。

### ア 「権利学習プログラム」への参加

権利学習プログラムは、豊田市子ども条例と子どもの権利について子どもたちが学習するためのプログラムです。

とよた子どもの権利相談室は、豊田市子ども条例や子どもの権利について理解を深めてもらうことを目的に、小中学校の権利学習プログラムの授業に参加をしてきました。



2010年度に5分程度で相談室の紹介をすることから始まったプログラムへの参加は、少しずつ講義形式や紙芝居等で1コマを受けもつことが増え、2017年度後半からは各学年で行う子どもの権利擁護委員の授業内容を統一しました。相談室からの参加を希望する学校も年々増加してきました。

2019年度から子ども条例の正しい理解を深め、権利学習プログラムの効果を高めることを目的に「中学校での子どもの権利啓発事業」が始まりました。2020年度はコロナで中止となりましたが、2022年度までの4年間ですべての中学校を対象に、教員向け事前研修、全校講演、権利学習授業を実施しました。



(教員向け事前研修)



(放送室から全校生徒に向けた講演の様子)

2023年度からは教育委員会の「子どもの命を守るハートサポートプログラム」の1つとして位置づけられた権利学習プログラムは、全小中学校必修のものとなりました。6年間で全小学5年生児童と全小・中・特別支援学校教職員の対面研修を実施し、対面ではない年も擁護委員の作成動画で実施します。

また、授業を受けた生徒から、「子どもの権利について、もっと大人も知ってほしい」との声を受け、保護者・地域向け研修を中学校区ごとに実施する計画とし、その事業に全面協力をします。今年度は、崇化館・朝日丘・豊南・藤岡の中学校区内の 11 小学校、4 中学校と 4 交流館で実施しました。

<教職員向け対面研修>

日程・学校名	日程・学校名	日程・学校名
7/10 根川小	7/31 平和小	8/24 飯野小
7/21 衣丘小	8/2 童子山小	8/24 朝日丘中
7/21 元城小	8/4 朝日小	8/28 藤岡中
7/25 拳母小	8/23 前山小	9/11 豊南中
7/26 石畳小	8/23 御作小	9/21 崇化館中

<小学5年生対面授業>

実施日・学校名	クラス数	児童数	実施日・学校名	クラス数	児童数
9/22 御作小	1	11	11/30 平和小	2	46
10/31 拳母小	2	71	12/4 童子山小	3	116
11/ 1 飯野小	1	33	12/5、6 前山小	5	113
11/10 元城小	2	52	12/8 衣丘小	4	117
11/14 石畳小	1	22	12/18 朝日小	3	87
11/15 根川小	3	89			

<保護者・地域向け研修>

10/1 (日) 藤岡交流館	10/22 (日) 豊南交流館	11/5 (日) 崇化館交流館	11/12 (日) 朝日丘交流館
-------------------	--------------------	--------------------	---------------------

2023年度は、計画に基づき実施した崇化館・朝日丘・豊南・藤岡の中学校区内にある小学校の小学5年生（11校30クラス）と、実施を希望した小学1年生、3年生、5年生（4校15クラス）の権利学習に参加することができました。たくさん子どもたちに直接会うことができ、また、参加した学校の先生方にも、豊田市子ども条例や相談室について理解していただく機会となりました。さらに、小学3年生、5年生の権利学習後には、タブレットを使って回答できる振り返りシート（アンケート）を実施しました。授業の感想の他に、自由記述欄にて、質問や相談のあった児童には、手紙で返信をしました。加えて、こことよレターも配布し、手紙が送られてきた児童には返信をしました。返信した児童数は、3年生20名、5年生41名です。



小学1年生では、授業の後半で豊田市子ども条例という約束があることや、困った時には相談をすることを中心に、相談員から話をしました。安心して話ができる場所があることを伝え、実際に電話をかける練習なども行いました。



小学3年生では、パワーポイントなどを使って、条例や権利について説明をしました。子どもたちにとって難しく感じる言葉も、日常の出来事と絡めて考えることで身近なものに感じられるよう工夫をしました。



(小学3年生の授業の様子)

小学 5 年生では、豊田市子ども条例の子どもにとって大切な 4 つの権利について身近な出来事を交えて説明した後、それぞれに守られていると思う項目にシールを貼るというワークショップ形式で行いました。自分たちの権利について、より具体的に考える機会になることを目指しました。



(小学 5 年生の授業の様子)

<2023 年度 権利学習への参加実績>

学校名	学年(クラス数)	相談室参加者
童子山小	5 年生 (3 クラス)	山谷擁護委員、石井擁護委員
拳母小	5 年生 (2 クラス)	石井擁護委員
根川小	5 年生 (3 クラス)	石井擁護委員、渡邊擁護委員
前山小	5 年生 (4 クラス)	山谷擁護委員
元城小	5 年生 (2 クラス)	石井擁護委員、渡邊擁護委員
朝日小	5 年生 (3 クラス)	山谷擁護委員、石井擁護委員、渡邊擁護委員
平和小	5 年生 (2 クラス)	渡邊擁護委員
衣丘小	5 年生 (4 クラス)	石井擁護委員、渡邊擁護委員
井上小	1 年生 (3 クラス)	相談員 2 名
	3 年生 (3 クラス)	山谷擁護委員、石井擁護委員、山田専門員
	5 年生 (3 クラス)	山谷擁護委員、石井擁護委員、山田専門員
飯野小	5 年生 (1 クラス)	山谷擁護委員
石畳小	1 年生 (1 クラス)	相談員 1 名
	3 年生 (1 クラス)	こども・若者政策課職員 1 名
	5 年生 (1 クラス)	山谷擁護委員
御作小	5 年生 (1 クラス)	渡邊擁護委員
本城小	5 年生 (1 クラス)	山谷擁護委員
追分小	1 年生 (1 クラス)	相談員 1 名
	3 年生 (1 クラス)	渡邊擁護委員
	5 年生 (1 クラス)	渡邊擁護委員

子どもの権利学習プログラム（対面研修・対面授業実施校）  
事業スケジュール予定 2023～2028年度

年度	中学校教職員 (60分) (全職員対象： 授業後、夏休 み等に実施)	保護者・ 地域 (90分)	小学校教職員(60分) (全職員対象：授業後、夏休み等 に実施)	小学5年生児童(45分) (教職員研修、ひまわり小5 版実施後に実施)
2023	崇化館 朝日丘 豊南 藤岡	左記 中学校ブ ロックご と	拳母・元城・朝日 童子山・根川・衣丘 前山・平和 飯野・石畳・御作	拳母・元城・朝日 童子山・根川・衣丘 前山・平和 飯野・石畳・御作
2024	高橋 美里 益富 藤岡南	左記 中学校ブ ロックご と	寺部・平井・矢並・市木 野見・東山・広川台 古瀬間・五ヶ丘・五ヶ丘東 中山	寺部・平井・矢並・市木 野見・東山・広川台 古瀬間・五ヶ丘・五ヶ丘東 中山
2025	梅坪台 竜神 末野原 下山 旭	左記 中学校ブ ロックご と	梅坪 山之手・竹村・土橋 寿恵野・大林 花山・大沼・巴ヶ丘 小渡・敷島	梅坪 山之手・竹村・土橋 寿恵野・大林 花山・大沼・巴ヶ丘 小渡・敷島
2026	逢妻 上郷 高岡 前林 若園	左記 中学校ブ ロックご と	小清水・美山 高嶺・畝部 若林東・若林西 堤・駒場 若園 萩野・明和・新盛・大蔵・御蔵	小清水・美山 高嶺・畝部 若林東・若林西 堤・駒場 若園 萩野・明和・新盛・大蔵・ 御蔵
2027	保見 猿投 猿投台 井郷 足助	左記 中学校ブ ロックご と	大畑・伊保・東保見・西保見 加納 青木・西広瀬 四郷・井上 足助・冷田・追分・佐切・則定	大畑・伊保・東保見・西保 見 加納 青木・西広瀬 四郷・井上 足助・冷田・追分・佐切・ 則定
2028	石野 松平 浄水 小原 稲武 豊田特支（中 学）	左記 中学校ブ ロックご と	東広瀬・中金・上鷹見 九久平・幸海・岩倉・滝脇・豊 松 浄水・浄水北 道慈・本城・小原中部 稲武 豊田特支（小学）	東広瀬・中金・上鷹見 幸海・岩倉・九久平・滝 脇・豊松 浄水・浄水北 道慈・本城・小原中部 稲武 豊田特支（対象学年は学校と 相談）

## イ 子ども会議

2023年度第1回豊田市子ども会議（6月）にて、子ども委員に対して石井擁護委員が「みんなで学ぶ子どもの権利と尊厳 ～ひとりひとりがこの社会の主人公になるために～」と題して子どもの権利と尊厳について話をしました。



（第1回豊田市子ども会議、石井擁護委員講話の様子）

11月に行われた子どもの権利条約フォーラム2023 inとよたにおいて、子ども発企画として子どもの権利に関する動画を作成し、その中でこことよ（とよた子どもの権利相談室）の紹介をしました。

### (3) 市民（大人）への広報・啓発活動

#### ア 擁護委員だより

先生や子どもに関わる方々への啓発活動として、市内の小・中学校・高校・特別支援学校・こども園・幼稚園の教職員・保育師、放課後児童クラブ支援員、人権擁護委員及び相談機関等に配布しました。(46, 47 ページに掲載)

#### イ 掲載

毎月発行される広報とよたの相談窓口一覧、豊田市こころの健康相談窓口一覧、豊田市くらしの便利帳、豊田市子育て応援ハンドブック、豊田市家庭教育手帳（親ノート）に、子どもに関する相談機関として掲載されています。

#### ウ その他

##### (ア) 講師派遣活動

日程	対象者	題目
		講師
8月18日	新規採用保育師夏季研修 公立こども園新任保育師 37名	豊田市子ども条例について ～子どもの権利について学ぼう
		こども・若者政策課職員
9月7日	豊田市青少年健全育成推進協議会理事、育成員、部会員 20名	豊田市子どもの権利擁護委員制度とこことよ（とよた子どもの権利相談室）
		相談員
9月26日	保護者向け研修 童子山小学校 保護者 35名	子どもをいじめから守るために
		石井擁護委員
12月15日	豊田市職員 人権研修 市職員 87名	子どもの人権
		渡邊擁護委員
2月11日	地域・保護者向け研修 豊南地区青少年健全育成推進協議会 27名	「子どもの権利」について学ぶ
		石井擁護委員
3月4日	教職員職員研修 東山小学校 教職員 23名	子どもの権利を大切にした対応を考える
		石井擁護委員・渡邊擁護委員

※豊田市の公立こども園では、幼稚園教諭と保育園保育士を併せて「保育師」という名称を使用しています。

#### (イ) ホームページ

擁護委員の紹介、相談室の説明やお知らせなどを掲載し、活動報告会などのトピックスはお知らせページに掲載し、随時、更新しています。また、相談室だよりのバックナンバーも見ることができます。「とよた子どもの権利相談室」又は「こことよ」で検索してください。

#### (ウ) 視察・取材

学生の方々の見学や調査研究のための取材、他市の機関等からの視察・取材を受け、意見交換等を実施しました。

機関等	件数
大学生取材	2件 2名
他市機関視察	1件 2名
ひまわりネットワーク「とよたNOW」	1件



# 生徒指導要綱が改訂されました ～子どもの人権(権利)をより大切にすることを指して～



## 1 生徒指導要綱改訂の内容

昨年(2022年)12月に生徒指導要綱が改訂されました。  
その中で、最も重要なことは、子どもが権利の主体であることを受け、教職員のみならず、保護者の権利に関する条約(子どもの権利条約、1989年国連条約)の理解を求めている点だと認識しています。  
具体的には、教職員のみならず、子どもが権利の4つの原則についての理解が不可欠だとされています。

### 子どもの権利条約の4つの原則

- ①差別の禁止  
条約の定めるすべての権利が保障される。
- ②子どもの最善の利益  
：すべての子どもは、子ども自身や親や祖父母や保護者、性、意見、信仰、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。
- ③生存・生存・発達の権利  
：すべての子どもが命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。
- ④意見を表明する権利  
：子どもは自由に関与のある事柄について自由に意見を表明することができ、大人はその意見を子どもの発達に即して十分に考慮する。

上記の4つの原則の中で、特に大切なのは、②子どもの最善の利益及び③子どもの意見を表明する権利です。  
③子どもにまず意見を聞くことに関しては、その子がどうしたいか意見を聞くことは基本的な考えです。ただ、すべて子どもの言いなりになるというわけではありません。子どもはまだ知識がないことなどもたくさんあるわけなので、子どもの意見を聞いたうえで、子どもにとって何かいいんだらうと考えること、それが子どもの最善の利益ということになります。

また、今年(2023年)4月からは子ども基本法が施行されました。  
子ども基本法の中では、次のような基本理念が規定され、上記の子どもの権利条約の4つの原則が反映されています。

- ①全てのことについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的扱いを受けないこと
  - ②全てのことについて、適切に尊重されること(子ども基本法第3条第1号)
  - ③全てのことについて、適切に尊重されること、その生活が尊重されること、重んじられること、その権利や利益が保護されること、その権利が等しく保障されること、教育基本法の精神のつとめを受け継ぐこと(同法第3条第2号)
  - ④全てのことについて、その年齢及び発達段階に応じた権利が保障されること、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明し、その年齢及び発達段階に適合した活動に参加する機会が保障されること(同法第3条第3号)
  - ⑤全てのことについて、その年齢及び発達段階に応じた権利が保障され、その最善の利益が優先して考慮されること(同法第3条第4号)
- (下欄は筆者が写したものを)

ご意見、ご質問、ご相談をより子どもの権利相談室に是非お寄せください。

ご存知のとおり、豊田市にも子ども基本法があり、その中では、①安心して生きる権利、②自分らしく生きる権利、③思いやりを権利、④参加する権利が記載されています。  
このように、条約や法律、条例、生徒指導要綱などいろいろな形で子どもの権利をより大事にしているところという施策がまっています。

日頃、教職員のみならず子どもたちと対話し、子どもたちのためには何が一番いいのだからと考えていただいていることが今回の生徒指導要綱改訂で明確に認識されたということだと思います。  
引き継ぎ、子どもたちの意見や気持ちを聞いていただき、この子にとって何が最善の利益なんだらうということ子どもと一緒に考えていただければと思います。

## 2 校則の見直しについて

今回の生徒指導要綱改訂では、校則の見直しについても以下のように触れられています。

「校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会や地域の状況、社会の急変等を踏まえて、その意義を適切に説明できぬよう校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切に内容を、現状に合う内容に変更する必要があるが、また、本当に必要なものを、継ぎ足しを行うことが求められます。」

校則は、「その在り方については、児童生徒や保護者の学校関係者からの意見を聴取した上で改めていくことが望ましいと考えられています。」  
「校則の見直しの過程に児童生徒自身が参加することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。」

上記の中で特に、校則の見直しの過程に児童生徒自身が参加することの重要性に触れられていることが極めて大切なことだと思います。

まさに、子どもの権利条約や豊田市子ども基本法、子ども基本法で定められた「子どもの意見を表明権」をあらわしたものにほかなりません。

ぜひ今一度、校則の見直しについて検討をお願いしたいと思います。

そして、校則の見直しをしていただく際には、校則の中に子どもの権利について言及があるか、子どもを権利の主体として尊重しているか、という点を押さえていただければとあります。

また、多くの学校では、校則の策定や見直しに関する手続決定が校則の中に存在しておらず、手続的な取扱いが図られていません。校則の中に、校則の見直しをする際にはどのような手続を定めるのかについても規定していただきたいと思います。

子どもたちと一緒に校則を見直し、子どもたちが主体的に参加し意見を表明することは、子どもたち自身が校則の根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります。

教職員のみならず子どもも多岐にわたる中で時間がない中ではあると思いますが、ぜひ校則・生徒指導の見直しを子どもたちと一緒に進めていただければと思います。

校則の見直しについて、ことよもお手伝いできることがあればさせていただきますと思います。  
ぜひご意見、ご質問をことよに寄せていただきますと幸いです。



## 6 研究・研修・会議

### (1) 研究

#### 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2023 小金井

##### (ア) シンポジウム

相談員1名が参加しました。(全体会：Zoom、分科会：現地)

日時：2024年2月10日(土)13:00~16:30、11日(日)10:00~17:00

会場：東京都小金井市 宮地楽器ホール、他

主催：「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2023 小金井実行委員会／小金井市

内容：テーマ「こども施策の基本理念と自治体における子どもの意見の反映」  
＜全体会＞

##### ①自治体報告

- ・千葉県流山市 竹中 大剛 氏 (子ども家庭部長)
- ・神奈川県川崎市 二瓶 裕児 氏 (教育委員会事務局生涯学習部  
地域教育推進課長)
- ・東京都 中島 知郎 氏 (子供政策連携室 企画調整部  
プロジェクト推進担当課長)

##### ②特別報告

- 「まちづくりにおける子ども・若者の参画—静岡県内での実践を通じて—」  
土肥 潤也 氏 (NPO 法人わかものまちなち代表理事、  
こども家庭審議会委員)

＜分科会：子どもの相談・救済＞

- ① (基調報告) 「子どもオンブズパーソン／コミッショナーの必要性と役割  
—国際的位置づけと諸外国の実践事例から—」  
平野 裕二 氏 (子どもの権利条約総合研究所運営委員)
- ② 「子どもオンブズパーソン相談室の開設と運営  
—子どもの権利を実現する文化及び社会を作るために—」  
半田 勝久 氏 (小金井市子どもオンブズパーソン)  
村井 朗子 氏 ( ” ” )
- ③ 「『としま子どもの権利相談室』のこれまで・これから」  
佐賀 豪 氏 (豊島区子どもの権利擁護委員)  
小野 義夫 氏 (子ども家庭部子ども若者課)
- ④ 「長野県子ども支援委員会の活動—人権救済における勧告を中心に—」  
関 良徳 氏 (長野県子ども支援委員会会長)  
中嶋 慎治 氏 (前・長野県子ども支援委員会副会長)  
中川 峻介 氏 (県民文化部 子ども若者局  
こども・家庭課 児童相談・養育支援室)

## (イ) 子どもの相談・救済に関する関係者会議（非公開）

相談員1名が参加しました。

日時：2024年2月12日（月・祝）10：00～16：00

会場：市民会館 萌え木ホール

## (2) 研修

### ア 市役所内研修

①相談員1名が参加しました。

内容：ゲートキーパー研修

講師：和田 浩平 氏（医療法人仁成精会 三河病院）

日時：2023年12月18日（月）14：00～

②相談員2名が参加しました

内容：ヤングケアラー支援者研修

講師：浅井 真奈美 氏（臨床心理士・公認心理師）

日時：2024年 2月13日（火）14：00～

### イ パルクとよた公開セミナー

各回、相談員1名が参加しました。

①内容：家庭教育について

講師：江口 昇勇 氏（パークとよた 青少年専門指導相談員）

日時：2023年6月23日（金）18：30～

②内容：自殺予防教育について

講師：大山 卓 氏（創価大学教育学部 准教授）

日時：2023年7月15日（土）10：00～

③内容：特別支援教育について（1）

講師：松川 博茂 氏（パークとよた 特別支援教育アドバイザー）

日時：2023年9月22日（金）18：30～

④内容：不登校対応について（1）

講師：中西 和紀 氏（あいせい記念病院）

日時：2023年10月27日（金）18：30～

⑤内容：特別支援教育について（2）

講師：西村 多恵 氏（豊田市障がい者就労・生活支援センター）

日時：2024年1月26日（金）18：30～

⑥内容：不登校対応について（2）

講師：堀 英太郎 氏（パークとよた 主幹）

日時：2024年3月1日（金）18：30～

## ウ 外部研修

### (ア) 名古屋市子どもの権利相談室新人研修

講師：粕田 陽子 氏（名古屋市子どもの権利擁護委員）  
吉住 隆弘 氏（ ” ” ）

日時：①2023年 4月13日（木）  
②2023年 4月21日（金）  
③2023年 4月28日（金）  
④2023年 11月17日（金）  
⑤2023年 11月24日（金）

相談員1名が参加しました。  
相談員2名が参加しました。

### (イ) あいちスクールソーシャルワーカー実践研究会

相談員が1名参加しました。（Zoom）

内容：「子ども真ん中ソーシャルワーク ～アドボカシーに着目して～」

日時：2023年 8月11日（金・祝）13：00～

### (ウ) R I F C R（リフカー）研修

相談員1名が参加しました。

内容：性虐待対応

日時：2023年 9月17日（日）9：00～

会場：ウィンクあいち（愛知県産業労働センター）

### (エ) 豊田・加茂児童相談センター研修

相談員4名が参加しました。

内容：子ども・市民からの虐待相談に対する対応の仕方

講師：新美 幸雄 氏（豊田加茂福祉相談センター）

日時：2023年 11月 9日（木）10：00～

### (オ) 愛知県令和5年度相談支援職員研修

相談員1名が参加しました。

内容：子ども・若者への相談支援実践に必要な関係機関連携スキル

日時：①2023年 11月 1日（水）13：30～

②2023年 11月 17日（金）14：00～

③2023年 12月 6日（水）13：30～

### (カ) 日本電話相談学会 第36回大会

相談員4名が参加しました。

内容：大会テーマ「精神障害と電話相談」

日時：2023年 12月 2日（土）10：00～、3日（日）9：30～

(キ) C A P 研修

相談員 2 名が参加しました。

内容：子どもへの暴力防止プログラム

日時：2024 年 1 月 24 日（水）13：20～

(ク) 男女共同参画センター研修

相談員 1 名が参加しました。

内容：離婚後共同親権について

講師：岡村 晴美 氏(弁護士)

日時：2024 年 3 月 13 日（水）13：30～

**エ 相談室内研修**

(ア) 擁護委員による相談員研修

①内容：学校づくりと子どもの権利

講師：石井擁護委員

日時：2023 年 6 月 25 日（日）

②内容：子どもの権利/子どもの権利条約/豊田市子ども条例

講師：山谷擁護委員

日時：2023 年 6 月 27 日（火）

③内容：学校安全と事故防止

講師：石井擁護委員

日時：2023 年 8 月 1 日（火）

④内容：児童相談所の業務と児童虐待対応

講師：渡邊擁護委員

日時：2023 年 9 月 19 日（火）

⑤内容：子どもの権利擁護機関と「こことよ」について

講師：山谷擁護委員

日時：2023 年 10 月 10 日（火）

⑥内容：不登校について

講師：渡邊擁護委員

日時：2023 年 10 月 20 日（金）

### (3) 会議

#### ア 擁護委員会議（子ども規則第6条）

必要があるときに代表擁護委員が招集し開催します。

	日 時	主 な 議 題
第1回	4月24日(月)	組織体制について
第2回	5月16日(火)	組織体制について
第3回	5月23日(火)	組織体制について
第4回	5月30日(火)	組織体制について
第5回	6月16日(金)	市長への2022年度活動報告会
第6回	6月20日(火)	研修、事務改善について
第7回	7月11日(火)	事務改善について
第8回	7月20日(木)	教育委員会との意見交換会
第9回	8月3日(木)	・家庭児童相談所 ・豊田加茂児童・障害者相談センター ・パルクとよた との意見交換会
第10回	10月24日(水)	事務改善、組織体制について
第11回	12月19日(火)	組織体制について
第12回	1月30日(火)	事務改善、組織体制について
第13回	2月20日(火)	研修体制、事務改善、組織体制について
第14回	3月26日(火)	事務改善、組織体制について



2023. 6. 16 太田市長へ 2022 年度の活動報告

**イ ケース検討会議（原則毎週火曜日）**

擁護委員と相談員全員で意見交換をしながら、個々の案件について具体的な対応を検討します。

**ウ 担当者会議（随時）**

ケースの担当擁護委員と担当相談員が必要な時に話し合います。

**エ 相談員会議（随時）**

相談員全員で、案件に関する対応や相談室の運営について話し合います。

**（４）外部委員等**

**ア 豊田市いじめ防止対策委員会**

各回、山谷擁護委員が参加しました。

<第1回>

日時：2023年5月24日（水）14：30～15：20

<第2回>

日時：2023年10月11日（水）14：30～15：20

**イ 豊田市要保護児童・DV対策協議会**

山谷擁護委員が参加しました。

日時：2023年7月13日（木）14：00～

**ウ 子どもにやさしいまちづくり推進会議**

山谷擁護委員が参加しました。

日時：2024年3月12日（火）14：00～

**エ 豊田市若者支援地域協議会**

渡邊擁護委員が参加しました。

<代表者会議>

日時：2023年5月17日（水）14：00～

**オ 豊田市若者サポートステーション運營業務委託プロポーザル**

選考委員として渡邊擁護委員が参加しました。

<ヒアリング>

日時：2024年1月31日（水）13：30～

## 7 擁護委員からのメッセージ

### 教員不足問題と子どもの権利

豊田市子どもの権利擁護委員 山谷 奈津子

#### 1 こことよへの相談から見えてきた課題

こことよでは、擁護委員が情報収集や調査・調整活動の一環として小中学校を訪問したり、権利学習で学校にうかがわせていただく機会が多くあります。

その中で、年度途中で担任が病休となり、代替の教員が充てられることなく、教頭や教務主任が担任の代わりをしているケースや、授業中落ち着いて座ってられない子や外国籍で日本語の理解が不足している子などに個別対応が必要であっても、人手が足りずに丁寧な対応ができていないケースなど、どの学校でも教員不足に悩まされている実態を目の当たりにしました。

そして、こういった状況は、教員の数がそもそも少ない小規模校で特に多いと感じており、小規模校の校数が多い豊田市特有の事情もあるように思います。

このように、教員が不足している状況の下では、子どもたちにとって最適な教育を受ける権利が奪われている状態であるといえ、豊田市子ども条例（以下、「子ども条例」といいます）で定める豊かに育つ権利（子ども条例第7条）や安心して生きる権利（子ども条例第5条）が守られていないといえます。

#### 2 教員配置と小規模校における問題点

公立小中学校の教員配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員の標準に関する法律」（義務標準法）に定めがあります。

義務標準法第3条第2項には、1学級の児童生徒の数の基準が定められていて、小学校では35人、中学校では40人となっています。なお、同条項において、都道府県・指定都市の教育委員会は、上記1学級の人数を下回る人数を定めることができると定めており、第4条第1項において、学級編成は都道府県が定めた基準を標準として、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が、当該学校の児童生徒の実態を考慮して行うとしています。豊田市では、上記条文に基づいて、小学校1年生から3年生での30人学級、中学校での35

人学級を実現しています。学級編成については、上記のように、柔軟な対応ができるようになってきたとはいえ、まだまだ1学級の生徒児童数は多く、教員の方が子どもたちにきめ細かい対応をすることができない状況です。今後さらに、学級編成の標準を引き下げる方向性になることを望みます。

また、1校あたりの教員配置については、1校の学級数に応じて「乗ずる数」が定められており（義務標準法第6条の2条、同法第7条）、学級数×乗ずる数+校長1名という計算式により定められます。例えば、1校の学級数が6学級という小規模校においては、6学級×1.292（乗ずる数）+1（校長）＝8.75であり、小数点以下を切り上げて9人の教員配置ということになります。しかし、この計算方法では、1学校あたりに十分な教員の数が配置されておらず、「乗ずる数」を大幅に引き上げる法改正が望まれます。

また、各学校では、子どもたちに対する授業以外の仕事（校務分掌）があります。例えば、いじめ問題への対応や生徒会活動を担当する生活指導部、校内研修の推進や他校の公開授業の視察などを行う研修部、備品管理や点検、物品の購入などを行う施設管理部、運動会や学芸会、文化祭、卒業生を送る会、修学旅行などの企画運営を行う学校行事部など、実に多岐に渡ります。このような校務分掌を教員の方が担うわけですが、いわゆる小規模校において、上記のように教員配置の数が少なくても、大規模校や中規模校と同じように校務分掌を進めていかななくてはならず、1人の教員がいくつも掛け持ちして担当することが少なくありません。こうした負担が、教員の方の病気休暇につながる可能性も否めません。小規模校において、特に「乗ずる数」の引き上げをし、余裕のある教員配置をするべきではないでしょうか。

### 3 権利学習におけるアンケート

こことよは、こども・若者政策課が行う「権利学習プログラム」に協力し、全小中学校の教員の方を対象に、子ども条例や子どもの権利について研修を行っています。

研修後、教員の方に対しアンケートを行ったところ、以下のような意見が聞かれました。

- ・子どもに寄り添えば寄り添うほど、授業時間や公務時間が厳しくなる。

- ・意見表明権を大切にするには、1クラスの子どもの人数が多すぎると感じる。
- ・子どもの権利を尊重するために、教員ももう少しゆとりを持って、ゆっくり子どもたちに向き合う時間が必要。
- ・子どもの権利を守るためには、明らかに人員を含めた予算が不足している。
- ・教員としてヤングケアラーや虐待などを把握するのに、1学級35人という規模は大きすぎる。
- ・じっくり子どもの意見を聞く意見表明権を大切にするなど、時間を多く要することが教員に求められていることに困難を感じる。
- ・子どもの権利を守るためには、教職員の権利も大切にしなければならない。
- ・学校の多忙化解消が子どもたちにとっても重要なことであることを改めて感じた。
- ・現状では、学校現場への人的な補償もなく新しい取り組みが次々と入ってくる。ソフト面（研修など）だけでなく、ハード面（正教員の数を増やすなど）でのバックアップを期待している。
- ・子どもの権利を守るために、保護者への対応のために、専門的な知識をもつ方を学校へ配置してほしい。

いずれも、教員の方々の悲痛な叫びだと思えます。

学校において、子どもの権利を大事にしたいと思っても、教員の方たちは常に忙しく、子どもたちに丁寧に対応するだけの時間的・精神的な余裕がないのだということがよくわかりました。

近年、教員の方の働き方改革は進められていますが、まだまだ足りていないと感じています。子どもたちに寄り添い、子どもたちの声を聞き、その上で子どもの最善の利益は何だろうと子どもと一緒に考えるには、以下に掲げるように、制度自体を抜本的に見直す必要があると考えます。

#### 4 子どもの権利を守るために教員不足問題について望むこと

2024年5月13日、中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会において公立学校の教員確保に向けた総合的な方策がまとめられ、文部科学大臣に提言が提出されました。

同提言は、教員の残業代の代わりに基本給の４％を上乗せ支給している「教職調整額」を１０％以上に引き上げる教職員給与特別措置法（給特法）の改正などがその内容になっていますが、内容としては全く不十分であると感じます。上記２に記載したとおり、学級編成の標準を引き下げて１クラスの人数を減らし、「乗ずる数」を引き上げて教員配置を適切な人数に増やす義務標準法の改正が必要不可欠であると考えます。

豊田市でも、スクールカウンセラーや心の相談員の全校配置やスクールソーシャルワーカーによる学校訪問などにより教員の方の負担を減らしたり、教員の働き方改革を推進したりと、独自で対応策を検討されています。余裕のある教員配置や教員の方の負担減が、ひいては子どもたち１人１人に対する丁寧な対応につながり、子どもたちの権利が守られることとなります。今後も、病休などの場合に代替の教員をすぐに充てられるような仕組みを整えたり、個別対応が必要な子に対して学校からの要請によりすぐに人員を派遣できるような仕組みを充実させるべきであると考えます。

## 学校における体罰と不適切な指導について 子どもの権利の観点から考える

豊田市子どもの権利擁護委員 石井拓児

### 1. 学校教育法 11 条における体罰の禁止

新聞報道にもありましたように、2023 年 10 月、豊田市内の小学校で体罰に関わる案件が発生しています。体罰は、学校教育法第 11 条に示されているように、法律上禁止されているものであって、生徒指導上、いかなる理由であっても許されるものではありません。この機会に、もういちどみなさんといっしょに確認しておきたいと思います。

2012 年に、大阪府立高校で、部活動内での体罰を苦に高校生が自殺するという事件が発生し、これをうけて文部科学省は「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（2013 年 3 月 13 日）を発出しています。文部科学省は、「体罰は、学校教育法第 11 条において禁止されており、校長及び教員は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である」としています。

同通知は、体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがあることを指摘し、学校教員に対し、子どもとの適切な信頼関係を築くことが重要であり、日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことを要請しています。

なお、同通知には、「学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」が掲げられていますので、ここであらためて示しておくことにいたします。

#### 学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例 (通常、体罰と判断されると考えられる行為)

##### ○身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。

- ・立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
- ・給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

#### ○被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

このように、身体に対する侵害を内容とするものや子どもに対し肉体的苦痛を与えるようなものは、生徒指導として用いることはできません。繰り返しになりますが、いかなる理由・いかなる場合であっても、体罰は認められていません。

加えて、身体に対する侵害や肉体的苦痛を与えるものではなくとも、認められないと考えられる指導があります。これを「不適切な指導」と呼びます。次に、不適切な指導とはどういうものかを整理したいと思います。

## 2. 生徒指導提要改訂で示された不適切な指導

学校が行う生徒指導に関するガイドラインを定めているものに『生徒指導提要』があります。2022年12月に新しいものに改訂されましたが、改訂された生徒指導提要では、生徒指導の取り組み上の留意点として、その第一に「子どもの権利条約についての理解」をあげています。

### 子どもの権利4つの原則

- ①差別の禁止
- ②子どもの最善の利益
- ③生命・生存・発達に対する権利
- ④意見を表明する権利

そのうえで、子どもの権利条約の四つの原則、すなわち、①子どもに対するいかなる差別もしないこと、②子どもにとって最もよいことを第一に考えること、③子どもの命や生存、発達が保障されること、④子どもは自由に自分の意見を表明する権利を持っていること、を掲げました。このことは、たいへん重要なことですので、学校を含む、すべての教育機関では4つの原則に基づいて教育活動

を組織していくことが求められます。

この点を踏まえ、改訂生徒指導要領では、新たに「不適切な指導と考えられる例」（同 105 ページ）をあげています。

**不適切な指導と考えられる例（『改訂生徒指導要領』より抜粋）**

- ・ 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- ・ 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ・ 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- ・ 殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- ・ 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- ・ 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- ・ 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

私なりの観点で、少しポイントを整理したいと思います。

第一のポイントは、子どもをひとりの人間として尊重することです。大声で怒鳴ったり、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動を用いたりする指導は、深く子どもの心を傷つける恐れがあるということに、よく留意しておく必要があります。大人でさえ、こうした行為や指導にさらされつづけると、心身に不調をきたすことがあります。

また、こうした指導の問題点は、指導を受けている子どもだけではなく、それをみている周りの子どももびっくりしたり、ショックを受けたりする場合がありますということです。子どものなかには、大きな声や大きな音がとても苦手な子どももいます。

第二のポイントは、子どもがもっている尊厳やプライドを脅かすような指導も認められないということです。例え自分自身の行為が間違っていたり誤っていたりしたとしても、そのことをたくさんの周りの子どもたちが見ている目の前で指摘されることは、子どもにとっては大きな屈辱となります。そのことによって、かえって教師からの指導を受け入れがたくしてしまう場合もあるかもしれません。

また、密室で、たくさんの教師や大人がひとりの子どもを取り囲んで指導するといったようなことは、子どもに著しい不安感や圧迫感を与えることにつながります。どのような場で、どのように指導するのが適切なのかを適切に判断す

る必要があるでしょう。

不適切と考えられる指導によって、深い精神的なダメージを負ってしまう可能性があることに、よく留意しておく必要があります。決して教師の個人的な基準や価値観（これくらいの厳しい指導は大丈夫だ、これくらいの厳しい指導が子どもには必要だ）で判断されるべきではありません。こうしたダメージの結果、生涯にわたって人との接触が怖くなってしまい、不登校や引きこもりとなるケースもありうることをよく理解し自覚しましょう。また、指導後の適切なフォローがなされず、自殺に至ってしまう「指導死」と呼ばれる事案も、実際、全国で発生しています。

### 3. 学校のなかの不適切な指導を改善するために

#### —学校でも個人でもセルフチェックを—

学校では、教育基本法第6条に示されているように、子どもの安全を確保して、ひとりひとりの子どもの成長発達のために「体系的な教育が組織的に行われなければならない」とされています。難しい言葉になりますが、これを学校安全確保義務と言います。子どもたちからの声をキャッチして、学校でも、家庭でも、地域でも、不適切な指導と考えられるような行為が見受けられる場合には、改善に向けて協力協働していく必要があります。

生徒指導のあり方については、日々、新たな知見が提供されていますので、校内研修等を通じて学び合うことが大切です。参考となるのは、文部科学省の調査研究協力者会議が発行している報告書「生徒指導に関する教員研修の在り方について」（2011年）です。本報告書は、生徒指導上の具体的な知識や方法というものは、子ども・学校・社会の変化とともに更新されていく性質があるとしています。子どもの考え方や社会の考え方が変化していけば、当然、それまでよいと考えられていた指導であっても不適切となりうる場合があるのだと警告しています。それゆえ、生徒指導上の知識や方法を絶えず更新していかなければ、知識の陳腐化によって対応を失敗する場合があります。生徒指導に関する最新の知見を全教職員に還元するための仕組みづくりを整えましょう。

第一に、各学校が抱える生徒指導上のニーズをもとに研修計画を年間を通して立案すること、第二に、研修の工夫として学年会単位でのケーススタディ、SCの参加、地域の合同研修（幼・小・中・高）も考えられてよいでしょう。私たち、子どもの権利相談室（こことよ）も「体罰と不適切な指導に関する学校教員向け研修」（2時間程度）を準備しています。必要があればいつでもご相談ください。

仙台市教育委員会は、ホームページで『体罰・不適切な指導防止ハンドブック—児童生徒一人一人の人格や個性を尊重した指導を目指して—』を掲載しています。体罰や不適切な指導がどのような深刻な影響を子どもに及ぼすことにな

るのかを丁寧に説明し、そのうえで、学校あるいは個人でどのような取り組みができるのかを紹介しています。また、このハンドブックでは、「管理職用チェックシート」「個人用チェックシート」「行内体制チェックシート」が利用できます。ぜひいちどご覧いただければと思います。

子どもは何度も失敗を繰り返してしまうものです。私たち大人で、失敗を一度も経験せずに大人になった、という人は一人もいないはずです。繰り返し失敗してしまう子どもに厳しい指導を続けて行えば、その子どもの自己肯定感はどんどん低下してしまい、失敗を恐れて何事にもチャレンジしようとする意欲を削ぎ落すことにつながります。

豊田市子ども条例は、第5条「安心して生きる権利」として「愛情と理解をもってはぐくまれること」を保障しています。また、第6条「自分らしく生きる権利」として「ありのままの自分が認められること」「個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること」を認めています。さらに、第7条「豊かに育つ権利」を規定し、そのなかに、「夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること」を置いています。

この条例は、条例制定当時、子どもたちの意見表明の機会を経てつくられていますが、「失敗してももういちど挑戦できる権利」は、当時の子どもたちから出された、豊田市の子どもたちにとってとても大事な権利のひとつなのです（小学生や中学生向けに行う子どもの権利学習のなかで、いまでも人気のある条文のひとつになっています）。

条例の趣旨をよくご理解いただいて、豊田市全体で子どもへの体罰や不適切な指導を防止できるよう取り組みをすすめていきましょう。

## いじめ相談から見えてきた課題

豊田市子どもの権利擁護委員 渡邊佐知子

### 1 法制度と現況

#### ● 最近の児童福祉の動向

・2016年に児童福祉法が改正され、子どもの権利条約の精神にのっとり「子どもが権利の主体」であることが児童福祉の理念として明記されました。児童相談所・市町村をはじめ児童福祉に関わる施設・事業については、常に子どもの権利が保障されているかを確認しながら活動を行うことが求められています。

・その後も、2017年（司法関与の強化）、2019年（体罰禁止）、2022年（こども家庭センター等による包括的支援、こどもの権利擁護の環境整備、こどもの意見聴取・意見表明支援、懲戒権の削除）に改正が行われ、児童福祉の分野は変革の真ただち中にあるといえます。

・その集大成が2023年4月に施行されたこども基本法です。1994年に子どもの権利条約を批准して30年、ようやく長年の課題であった子どもの権利に関する包括的な法律ができたのです。基本理念として子どもの権利条約の4原則①生命・生存・発達に対する権利、②子どもの最善の利益、③子どもの意見の尊重、④差別の禁止が明記され、国や地方公共団体はこれに基づいてこども施策（教育・雇用・医療・若者施策を含む）を計画・実施することとなっています。

・2023年12月に国が策定した「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、虐待、いじめ、体罰、不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪、性暴力などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる「こどもまんなか社会」の実現を目指して、こども施策の基本方針が定められています。

#### ● いじめの状況

・2022年度の全国の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は約68万2千件（前年度の11%増）で過去最多、いじめにより生命・心身・財産に重大な被害が生じたり、相当期間不登校を余儀なくされる「重大事態」は923件（前年度の31%増）で過去最多となっています。

・態様別にみると「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」（心理的暴力）、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」（身体的暴力）、「パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる」（ネットによるいじめ）など外から見えにくい事案も増えています。

・国のいじめ防止対策は、大津いじめ自殺事件を契機として2013年に制定された「いじめ防止対策推進法」（以下「防止法」という）をはじめ、「いじめ防止等のための基本的な方針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等に基づいて行われています。豊田市においても、子ども条例や市（学校）いじめ防止基本方針、いじめ対応マニュアル（ミニマム版）『こ・れ・だ・け・は』に基づいて対策に取り組んでいます。

・2023年度の子どもの権利相談室（以下「こことよ」という）におけるいじめを主訴とする新規相談は19件（全体の14%）で前年度より9件増えており、複雑・困難な事例も多くなっています。

・2022年～2023年度に対応した数件の相談事例を市のマニュアルに沿って振り返り、見えてきた課題について以下のようにまとめてみました。

## 2 相談から見えてきた課題～いじめ対応マニュアルに沿った振り返り～

### ●いじめの発見

マニュアル	<b>1</b> いじめの発見
	➢いじめが疑われる情報のキャッチ
	➢関係職員・管理職への連絡～個人で判断せず、すべて連絡
	➢いじめ対策委員会(臨時)開催
	① 情報共有      ② 情報収集の進め方の検討

・いじめの定義は、防止法で①関係がある子ども同士、②心理的・物理的影響を与える行為（インターネットを含む）、③心身の苦痛を感じているものとされています。①については学校の内外を問わず、塾、スポーツクラブ、放課後児童クラブや子どもが関わるグループなどなんらかの関係があれば、それぞれの活動場所と連携しながら学校が対応する仕組みになっています。

・教職員はささいな兆候や懸念、子どもからの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちにすべて組織に報告・相談します。

・いじめ情報は各学校が定期的に行うアンケートや相談活動、『先生たすけてシステム』などにより早期発見に努めています。権利学習の教材「ひまわり」でも『いじめや暴力を受けている』『相談できる』『助けてもらえる』という質問を設けて把握する機会を増やしています。

#### 〈課題と対応〉

・通学班や放課後児童クラブなど学校の外で起きるいじめについては、いじめの認知が遅れたり、法上の対象と認識されてない事例が複数ありました。防止法では、いじめが起きた場所は学校の内外を問わないとされており、トラブルの段階

から記録や情報共有・対応を図る必要があります。

・子どもがアンケートに記載しても心配情報が見過ごされてしまうこともあるので、複数の教員が確認していじめ対策委員会（以下「委員会」という）で情報共有・検討する仕組みが必要です。

・子どもが自らSOSを出せる力を育てるため、子ども条例に基づきいじめや暴力を受けない権利があること、困った時に相談する権利があることなど、権利学習を今後も継続する必要があります。

・子どもや保護者がいじめ被害を担任に訴えた時に「よくあること」「大したことではない」など、話を注意深く聞かなかつた事例がありました。その後委員会で情報共有し、気になることがあつた時に複数の教員が事実確認して子どもの気持ちを聴いたり、保護者に説明することで親子ともに安心することができました。

## ●情報集約

マニュアル ② 情報集約

➤聴き取り

① いじめを受けた子、いじめを行った子、周りの子等への聴き取りは「個別に」「別室で」「同時に」実施

② 決められた時間に集まり、内容の食い違いを確認

③ 食い違う点について再度聴き取る

➤聴き取りは、落ち着いた場所で子どもの言葉で話してもらう。客観的な事実を、正確に時系列で確認して記録する。管理職への報告

・「いつ」「どこで」「誰が」「どのような行動で」「頻度」など、いじめ被害の事実について正確な情報を得ることが、その後の問題解決の基礎となります。

・「～さんに聞いたんだけど」（誘導）、「どうせ、また…」（決めつけ）、「どうしてその時言わなかったの」（責める）はNGワードです。

〈課題と対応〉

・被害児と複数の加害児を同席させて聴き取りをした事例がありました。被害児は仕返しを恐れて事実を語るのが難しいことやいじめの事実を加害児から聴くことで再び傷つく恐れもあります。子どもたちが安心して話すことができるよう、聴き取りを行う理由を説明したうえで落ち着いた場所で行なうこと、授業に支障がない時間帯を選ぶなど環境への配慮も必要です。

・周りの子に対して個別に聴き取りをした結果、いじめが始まった時期や具体的

な発言内容・頻度が明らかになり、被害の深刻さや子どもへの影響の大きさを把握することができました。

・いじめを発見した日に聴き取りをしなかったため、いじめをした子を特定できなかった事例がありました。いじめの事実について正確な情報を得るには、その場で介入し、行動レベルで一致するまで事実確認を行なう必要があります。

・聴き取り調査を行う場合に、身体的暴力（外傷の種類・部位・大きさ、写真）や心理的暴力（発言の内容・頻度）の正確な情報やいじめの経緯について把握されてなかったり、客観的・具体的な記録が保存されてなかったために、いじめの認知が遅れたり、緊急度・重大性を認識できず、その後の対応が不十分となった事例がありました。

## ●指導方針の決定

マニュアル ③ 指導方針の決定

➤いじめ対策委員会(臨時)開催

① 事実関係の共通理解 ②指導方針の決定 ③教職員の役割分担

・委員会は防止法第 22 条にもとづき、学校がいじめの防止、早期発見・早期対応などの措置を組織的・実効的に行うことができるよう設置が義務付けられています。

・委員会はいじめの相談・通報を受け付ける窓口です。いじめに係る情報があつた時に緊急会議を開催して情報の迅速な共有、関係する子どもたちへのアンケート・聴き取り調査等により事実関係を把握し、いじめかどうかの判断を組織的に行います。

・いじめを受けた子やいじめを行った子・周りの子への指導・支援、保護者との連携等の体制や対応方針について組織で協議・判断・実施します。

・委員会の構成員は、「学校の複数の教職員」のほか「心理・福祉等に関する専門家」（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・臨床心理士・弁護士・医師等）、「その他の関係者」（PTA 代表・主任児童委員・警察官経験者等）など外部の専門家が参加することにより、公平性・中立性を確保することができます。

〈課題と対応〉

・小学校高学年は教科担任制のため、学級担任が子どもたちの関係性を十分把握できず、問題を的確に捉えることができなかった事例がありました。その後委員会を設置し情報共有して複数の教員が役割分担を行ったことで、変化に気づいた教員が事実確認して子どもの気持ちを聴き、どうすればよかったのか子ども

たちに考えてもらうことで深刻化を防ぐことができました。保護者については別の教員から詳細な説明を受け、共感して聴いてもらえたことで安心感を得ることができ、保護者も子どもの状況を客観的に捉えることができるようになりました。

## ●具体的な対応

### マニュアル 4 具体的な対応

- いじめを受けた子への支援
- いじめを行った子への指導
  - ・徹底して、いじめの行為を止める
  - ・いじめのきっかけを振り返らせる
  - ・これまでにしたことを確認させる
  - ・どのような行動をすればよかったのかを確認する
  - ・気持ちのコントロール方法を学ぶ(アンガーマネジメント等)
  - ・よいところを伸ばす
- 周りの子への指導
- 保護者への支援・助言
  - ・いじめを受けた子・いじめを行った子の保護者への支援・助言

これが重要！！

・被害事実について正確な情報を得るため、いじめを受けた子・いじめを行った子・周りの子から具体的に「いつ」「どこで」「誰が」「どのような行動でいじめたのか」「頻度」など行動レベルで一致するまで確認します。

・いじめを受けた子の多くは「自分が悪いから」と自己肯定感が下がっています。学校は「どんな理由があっても、いじめられてよい子どもはいない」「あなたが悪いからいじめられたのではない」「皆であなたの安全・安心を守るよ」と明確に繰り返し伝えます。

・いじめを受けた子と信頼できる人（友人・家族・教職員・その他支援者）が連携して、子どもの意見を聴きながら安全・安心のための支援体制を作ります。

・具体的な支援の時期・内容・効果を必ず記録しておき、委員会で協議しながら必要な見直しを行います。

・いじめを行った子にも事実確認を行い、いじめをした時の「気持ち」「考え」、その時の状況（時間・場所）・言動の具体的な内容・頻度など行動レベルで一致するまで聴き取りをします。

・いじめを行う子は共感性のなさに基づく「間違った考え」—『遊びだと思っていた』『嫌なことをされたから仕返しただけ』『他の子もしているから』—を持っていると言われています。

・何がいけなかったのか、どうすればよかったのか、今後同じ場面でどうするかという別の問題解決方法を子どもと一緒に考えるとともに、日常生活の様々な場面で相手の気持ちについて話し合う共感性を育てる支援が必要です。大切なのは今回の経験からより多くのことを学ぶことです。

・周りの子（傍観者）はいじめ事案の8割以上に存在し、傍観者がいじめを止めようとしたところ6割のいじめが10秒以内に収まったというデータがあります。

・傍観者は「間違った考え」に陥り加害者になることもあります。よい行動を起こせばいじめを止めることができるいじめ予防の「キーパーソン」になります。

・周りの子がいじめを見た時に、①「やめて」という、②被害者を連れてその場を「はなれる」、③まわりのおとなに「助けを求める」行動がとれるよう支援することが重要です。

・いじめを受けた子・いじめを行った子の保護者に対して、迅速に指導の過程と客観的な事実を説明し、いじめを容認しないこと、子どもたちの安全・安心を取り戻すために連携していくと伝えます。被害児の保護者については、心配や不安な気持ちを受け止め子どもの安全確保と支援の具体策を話し合う中で安心感が得られるよう迅速に対応します。加害児の保護者については、いじめの行為に対して容認しないことを明確に示したうえで、安全・安心を取り戻すために、学校と保護者の協力が大切であると伝えます。「間違った考え」を修正し行動を変えるためにどのように支援するのか、具体策を話し合います。

#### 〈課題と対応〉

・複数の子どもがクラスの他児に対して暴力・暴言、仲間はずれにするなどのいじめや授業妨害、教員への暴力・暴言が続いた事例がありました。委員会で情報共有し複数の教員の応援や他児への影響が大きくなると別の場所で教員が個別に関わって落ち着かせるなどの対応を続けていました。

・学校とパルク、こことよでケース協議を行い、学校の方針として①いじめをする子に前向きな温かい声掛けをして認めていく、②悪いことはその場で事実確認して、なぜいけなかったのか考えさせる、③よい行動をした時は、その場で具体的にほめる、④教職員全体で学習・生活面をサポートする体制を作ることになりました。また、子どもたちに対して「人を傷つけること」「危険なことをすること」「頑張っている人を馬鹿にすること」は許さないと伝えています。その結果、子どもの希望であった一友だちと仲良く暮らせるクラスになるといいーを実現することができました。

## ●継続指導・経過観察

マニュアル	5	継続指導・経過観察
		>いじめ対策委員会開催
		① 解決・解消の判断 ② 支援 ③ 再発防止策の検討
		>子どもを語る会における全教職員の共通理解

### 〈課題と対応〉

- ・「解決」の目安は①いじめを受けた子が、現在いじめがないと自覚している、②いじめを受けた子の保護者、周りの子や教師から見て、現在いじめはないと判断できる場合となっています。加害児と被害児が接触しない措置を採ったり、加害児に謝罪させるなどの表面的な事実だけでなく、いじめをした子・周りの子が「間違った考え」を修正し行動を変えるための再発防止策を実行していること、いじめを受けた子の安全感・安心感が確保されていることが重要です。
- ・いじめの再発を早期に把握するために、一人一人、対面で、定期的（2週間～月1回）に聴き取りを行なう必要があります。

### 3 おわりに

- ・いじめは、どの学校の、どの教室の、どの子どもにも起こります。国の調査によれば、子どもの9割がいじめに関わったことがあるといわれています。いじめは被害者、加害者、傍観者のいずれも傷つき、長期的な影響を受けると報告されています。
- ・今後は、子どもや保護者、学校などの支援者が子どもの権利について理解を深めることにより、いじめの予防や早期発見を行うとともに、防止法や基本方針に基づき「対応マニュアル」を確実に実践する必要があります。さらに効果的な支援を行うためには科学的な根拠のある対応法を活用することが重要です。
- ・その一つとして、九州大学名誉教授の田嶋誠一さんが考案した児童福祉施設における、安全・安心をモニターしつつ支援する仕組み「安全委員会方式」をご紹介します。「安全委員会方式」では
  - 組織全体で、2レベル（潜在的暴力・顕在的暴力）、3種の暴力（大人から子ども・子ども間・子どもから大人）の解決に取り組む \*いじめは「子ども間の暴力」に該当
  - 職員と外部委員を入れた「安全委員会」を設置
  - 毎月の聴き取り調査と子どもへのフィードバック、委員会を毎月開催し暴力等への対応を協議・実行。\*緊急委員会も随時開催
  - 目標となる行動を簡単なフレーズにした3つの魔法の言葉「叩かないで口で言おう」「やさしく言おう」「相手が悪くても叩かない」一で約束し、子どもも大

人も守ります。

○暴力・暴言があった時はその場で介入し、「行動レベルで一致するまで事実確認」「その時の気持ち・考えを聴く」「何がいけなかったのか」「どうすればよかったか」「今後同じ場面でどうするか」を振り返り、言葉で表現できるよう支援する。

○よい行動をした時は、その場で具体的にほめる。などの対応を行います。

・「安全委員会方式」は、一貫して子どもの権利の基盤としての「安全・安心」に焦点を当て続け、組織全体でモニターしながら支援する仕組みとして考案された子どもの権利擁護のシステムです。学校におけるいじめだけでなく、大人による体罰・性暴力・不適切な指導、子どもから大人への暴力にも対応できるものになっています。

・精神科医の中井久夫さんは著書「いじめのある世界に生きる君たちへ」の中で、いじめについて、人間を奴隷にするプロセスととらえ、「孤立化」「無力化」「透明化」という三段階を経て完成すると記しています。深刻化したいじめほど見えにくいということです。いじめから子どもの命を守るために、「いじめられている子どもの安全確保と孤立の解消、二度と孤立させないという大人の責任ある保障の言葉と実行が大切」と述べています。

・内外の知見を集め、知識と援助スキルという装備を確保し、支援者同志がチームをつくり、子どもの権利条約や法令という道標を頼りに、いじめ問題に取り組んでいきたいと考えています。

豊田市子どもの権利擁護委員・とよた子どもの権利相談室

## 15周年活動報告会

子どもと大人が  
楽しむ、学ぶ / けんりじょうやく

# 子どもの権利条約 フォーラム 2023 inとよた

分科会 

11.26 (日)  
10:00~12:00  
場 所: 豊田商工会所203会議室  
参加費: 無 料

こことよ15周年 活動報告会 

### 子どもたちとともに 歩んだ日々を振り返って

<子どもの権利条約フォーラムについて>  
国連「子どもの権利条約」の普及と、子どもの権利について関心を寄せる人々の意見交換、  
出会い、交流の場として平成5年から子どもの権利条約採択記念日(11月20日)前後に  
開催されている全国規模の市民フォーラムです。

10:00~ 基調講演  
「こことよ」15年の振り返りと  
子どもの権利について  
講師: 岡宮 静香 氏 

10:50~ 特別報告  
条例制定の経緯について  
講師: 大村 恵 氏  
山内 裕雅 氏 

11:20~ パネルディスカッション  
子ども委員経験者とともに  
「子どもの権利が守られているかな」  
について話し合います。 

「こことよ」は、今年で15周年を  
迎えました。この間、子どもから様々  
な相談を受けるとともに、子どもの権  
利を守るための活動をしてきました。  
15年を振り返り、豊田市子ども条  
約に書かれている権利がきちんと守ら  
れているかなど、一緒に考えます。

予約申し込み専用  


当日参加も  
お待ちしております 

<お問い合わせ>  
子どもの権利相談室「こことよ」  
〒471-0034 豊田市小坂本町 1-25 豊田産業文化センター 4 階  
☎kodomo-kenri@city.toyota.aichi.jp

子ども専用イラストキャラクター デルコ

日 時 2023年11月26日(日) 午前10時~正午  
場 所 豊田商工会議所 203 会議室

—目 次—

挨拶				
豊田市子どもの権利擁護委員	代表擁護委員	山谷 奈津子	.....	73
第一部 基調講演			.....	74
「こことよ」15年の振り返りと子どもの権利について				
前豊田市子どもの権利擁護委員	間宮 静香	氏		
第二部 特別報告			.....	92
条例制定の経緯について				
前豊田市子どもの権利擁護委員	大村 恵	氏		
初代豊田市子ども委員	山内 裕雅	氏		
第三部 パネルディスカッション			.....	100
コーディネーター				
豊田市子どもの権利擁護委員	山谷 奈津子			
パネリスト				
前豊田市子どもの権利擁護委員	大村 恵	氏		
前豊田市子どもの権利擁護委員	間宮 静香	氏		
初代豊田市子ども委員	山内 裕雅	氏		
現豊田市子ども委員	筋生田 和哉	氏		

挨拶

代表擁護委員 山谷 奈津子

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、とよた子どもの権利相談室こことよ 15 周年活動報告会にご参加いただきましてありがとうございます。豊田市子どもの権利擁護委員代表を務めさせていただいています弁護士山谷奈津子と申します。

豊田市子ども条例は 2007 年に愛知県初の子ども条例として制定され、子どもの権利を救済するための独立した第三者機関として、子どもの権利擁護委員制度が設けられました。そして擁護委員が子どもたちからの相談を受ける機関として、こことよが 2008 年に開設され、今年で 15 年目を迎えることができました。こうして 15 年もの間、こことよで子どもたちからの相談を受け続けられたこと、ひとえに子どもたちを支える大人たちや豊田市こども・若者部の皆様、教育委員会や学校、パークなどの子どもに関わる関係機関の皆様、そして何より相談してくれている子どもたち、それから、学校で権利学習を聞いてくれている子どもたちの力に支えられたからだと思います。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。子どもたちをめぐる情勢は、コロナ禍を経て不登校の数は増え続け、小中高生の自死も、コロナの影響もあると思いますが、昨年、過去最多となってしまいました。今こそ、子どもの権利が絵に描いた餅にならないように、周りの大人が権利についてもっともっと理解する時期に来ていると思います。本日は豊田市で長らく擁護委員を務めていただいた間宮静香さんに、こことよの 15 年につい

て振り返っていただくとともに、子どもの権利について基調報告をいただきます。それから、こちらも豊田市で長らく擁護委員を務めていただいた大村恵さん、それから条例制定当時の子ども委員をされていた山内裕雅さんにご講演いただき、もう一度豊田市の子ども条例の制定過程について大人の立場、それから、当時子どもだった立場からお話をいただきたいと思います。その後のパネルディスカッションでは、現役高校生で子ども委員である筋生田和哉さんにもご参加していただき、子どもの権利がまだまだ守られていないところ、それから新しく権利として守っていききたいものについて議論をし、こことよの今後の役割、それから展望などもお話できたらと思っております。本日は皆さんと一緒に子どもの権利や、こことよがこれからできることについて考えていきたいと思います。それではこれにて開会のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。



## 「こことよ」15年の振り返りと 子どもの権利について

前豊田市子どもの権利擁護委員  
弁護士 間宮 静香 氏

皆さん、おはようございます。弁護士の間宮静香と申します。豊田市の子どもの権利擁護委員を6年勤めまして、今は名古屋市の方で擁護委員をしております。

実は10周年のとき、私は代表擁護委員としての挨拶をさせていただいたので、先ほどの山谷さんの挨拶を聞きながら懐かしいなどと思って聴いておりました。本日は15年のあゆみということで私の方からお話しさせていただきたいと思います。

ご存知の方おられると思いますが、ここにいるのがチルコで、豊田市の子ども条例のマスコットキャラクターです。当時の中学生の子が書いてくれました。活動報告書の表紙にるのがキュウサイくんとキュウサイさんということよ（とよた子どもの権利相談室）のマスコットキャラクターです。裏にるのがチルコです。

2007年に豊田市が子ども条例を施行しましたが、最近特に子どもの権利を守る動きというのが非常に活発になってきております。1994年に子ども権利条約が日本で批准されました。1989年に採択されたということで、来年は批准30周年ということになりまして、いろんなイベントが各地で行われるかなと思っております。日本では最初にできた子どもの権利の関連の条例としては、1999年に兵庫県川西市が「人権オンブズパーソン条例」というものをつくっています。これはまさに豊田市子どもの権利相談室こことよのモデルとなるような取組に

なっています。それから子どもの権利に関する条例について申し上げますと、2000年に川崎市できたのが最初です。

その後、本来であれば国が子どもの権利を守る法律を作ることが1番良いところを、日本は1994年に批准したもののなかなかしてくれないという状況が、各地でこの子ども条例ができていくという流れの元となります。その中で2007年にできたのが豊田市子ども条例で、これは愛知県で初めてできた子どもの権利に関する条例です。豊田市の学校に行って子どもたちに「何番目にできたと思う？」と聞くと、「名古屋市が最初じゃないかな」みたいなイメージで、2番目とか3番目とか5番目とかって言ってくれますが、「実は1番最初にできて、1番最初に子どもたちのことを考えた市なんだよ。豊田市に生まれたみんなラッキーだね。」といった話をしています。

この条例に基づいて、2008年にとよた子どもの権利相談室が開設しました。この後ようやく、国の法律でも子どもの権利条約を入れていこうという動きができてきます。子どもの権利条約と申したのですが、正式名称は「児童の権利に関する条約」です。名前がなぜ違っているのかというと、子どもと言われた時と児童と言われた時で皆さんどっちが広く感じるでしょうか。児童と言われると小学生のイメージがあると思います。それこそ、高校生が児童の権利に関する条約と聞いたとき「これは自分たちのこと」と考えられるかということそうではないわけです。そのため、子どもの権利条約というのが良いのではないかと、色んな人たちが言うわけですが、当時の国は児童福祉法の児童を18歳までと定義していることなどか

ら、児童の権利に関する条約で名前を正式名称にしてしまいました。しかし、「子ども主体にする条約だから」という理由で「子どもの権利条約」という名前を使い続けた人たちがたくさんいました。その結果、現在こども大綱というものがこども家庭庁で審議されており、12月におそらく閣議決定をされるということで、案が出ておまして、その中で政府文書として初めて「子どもの権利条約」という言葉が使われることになりそうです。そこまで29年かかっているという日本の現状があります。

そうは言いつつも、2009年には子ども・若者支援推進法という法律、2016年には児童福祉法や普通教育機会確保法という法律の中で「児童の権利に関する条約」という名前が出てくるという動きが少しずつできました。そういう流れができてきた結果、昨年ようやくこども家庭庁というものが設置され、そしてこども基本法という法律ができました。

私は日弁連、日本弁護士連合会の立場でもあるのですが、日弁連として子どもの権利の基本法を作って欲しいと思っていました。まさに豊田市の子どもの条例のような、そういうものを法律版も作って欲しかったですが、なかなかそういうことにはならなくて、政策のための基本理念みたいなことが定められた法律になっています。ただその中では、子どもの権利条約に今日お話しする四つの一般原則というものが入ってきて、子どもの権利が大事にされていく歴史的な瞬間かなというように思っています。このこども基本法ができるということに伴って、例えば生徒指導提要という生徒指導の教科書みたいなものも文科省が作っているの

すけれども、これに初めて子どもの権利条約や一般原則など子どもの権利という言葉が入ってくるようになりました。また、教育振興基本計画というものも、今年閣議決定されているのですが、この中にも「子どもの権利」という言葉が入ってきて、少しずつ教育の中やいろんな場面で「子どもの権利」という言葉が聞かれるようになってきており、大きな転換点を迎えているということになります。

今、子どもの権利に関わる法令は大きな転換点を迎えています。2007年というだいたい初期の頃に豊田市は子ども条例を作っています。この子ども条例の目的というのは、日本国憲法と子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支える仕組みを定めることにより、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現するというものになっています。配布している活動報告書の後ろに豊田市子ども条例の中身が書いてありますのでまた見ていただきたいと思います。子ども条例そのものについてはそのときに関われた方々のお話が後でありますので、私からは子どもの権利擁護委員の仕事を中心にお話をしていきたいと思います。

子どもの権利相談室というのは子どもの権利擁護委員を補佐するためにできているところになります。この子どもの権利擁護委員の仕事の目的は、子どもの権利侵害について迅速かつ適切に対応し、救済を図り、権利の回復を支援することです。今、各地で子ども条例とか子どもの権利条例というものができてきているところですが、いつも思うのは、「権利があるよ」と言ったところで、その権利が守られなかったときの救

済手段がなければ、大人の立場として無責任だと思うわけです。いろんな市の学校に呼ばれてお話しに行きますが、あなたたちには子どもの権利条約で「こういう権利がある」とお話をしたところで、「それが守られなかったときにどうしたらいいの」という話をセットできないというのは非常に無責任です。権利を守る義務は大人にあるにも関わらず、権利が侵害されたときの手段を大人が作っていない、「これはそもそも権利を教えていいの?」というような気持ちになります。それに関して、豊田市はきちんとこの権利が侵害されたときの救済機関として子どもの権利擁護委員制度を定めているということが重要だと思っています。

職務としては四つあります。一つは「①相談、情報収集、助言そして支援」です。基本的には子どもたちからの相談、保護者の方、大人の方からの相談も受け、その上で情報収集を行い、その権利侵害に関して助言や支援を行うということになっています。それからまた後でお話しますが、「②申立」というものがなされると調査を行ったり、関係者間の調整を行ったりします。また申立がなくともこれは権利侵害がある、制度的な問題があるのではないかと擁護委員が判断した際には「③発意」というものをして、同じく調査や関係者間の調整などを行っていきます。申立てや発意があっても関係調整ができない場合や、それこそ制度に問題があるということが明らかになってきたときには「④是正措置の勧告や制度改善の要請」を行うということになります。さらにその後どうなったかという「⑤報告」を求めることなど、この五つが業務になっています。この業務をするにあたって、子どもの権

利条約を私たちは中心に考えながら日々の業務を行っていくため、「子どもの権利条約」の一般原則について話したいと思います。この一般原則とは何かというと、要するに子どもに携わることにに関して、この4つをクリアしていきましようということです。そのため、相談室の業務の中において、きちんとこの4つが守られているのかということもいつも私たちは考えながら、こことよの運営をしてきていました。私は、子どもの権利に関する講演させていただく機会がありますが、「～権がある」「～権がある」ということを一つ一つ覚えるということはおそらく難しいですし、分かりにくいと思います。やはり子どもにかかわるときに、この4つの一般原則をきちんと押さえているか、毎回押さえているかなと思いながら、子どもに接するのが難しいですけども、おそらく何かうまくいってないときは、一般原則が抑えられていないということがほとんどだと思います。なので、そういう時に振り替える指標にもなると私は考えています。

1つ目は、「差別の禁止」です。これはまず、大人と子どもの差別というところに着目をしていただきたいと思います。要するに子どもの権利条約というのは子どもが1人の人間として見てこられなかった、基本的人権は生まれた時点であるわけですよね。それなのに子どもというのは基本的人権がきちんと守られて来なかったという経緯があるわけです。そういう中で大人と子どもの差別がないか、そして子ども同士の差別がないかということを考えていく必要があります。子ども同士の差別という意味では、もちろん一般的な差別としていろいろあるわけですが、例えば、豊田のかかわり

で言うと、子どもの権利学習というものをやっております、子どもたちのところでこの条例についての話をします。その時に、「男なら泣くなって言われたことある子いる？」と言うと、まだまだ3分の1から半分ぐらいの子から手が挙がります。男の子だって泣いてもいい、女の子だって泣くことあるよねという話をします。それと同じく「女の子だから手伝いなさいとか、家事しなさいって言われたことある？」と聞くと、同じぐらいまだ手が挙がります。男の子だって手伝いした方がいいよねという話をします。こういうこと、私は呪いの言葉だと思っております、例えば、日本でいくと男性の自死率が女性より高いです。ある統計で見たとところによると、日本人の成人男性が周りの人に困ったときに相談できない率というのは世界的に見るとものすごく高いと言われていました。相談ができない、それは小さい頃から「男だから泣くな」、「我慢しろ」とか「お前男だろ」といったことを言われてきた結果、それが呪いの言葉となって相談ができなかったり、抱え込んだりしていく、そういう社会になっているのではないかと思います。女性差別に関しては言わなくても皆さんご承知かなと思いますけれど、そういった差別というものが行われています。今だとLGBTQの問題もそうですし、外国籍だったり肌の色だったりということも、そうだと思います。それから見た目の問題ルッキズムについてですが、私たち大人ってついつい「イケメンだね」とか「かわいいね」とか言ってしまいますが、そういうことで子どもたちははずっとしんどい思いを抱えているという問題もあつたりします。あと差別って基本的に自分の力ではどうし

ようもないことで不合理な差別をされることで、成績は一見差別の対象にならないように思いますが、例えば私が出会ってきた事例だと、偏差値の高い学校の校則はすごく緩いものが多いけれども、偏差値の低い学校の校則はすごく厳しいということがあつたりします。ただ校則っていうほんとに人権制限の問題にあたるため、それって実は成績とは何も関係がないと言えます。成績が悪くたって色んなことを言える子たちはたくさんいるのに、大人が最初から諦めてしまっていて、「お前たちはどうせ守れないだろう」というように子どもの場合は、人権制御を受けていくことになります。大人の場合はそういうことってないと思います。成績によって権利が奪われることないのに、子どもだからという理由で奪われていってしまう。それから子どもの最善の利益の保障で言うと、ぜひ注意していただきたいのが、大人が「これは子どもにとっていいだろう」と勝手に考えることは、子どもの最善の利益ではないということです。子どもは一人ひとり違います。子どもが権利の主体であるということも、子どもが一人ひとり違うということがベースになります。私たち相談室の中でも「意見表明権の保障」ということで意見を聞きますが、例えばはじめの案件一つにしても謝ってほしいですと言う子もいれば、今は謝って欲しくないですと言う子もいる、説明を聞きたいと言う子もいれば、聞きたくないと言う子もいます。先生とお話したいと言う子や、話したくないとかこの先生だったらいいとかあの先生だったらいいとか、一人ひとり解決策や自分にとって1番いいことが違います。みんなが同じということはないです。だけど

大人は何かを謝罪した方が良いのではないかという思考で子どもの気持ちを無視して謝罪をさせたりします。そうすると子どもの気持ちとして、その子の気持ちとしてはまだ謝罪を受けるタイミングではないのに、謝罪の会させられてしまったから許さないといけないというような、無理やりいいよと言ったがゆえに、みんなは解決したという認識になって、自分の中ではモヤモヤが残っている、それを言うと、もう終わったことでしょみたいな話にさせられてしまうということが起こってきてしまいます。このような理由から、子どもの最善の利益の保障が子どもの意見表明権とセットになってきます。それに対して、大人と一緒に子どもと共に考えて、一緒に作り上げていくという関係の権利が、子どもの最善の利益の保障となります。そのため、大人が勝手に子どもはこうすべきだ、良い学校に通って、良い会社に入るべきだという考えは、子どもの最善の利益ではないということです。その子によって一人一人違います。

それから「生きる権利、育つ権利、発達する権利」というものもあります。例えば熱中症の問題だとか、新型コロナもそうだったと思いますが、命にかかわる問題がたくさん起きてきています。熱中症の問題を考えると、例えば部活動の大会等も、日程が詰まっているためなかなかさせないから夏にやらざるを得ない、といった大人の論理がありますが、これは子どもの関わることになるので、一般原則が守れているかということを考えてみます。そうすると部活の試合日程の問題ではなく生きる権利の問題だと、子どもたちの部活しっかりやりたいという子ども達の見解を聞きながらやっ

ていく必要はありますが、命を守るために夜できないかとか、早朝できないかとか季節ずらせないかということを考えていくことが、大人がやるべきことだと思います。この四つの一般原則を前にしたら、大人の事情・大人の都合みたいなものが優先されてはいけないということになります。子どもの意見表明権について、現在子ども基本法ができて、子どもに意見を聞こうという取り組みがこれからいっぱい出てくると思います。だけどそこで注意しなくてはならないのは、意見を言わないことも子どもの権利だということです。権利なので言いたくありません、権利行使しませんというのも子どもの自由になります。それから、やっぱり注意しないといけないのは意見表明権の意見というのは気持ちでいいということ、きちんとまとめて意見を言うことが意見表明権ではなくて、気持ちでもいいし、行動でもいいわけです。

例えば赤ちゃんが泣くこと、まさに意見表明権を行使しているわけですが、何か不快だよ、何とかしてくれよという意見表明権です。意見として言っているわけではないけど意見表明権を行使しています。また例えば、未就学のお子さんから話を聞く場合だと、「あなたどうしたいの?」といった聞き方はせず、お絵かきや、そういう遊びの中で出てくるもので、この子はこういう気持ちだということを推し量っています。それから、今意見を言えない子どもたちの意見をどういう扱いにするのかがとても重要だなと感じています。それが、こことよの一つの仕事になってくると私は思っています。

昨日も全体会で出ていましたが、子どもたちの意見がたくさん出てきてとっても素

敵だなど思っていました。一方で、私がこことよだったり名古屋市の相談室で出会っている子どもたちというのは権利を知っていたって行使できないとか、行使できる環境に居ない、そもそも権利を知らないという子どもたちということがたくさんあります。そういう子どもたちの意見をどうやって大人が吸い上げて社会に還元していくのかっていうことを考えていかないといけないというように感じています。この4つの一般原則ということとは、とても大事にしながら活動していくわけですけれども、やはり1番のポイントは「子どもを人として扱う」ということです。つつい差別の話に繋がっていきませんが、大人は子どもを上から目線で見ているということがとても多いと思います。学校でも、「お前らなんとかしろ」みたいなことを言う先生が実際にいたりします。私たちが調整活動で訪問していても、生徒のことを呼び捨てにしたり、あいつとかということを言われたり。保護者も「うちの子どもはこう思っているに決まっています」みたいなことを言ってしまったり、「子どもだからどうせわからない」と言って説明をしなかったり、本当に子どもの差別があふれているなというように思います。私たちはやはり大人同士がリスペクトするような関係性を子どもとも持つことが必要だと思います。

なぜだか日本では、子どもには先生を敬いなさい、親は大事にいなさいとか言われているわけですが、大人が子どもに対しても同じ目線が必要なわけです。相互にリスペクトし合わないことには、そういう関係性は生まれてこないです。どっちかだけが大事にしている関係性は、すごくいびつで

す。人として、同じように大切に扱うということが、子どもの権利というもののベースにあると理解しておく必要があると思っています。

このように子どもの権利条約をベースにできている豊田市の子ども条例ですけれども、大きく分けて4つの権利というものを規定しています。一つが安心して生きる権利になります。活動報告書の71ページを見ていただくと条文が挙がっています。豊田市の子ども条例、私はすごく大好きです。名古屋市の子どもの権利条例があって、それが子どもの権利条例が変わるときに、委員としていろいろ意見言って、変えてもらったところがありますが、それでも実は豊田市には及んでないと思っています。

まず何が素敵かというと、「ですます調」で書かれていることです。初めて見たときに目からウロコでした。これまでは「である調」でしか見たことがなかったため、法律家的には条文を「ですます調」で書いているという、「子どもに伝えよう」という思いを感じられ、非常に感心しました。名古屋市の子ども条例を子どもの権利条例変えるときには、「ですます調」にしようとしたのですが、結局「である調」のままになりました。でもそれくらい大人の世界で一般的ではないことを乗り越え、子どものためにやっていくことを決めたことが、もうまさにこの「ですます調」の条文に表れていると私は思っています。

安心して生きる権利ということで、8項目が書かれています。よく豊田市の学校に行って、お話するときに、いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること等が権利として規

定されていますが、「いじめられない権利があるんだよ」という話をすると、子どもたち「はっ」とすることがあります。学校では「いじめちゃ駄目だよ」と駄目な行動として教わっています。ただ、「いじめられて良い存在なんか誰もいない、いじめられない権利を持っているんだよ、暴力受けない権利を持っているんだよ」と話をするとそこで気づいている子どもたちがいます。

また豊田市のこの条文で言うと、相談することも権利として入っています。相談というのはなかなかしにくいと思う中で、権利として相談があるというのも、私は素敵なところだと思っています。それから自分らしく生きる権利ということ、ありのまま自分が認められるとかプライバシーや名誉が守られるというようなことが書いてあります。プライバシーを守るということもことよではとても大事にしています。特に保護者と子どものプライバシーの権利関係というのは、大人がぐちゃぐちゃにしがちです。皆さん子どもの頃を振り返ってみてください。親に見られたくないこと、知られたくないことがあったと思います。それは当たり前だと思っていて、私だけが変な子どもだったとかではないと思います。そのためことよでは、ご相談に見えたとき、親子でみえたときでも、親と子どもとを分離してお話を聞いています。その上で子どもには、今日聞いた話の中で、「どれをおうちの人に伝えていいかな」というところも確認をしています。それはなぜかというと、子どもにもこのプライバシー権があるからです。このようにことよの活動の中でも、きちんと私たちは権利を守ることを考えながら、この条例が活動のベースになってやっ

ています。このプライバシーにもいろいろあって、「親の前だから言えない」ことも当然あるわけです。それから学校に行くと（豊田市ではないですが）、いきなり先生が生徒の机の中を見るみたいなことがあったりします。よくよく考えると自分の子どもが小さいときに、授業参観後の保護者会で保護者が先生に対して「机の中みてください」とか言っていたみたいなことがあったかもしれないと記憶が蘇ってきたわけです。でもそれって子どもにちゃんと伝えているのかなとか、そういうことを考えるわけです。もちろん小学校1年生とか2年生とかのレベルと中学生とか高校生のレベルはそのプライバシーの保障の範囲が変わってくるところは当然あると思いますが、そういうプライバシーを意識せずにやっちゃっているということです。鞆の中とか、大人は見られたくないですね、大人が見られたくないものは子どもだって見られたくないわけです。そこが子どもだからいいみたいなふうになってしまっているというところが、非常に問題として多いかなと思います。SNSに自分の子どもの写真あげると自分の子どものいろんな出来事を書いちゃう等、そういうことも一緒です。

それから豊かに育つ権利ですね。私大好きな条文いっぱいありますが、パネルディスカッション（第3部）のときにお話があるようですので大事に取っておきます。最後に参加する権利、これまさに意見表明権あたるものになります。そういうことに関わるこの4つの権利を大事にしていきたいと思います。そして先ほどの「子どもの権利条約」、そしてその一般原則そしてこの豊田市

子ども条例の権利を守りながら運営しているのがとよた子どもの権利相談室です。実は、とよた子どもの権利相談室、以前は豊田市の駅周辺にあった松坂屋の上の階にありまして、子どもたちが自由に遊べるスペースがあるため、そちらに相談室が設置されていました。来やすい場所にあったことや小さい子どもたちが楽しく遊ぶことができることなど、雰囲気はとても良かったかなと思います。こちらが当時の相談室になります。外を見るとちょうど電車が見える位置で、小学生ぐらいの電車が好きな子とかは、上から電車を見下ろしたりして、楽しんでくれていました。

2018年、当時私も在籍していた時ですが、場所を変えないかという話があり、本日のイベントの会場にもなっている豊田産業文化センターの4階に移りました。1階などで高校生ぐらいの子どもたちが勉強していたりするので、子どもたちもアクセスしやすくして良いじゃないかなということで移転をきめています。こちらが今の相談室の様子です。プレイスペース的な場所もあり、小さい子どもはここでお話ができたりします。その外側も相談員さんたちが工夫を凝らして子どもの権利のことを書いていたり、子どもたちの意見を貼ったりとか、色んな取り組みをしてくれています。この廊下には楽器室もあり、中高生もよく通るため、いろいろ情報提供をしている場所になります。これが現在の相談室の様子でこちらも4階で、それなりに眺めがよくて、窓があって外が見えることは、子どもたちにとっても良いことだと思います。小学生の子だと、少し飽きてきてしまった際に、一緒に外を見て気分転換もできるようになっています。

次に、こことよでどのように相談をしていくかということですが、初回相談は電話または面談が多く、少しメールでもあります。初回相談が行われると、その後ケース検討会議というものが行われることとなります。私が在籍していた時だと、月2回ケース検討会議がありましたが、現在は月4回設定していると伺っております。子どもたちの権利を守るために一番良い方法を取っていくということで、どんどん進化しています。このケース会議の際に、何を行うかということ、子どもの意見表明権を保障することや、子どもの最善の利益を保障するために、私たち大人はどのような支援をしたら良いのかということを中心として検討をします。例えば、よくあることだと保護者の方とお子さんが一緒に見えて、保護者の方が「いじめにあっているので先生に謝ってほしい。こことよが学校に言って欲しい。」と言っているが、子どもはそういうつもりは全然ないというケースもあつたりします。そういうとき、子どもの気持ちを大事にするということを中心としていきますし、子どもにとって何が最善であるかを考えていきます。子どもは情報が足りないがゆえに判断が不可能になっているということであれば、情報提供していきますし、子どもが気持ちを確定できていないみたいなことであれば、何度も来てもらったりすることもあつたりします。また、子どもによってはいきなり来て、いきなりたくさん喋ることができる子はそう多くはいないので、場慣れしてもらうために1回まず見に来てもらうとか、遊ぶだけ遊んで帰るとか、相談員さんたちが工夫して子どもたちが意見を言いやすい環境を作ってくれています。ケース会議をし

た後、そのケース会議で決まったことを基に相談及び対応を行い、それらを繰り返していることとなります。

また、子どもや保護者の方とお話をして、状況が改善されないということが当然あります。実は子ども条例ができてすぐの時、学校や豊田市役所、色んな施設へ調査に行くことに関して逐一申し立てないといけないことになっていました。それだと機動性がないだろうということで、豊田市とご相談して2013年に条例を改正し、必要に応じて関係機関から情報収集ができるようになっていました。それでもうまくまとまらなかった際に、申立や発意をしてもらって、調査や調整を行ってうまくいく場合もありますし、それでもうまくいかなかったりとか、例えば条例の制定や予算が必要になったりすると是正措置や制度改善の勧告や要請を行うことになっています。

子どもの権利を守るための相談ですので、緊急性・重大性によってやるが変わっていきます。現状の気持ちを聞くことで、子ども自身が整理できていくということもあります。それで子どもがスッキリしたと言って電話を終える方も多いです。

この時でも「あれしなさい、これしなさい」ということを相談員さんたちは言わないでいてくれます。それはやはり子どもが考えていくということが大事だからです。その代わりにエンパワーメントは一生懸命やっています。例えばこの問題を解決するためにどうしたらいいかという話を子どもとして、こことよから「こうしたら？」と提案するのではなくて、子どもの方から先生に言ってみるとか、だけど先生に言うことが怖いと思う時はどのように、いつ言えば

いいんだというような、そのような不安が出てきたときに一緒に作戦を立てていくというようなことを行っています。こういったことを大人が全部引き取って、全部私たちから働きかけることはしません。それは子どもの力を奪っていく、子どもの主体性を奪っていくことになるからです。それでも難しいようなケースの場合、例えばもう学校に行けないとか、権利侵害が重篤だと判断したものに関しては、面談の実施、学校および保護者の方に会って情報収集をし、子どもの気持ちを中心に子どもの気持ちを伝えたり、先ほどの勧告や要請を行うこととなります。

それから原則として、子どもと一緒にどうするかを考えます。もちろん虐待など生命に影響があるようなものに関しては、早急に児童相談所へ通告する場合があります。そのように緊急性・重大性によって私たちも活動を変えています。

こちらはこことよ15年間の新規相談の推移になりますが、この1番下が子どもからの相談で、上の方が大人からの相談になっています。私がこことよに在籍していた2018年のときからの大人から子どもへ移行していったものの計上もしてもらうようになりました。それに、子どもからの相談がまた今年から増えてきているように思いますが、ちなみに相談室の移転は2018年です。一時期増えたときもあったけれども、コロナの時期に減ってまた上がってきているというところになります。

延べ件数はどうかというと、これもいろいろな動きがあってコロナの時期は非常に下がっています。折れ線グラフは、他機関連携の数となっています。これもコロナのと

きに他機関へ行くことが難しく、連携としては下がっていますが、2021年にはまた上がってきています。最初に比べると、他機関との連携が強くなってきているところ  
です。

申立・発意ですが、最初の 2008 年から 2009 年とか上述のように、学校だとかいろんな役所に行ったりして情報を集めてくることにも申し立てとか発意が必要だったということもあり多かったが、近年は一件ずつ動きがあるところです。

広報啓発についても、変わってきたように思います。後ほどパネルディスカッションで子ども会議の委員の筋生田さんに出ていますけれども、子ども会議の子どもたちとともに動いてきたというのも、豊田市の特徴の一つかなと思っています。例えば、子ども会議の子どもたちが集まる最初の、条例について学ぶ機会を作ってもらっており、擁護委員が講演をすとか、シンポジウムのときにパネル展示を行わせてもらったり、講演をしたりとか、意見を聞かせてもらうということもあります。こちらは、シンポジウムで私がお話したときだと思います。私が在任していたときに子ども会議の子どもたちとお話しして、助かったことは、相談室だよりというのを子どもたちに対して発刊しているのですが、これについて子どもたちから意見をもらいました。子どもたちがもっと絵や写真を増やしてほしいということを言われたので、字が主体だったものを変更しました。また、このときにカードについても意見をもらって、キュウサイくん、キュウサイさんのイラストがカードに描かれているのですが、イラストが喋ったみたいに吹き出しにすると読

もうかなってという気持ちになるということも子どもたちから教えてもらって、いまだにそれが踏襲されていて、吹き出しが使われています。

脈々と子どもたちの意見が反映されながらこことよは運営できているということになります。

また、以前は「豊田市子どもの権利相談室」という名前ですけれども、なかなか子どもたちが覚えてもらえませんでした。子どもたちに学校で聞くとキュウサイくん、キュウサイさんのイラストは認知していたようですが、豊田市子どもの権利相談室は全然わからないという状況がありました。同じような機関が世田谷区にあり、「せたホッと」という名前をつけたところ、子どもたちに浸透しているという話を聞いたので、豊田市も愛称募集をしました。子どもたちから広く愛称募集をして、その中からいくつかの案を出し、私たち擁護委員の意見や子ども会議の子どもたちから意見を挙げてもらいました。それで「こことよ」というのが決まりました。もともと応募してくれた、「子どもの心を豊かに」という意味で「こことよ」という名前を付けてくれたのですが、子ども会議の子どもたちが「ここにいるよとかここにあるよという意味もあるんじゃないか」ということを言ってくれて、それも含めて「こことよ」ということでこことよの由来としてこの三つを挙げています。子どもたちの意見を聴けるというのは、ありがたいことですし、私たちも参考になります。大人のためにとってもいいなあと思います。こことよという名前をしてから子どもたちの認知度は上がりました。こことよ知っている人？と言ったら結構手が

挙がるので、反応が違っていると感じています。

また広報啓発で愛称の決定やカードの配布を行い、あらゆる子どもたちに届けることを意識しています。例えば、外国語版ことよのリーフレットを2023年度から作ったと聞いています。それからことよレターは、電話をかけにくいという子どもたちのために切り取って貼り付けて切手なしで送れるレターというものも開始しています。それから、豊田市含め色んな自治体にあてはまりますが、高校になると豊田市立ではなく県立になってしまうところの問題があり、高校に対しての普及啓発がなかなかできなかったのですが、他の自治体も実施しているということをお耳に挟んで、現在では私立も県立も全ての高校生に配布ができています。加えて、相談室だよりについて言うと、子どもにわかるようにということで小学4年生までと小学5年生以上ということで分けて作っています。それから2014年から擁護委員だよりというものを教員向けに作っています。なぜこれを作ったかという、カードや相談室だよりを学校で配布してもらう時に、先生が何も言わないで配布する場合と、簡単にでも権利の話をしてもらうとか、ことよという相談できる場所があると伝えてくれるかどうかによって、ことよに来てくれる確率は結構違うと思います。そういったこともあり、擁護委員だよりにはリーフレット、カード配布のお願いなどが書いてあります。それだけでは渡しても中々見てもらえないので、例えば子ども向けの権利学習プログラムの話やいじめの話、虐待の話など、学校の先生方が知りたいけどなかなか勉強する機会がないものに関して、原稿を書いて先生向け

に配るといった活動も行っています。それから、子どもの権利学習というものを豊田市は力を入れて行っています。豊田市は、小学校の1年生・3年生・5年生・中学2年生で、先生が子どもに向けて権利学習というものを行っています。それに加えて、擁護委員自身が出張授業を行っています。最初のうちは擁護委員それぞれで内容を考えて行っていました。件数は徐々に増えてきて、今までで100クラス以上で授業を行っています。学校数としては30校で行ったということになります。豊田市は小中合わせて103校になるので30校を超えているというのは、かなりの学校から呼ばれているという認識です。内容としては基本的に、子ども向けの権利学習を行い、それに加えて、私たちが権利についての話をしようということです。以前は擁護委員がバラバラの内容で権利学習の授業を行っていましたが、3年生のプログラム、5年生用のプログラム、中学2年生用のプログラムを作りまして、統一してこんなことやりますよということを新年度の初めのころに豊田市から学校に送っていただくことを始めました。それによって授業の回数が増えてきたと思います。コロナの時期は減少していますが、それでもこれだけの学校で実施ができています。小学校1年生は、権利という抽象概念が難しく理解できないことが多かったため、現在は、相談員さんによる相談室の紹介と電話のかけ方講座を行っています。電話をかけることをはっきり言って知らない子が多いです。今は電話帳から該当の人を押すだけなので、番号を押すことや公衆電話の使い方を知らない子が多いです。公衆電話はお金を入れるとか、フリーダイヤルだ

とお金戻ってくるのか、受話器持つことや受話器を耳に当てることとか知らない子がいます。電話のかけ方講座では、番号を押してもらうことなど、公衆電話の使い方を伝えています。それから3年生向けの権利学習はパワーポイントを使ってお話をすることを行っており、ひとりひとり違うんだよというベースの話と権利って何かなという話、それから子ども条例の四つの権利の話と、あと事例でこんなとき権利が守られているかな、どの権利が守られてないかなという話、守られてないときどうしようということで相談室の紹介などが内容になります。

次に5年生向けの授業では、子ども条例の4つの権利から、ピックアップをして、その説明をし、守られている、守られていないとか大事だと思ったものをシール貼りしてもらうことをしています。これらの授業内容もブラッシュアップしながら行っています。

中学2年生向けの授業は、みんなが幸せになるためにどんな条文があるのかいいかを考えてお話をしています。この子どもの権利学習を行った後に、子どもたちからのいろんな声が上がってきます。私が今までの中でショックだと思ったことは、暴力を受けない権利を子どもたちは持っているという話をした後のグループワークで、虐待自体が悪いことは今の子どもたち知っているが、それは自分が悪いから叩かれていることは虐待ではないと思っている子がいました。どんな理由があっても、殴られない蹴られない、殴られたり蹴られたりしていい人は居ない、そういう権利があるという話をした後に、ある男の子が「みんな叩かれたことないの？」と話を始めて、周りの子

が「叩かれるの？」みたいなふうに聞いていて、彼は多分そこで自分が虐待されていたことに初めて気づいたということがありました。やはり権利を知ること、自分がされていることがおかしいと気づくということはあります。親や教師に意見を言っていることを知らなかったという感想をもらうこともありますし、あと、「大人はどうせ自分の意見なんて聞いてくれない」という感想をもらうことがあります。この子はさらに続けて、この研修は親や教師にするべきだと書いていたりなど、様々こういう声があります。また、権利学習の後に相談室に電話をくれる子どもたちというのも多く、やっぱり知ることでおかしいこと、相談していいという気づきに繋がると思っています。

2021年からは子どもたちに振り返りシートというものを書いてもらって、それに書かれていることに対して、返信を始めました。3年生106人、5年生100人という結構な数の返信を相談員が頑張って返信しているところです。ここから発展してできたのが、中学校の子どもの権利啓発事業ということになるんですけども、これ何かというと、実は子どもの権利学習の前に先生がやっている授業を見させてもらうことも結構あったんですね。

そもそも先生たちが子どもの権利を知らないで、何かおかしい説明しているんですよ。フォローしながら次の授業に入るみたいなことが結構あって、そういうような話をですね、ちょうどこことよの10周年の後に市長さん等も含めてですね、どうしたら学校で子どもの権利が入っていくのかという話をして、そのときにやっぱり先生向けの研修を充実させたいみたいな話をして、

そこから生まれたのが中学校の子ども  
の権利啓発事業です。

3年間で豊田市28校ぐらい中学校がある  
んですが、全部の中学校を、大体夏休みに擁  
護委員から教員向けの研修を行っています。

その上で、子どもの権利擁護委員による  
子ども向けの全体研修というのを中学校で  
体育館などで行っています。その上で教員  
による権利学習だったり、振り返りなどを  
行うという、3本柱で行って昨年までに全  
校回り終えたところです。※

今年からはさらに小学校でもやった方が  
いいよねということで、同じようなものの  
小学校の啓発バージョンもやり始めると  
ともに、さらに中学校区で保護者向けの研修  
というものを始めています。昨日大谷先生  
の基調講演の中で、大人がみんな同じこと  
をいうことが大事だよってというお話あつた  
と思うんですが、家庭の中で子どもの権利  
守っていても学校に行くと守ってもらえな  
いとか、地域で守られないということにな  
ると、子どもたちが権利保障を諦めていく  
ということになるのでやっぱり保護者も学  
校も大人が知っていくっていうことをこれ  
からもやっていけると良いかなと思っています。

最後ですね、「子どもたちの意見を聞く」  
ということで、子どもの権利に関する高校  
生意識調査というものも、2010～20年の10  
年間かけて行っています。校則に関する疑  
問を呈する高校生から相談が最初にあつて、  
そこから意識調査をしていこうという話にな  
ったんですけども、これは教育委員会  
(県教委)の方も連携していただいて、行っ  
たものです。ホームページに上がっている  
ので詳細を見ていただければいいと思うん

ですけど、「守られていないと感じる権利」  
ということで、スライドでは75%以上のも  
のを挙げたんですけど、ありのままの自分  
が認められること、これが守られていない  
と感じる子どもが約57%ということですね。  
さっきの自殺者数の話なんかもありました  
けど、息苦しい状況にいるんだなあという  
ことですね。

遊ぶこと、小学校に行くこと遊ぶことは守ら  
れているということは子ども達が、シール  
を張ってくれるんですけども、高校生にな  
ると遊ぶことができないかっていうね、子  
どもたちの叫びが聞こえてきたり、失敗し  
て再挑戦するみたいなことができないって  
こと、それから気持ちや考えを聞いてもら  
うということ、このあたりのことが守られ  
てないということで声が上がってくるって  
いうのは、非常に深刻な状況だというふう  
に思っています。

また自由回答では、子どもの権利とは何  
かもっと早めに知りたかったとか、学校生  
活を生徒主体にしたいとか、子どもももち  
ろみだけでも教師なども知っておくべきと  
いうものもきました。あと親にアンケート  
を行い、意識改革を図った方がいいとか、本  
当にその通りなんですけど、政治家は高齢  
者の意見ばかり聞いているとか、一方でこ  
ういうアンケートを通じて条例を知ること  
で子どものために大人が考えてくれる、  
守られていると感じた、こんなような意見  
もありました。

こういう意見を基にですね、今の擁護委  
員が何をしたいってしてくれるのかなとい  
うことを私としては次の期待をしているところ  
です。

最後に、私達ことよの運営の中でもそ

うですし、これから子どもの権利保障をしていく中でも、子どもに何かをしてあげることではなく、相談に乗って子どもとともに何をするかっていうことを、いつでも中心に考えていきたいと思っています。そしてきちんとこの子どもの権利条約の一般原則が守られるようなことよでもあってほしいし、私たち大人一人一人がそれをいつでも最低限していけるような社会にしていけるといいなと思っています。時間になりましたので、簡単ですが15周年のご報告させていただきます。御清聴ありがとうございました。





**豊田市子どもの権利相談室「こことよ」  
15年のあゆみと子どもの権利**

前豊田市子どもの権利擁護委員 弁護士 間宮静香

1

**子どもの権利条約4つの一般原則**

差別の禁止 (2条)	子どもの最善の利益の保障 (3条)
生きる権利 (6条)	子どもの意見表明権 (12条)

子どもを「人」として扱う

5

**子どもの権利を守る動き**

1994年 子どもの権利条約 批准  
 1999年 川西市人権オンズ・パーソン条例  
 2000年 川崎市子どもの権利に関する条例  
 2007年 豊田市子ども条例施行  
 2008年 とよた子どもの権利相談室開設  
 2009年 子ども・若者支援推進法で子どもの権利条約が反映  
 2016年 児童福祉法で子どもの権利条約が反映される改正  
 普通教育機会確保法で子どもの権利条約が反映  
 2022年 こども家庭庁設置法・こども基本法成立・生徒指導提要改訂版  
 2023年 教育振興基本計画閣議決定

愛知県初の  
子どもの  
権利  
条例!!

2

**豊田市子ども条例**

安心して生きる権利	自分らしく生きる権利
豊かに育つ権利	参加する権利

6

**豊田市子ども条例**

●目的

- ▶日本国憲法と子どもの権利条約の理念に基づき
- ▶子どもの権利を保障し
- ▶社会全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより
- ▶子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現する

4

**とよた子どもの権利相談室の昔と今 (2017年～)**



7

**子どもの権利擁護委員の仕事**

●目的：子どもの権利侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り権利の回復を支援する

●子どもの権利擁護委員の職務

- ①相談・情報収集・助言/支援
- ②申立て→調査や関係者間の調整
- ③発意
- ④是正措置の勧告・制度改善の要請
- ⑤是正措置や制度改善の状況の報告を求めること

4

**「こことよ」での相談**



※ 発意とは・・・申立てがないが子どもの権利侵害が認められる場合に、子どもの権利擁護委員の意思で調査や調整を開始する制度

8

## 子どもの権利をまもる相談

緊急性・重大性

- 傾聴 → 整理
- エンパワメント → 子どもと作戦をたてる
- 面談
- 情報収集/調整/勧告・要請
- 児童相談所通告など

9

## 広報啓発～子ども会議の子どもたちとともに

- 初回時に条例について学ぶ
- シンポジウム時にパネル展示や講演
- 意見交換



13

## 相談の推移（新規）



10

## 広報啓発～子ども会議の子どもたちとともに

- 相談室だよりの改善（2017年）

もっと絵や写真を  
使ってほしい！

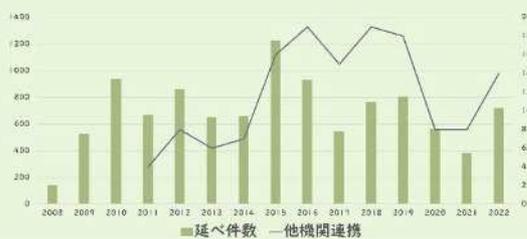
- カードの改訂（2017年）

イラストがしゃべっ  
ているようにした方  
が読みやすい！



14

## 延べ件数と他機関連携



11

## 広報啓発～子ども会議の子どもたちとともに

- 愛称「こことよ」（2019年～2020年）

2019年 愛称募集

子ども会議の子どもたちからの意見聴取

「子どもの心を豊かに」

「ここにいるよ」「ここがあるよ」

2020年5月1日～使用開始

子どもたちの  
認知度アップ！  
反応が違う！

15

## 申立と発意

年	申立	発意
2008	2	3
2009	1	1
2013	0	1
2015	1	1
2019	0	1
2020	1	0
2021	1	1
合計	6	8

12

## 広報啓発～あらゆる子に届くように

- 外国語「こことよ」リーフレット（2023年～）

ポルトガル語・英語・中国語・スペイン語

- こことよレター（2022年～）

- カード配布

高校向けカード立て配布（2017年～）

高校生全員配布（2019年～）



16

## 広報啓発～各種おたより

- 年3回 相談室だより（～小学4年生・小学5年生～）
- 擁護委員だより（教員向け）（2014年～）



17

## 小学5年生向け授業



21

## 子どもの権利学習のあゆみ



18

## 中学2年生向け授業



22

## 小学1年生向け授業

- 相談員による相談室の紹介と電話のかけた講座



19

## 子どもの権利学習後の子どもからの声

- 「みんな、叩かれたことないの？」
- 「親や教師に意見を言っていないなんて知らなかった」
- 「大人はどうせ意見なんて聞いてくれない」

2021年～ 振り返りシートの返信開始  
3年生106名 5年生104名

23

## 小学校3年生向け授業



20

## 中学校子どもの権利啓発事業

- 3年で全ての中学校を巡回
- ①子どもの権利擁護委員による教員研修
  - ②子どもの権利擁護委員による子ども向け全体研修
  - ③教員による権利学習

今年から小学校啓発事業開始！



24

### 第1回子どもの権利に関する高校生意識調査 (2020年～2021年)

- 校則に関する疑問を呈する高校生からの相談
- 目的：豊田市子ども条例の認知度と子どもの権利に関する学習や理解の状況を調査し、今後の各施策を考える基礎的データを得る
- 225人から回答
- 詳細は、「こことよ」HP「高校生意識調査アンケート」へ

25

### 第1回子どもの権利に関する高校生意識調査 (2020年～2021年)

- 守られていないと感じる権利
  - ありのままの自分が認められること (56.9%)
  - 遊ぶこと (47.7%)
  - 夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること (47.7%)
  - 自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと (46.5%)
  - 必要な情報を大人や社会に求め、集めること (52.4%)

26

### 第1回子どもの権利に関する高校生意識調査 (2020年～2021年)

- 子どもの声
  - 子どもの権利とはなにかもっと早めに知りたかった
  - 学校生活を生徒主体にしたい
  - 子どもはもちろんだが、保護者や教師なども知っておくべき
  - 親にアンケートを行い、意識改革を図った方がいい
  - 政治家は、高齢者の意見ばかり聞いている
  - 子どものために大人が考えてくれる、守られているんだと感じた

27

## 第二部

### 「特別報告 条例制定の経緯について」

前豊田市子どもの権利擁護委員  
愛知教育大学教授 大村 恵 氏  
初代豊田市子ども委員  
山内 裕雅 氏

大村：最初に自己紹介をさせていただきまず、最初の条例作りから関わって、その後子どもの権利相談室の立ち上げから 10 年間お世話になりました大村です。よろしく願いいたします。

山内：私は、私自身が中学生高校生のときに条例制定と、その後、条例に基づいて設置された子ども会議に参加しておりまして、条例制定に向かう中でもいろんな会議の中で意見させていただきましたという経験をさせていただきました。現在は弁護士をしておりますが、本日は元子ども委員という立場からお話をさせていただければと思っております。よろしく願いいたします。

大村：それでは最初の擁護委員からということで僕の方からお話をさせていただいて、その次に山内さんへバトンタッチしたいと思います。

さっき間宮さんもチルコについて語っていただきましたけれども、チルコの原画がありましたのでちょっと見ていただこうと思います。こんな感じで当時中学校 2 年生の男の子が書いてくれました。これを基にこんな感じですね、いろんなスポーツ、いろんな表情のチルコが作られ、今何か活用されているような気がする

んでまたぜひ活用していただきたいなというふうに思っております。

それでは、間宮さんからお話あったのでここは軽くいきたいと思いますが、「子どもの権利条約」が 1994 年に日本は批准するわけですけども、でも、それに基づいた国の施策っていうのは、中々なかったわけですね。そのなかで、自治体が条約を実現していく取組をするために条例作りがほしい 2000 年ぐらいから始まるんですけれども、国も、民主党政府のときには、それを取り上げて先進的な事例だというふうに評価されるようになりました。

愛知県は実はそうした条例作りの取組が広がった県で、その中でも豊田市が一番早かったということなんです。で条例と言ってもいろんな条例が作られるんですが、とりあえず総合条例の多面的に目配りされた条例について考えておきたいと思います。荒牧さん喜多さん半田さん達が作られた『解説子ども条例』という本がありますが、そこではこんなふうに書かれています。「子どもの権利についての理念が書かれてること、それから子どもの権利を保障する責務これが自治体であるということ」がはっきり書かれてるんですね。それから「子どもの参加の仕組み」、社会参加ですけども、いろんな場面での参加の問題がおそらくあるだろうと思います。それから、「子どもの権利の救済の仕組み」です、豊田でいくと擁護委員であったり、こことよであったりする

わけです。それから「子ども施策の推進」ですね。豊田でもその計画作りをするってことは書かれていますし、あるいはそれを進める子どもにやさしいまちづくり推進会議が作られています。大人の代表、市民の代表も入るし、広報委員としてそれから、子どもの代表も入る、そういう仕組みになっています。

そして「子ども施策の検証」、これも子どもにやさしいまちづくり推進会議がやることになっています。こうした多面的な内容を含んだ条例が今、子どもの権利条約総合研究所というところのまとめだと、今年の5月で64自治体というふうになっております。

先ほど話に川西市がオンブズパーソン、救済機関を作ったのは1998年で早かったんですが、総合的な条例というのは川崎市が初めではないかというふうに言われています。これは2000年ですね。

その後、東海地区では多治見市が早かったんですけども、同じ2003年ですね、愛知県では高浜市で高浜子ども市民憲章作られています。これは、言ってみれば理念にかかわる憲章法ですけれども、この高浜市は条例作りはされてませんけれども、この憲章に基づいた施策を進めるというそういう取り組みをされています。

そして2007年に豊田市が作られ、そして、翌年、名古屋市も作るのですか名古屋市この時には救済機関作ってないですね。でも岩倉市は、この年作

っています。そして日進市、幸田町、知立市、知多市、東郷町、津島市、そして2020年には名古屋市が改定をされてですね。そして救済機関の条例もつくっています。そして、昨年瀬戸市ということで10市町は作られています。全64自治体の中ですから、愛知県は、そうした取り組みがお互いに学び合っているとところがあるのかなっていうふうに思いますが、自治体の長であったり、議員さんであったり、あるいはその市民の方たちですね、こうした条例作りに取り組んできたそういった県でもあります。豊田市の子どもの条例がなぜ作られたのか、これは市が作ってるホームページに書かれていますので、ぜひご覧いただければと思います。子ども条例で検索していただければすぐ出てきます。そこでは4つ理由があったというふうにいろいろな整理されていて、一つは子どもの視点から、子どもにとって必要だったということなんですけども、条例作りのときもですね2015年から始まるんですけども、そのころは今の子どもたちは非常に恵まれていて、先ほどお話がありました。昨日話がありましたが、そういう子どもたちに権利っていう話をするとかわがままになってしまうのではないかということはこのときもお話をされました。しかし、子ども法への意識調査であるとか、それから条例作りに取り組むその中のヒアリング調査をする中で、子どもたちがいろんな思いを抱えていること、あるい

は外国にルーツのある子どもたちであつたり、障がいを持つ子どもたちであつたり、そしてその保護者が孤立して、そして困り事を抱えてるんだつてということがわかってきて、やはりその子どもが育つ環境ってのはもっと改善していく必要があるんだつていうことは、この条例作りの中で確認されていた点でもあります。それから二つ目、親の視点からです。まだ2000年代の中頃、日本には貧困なんてないんだつていうふうに言われていた時代ですが、でも実は困っている保護者や家庭がたくさんあつて、今もう家庭だけに、子育てを任してはられない、子育てを社会化する必要があるということが議論されてきていました。そのためにもこの条例を作ろうということ。三つ目は、市民地域社会の視点から、子育てを社会化するつていうことは、その町が変わらないと駄目だ、町のみんなが子育てに子どもに責任を持つような、そういったまちづくりをしていく必要があるということが三つ目。そして四つ目は、行政政策立案の視点からということですが、これはですね、一番大きかつたんだつてと実は思つていて、つまり子ども条例はですね、豊田市の職員さんか作りたつてと思つたんですね。国もですね、10年間の期限付きの子育て支援策をつくるつていう法律を作つていたんですね。しかし、10年で終わるような法律を根拠にはできない。豊田市

はずつと子育て支援をしていかなくちゃいけない、自分たちがその根拠になるような、そういった条例を作ろうつてというのがこの4番目の考え方だつたんですね。これもホームページから取つていた年表を抜粋してはるんですけども、2005年豊田こどもスマイルプランですね子育て支援の計画作りをしたんですが、そのときに、豊田子ども条例を作ろうつていうことを決めました。さっきも言いましたがこれもだから職員さんたちから出てきたんですね。

当初ですね、1年で作ろうつていう話になつてたんですね。僕もこの委員会の委員だつたんですけども、そこに相談をされてですね。早くできることは良いことだけども、子ども条例だから、子どもと一緒に作りませつかつてつていう提案をさせていただいてそれで2年でやりませつかつてつていうことになりました。

さらには子ども委員をこのとき募集をしてたんですね。子ども委員だけの話じゃなくて、豊田市の子どもたちみんなが参加できるようにしようつていうことで、この後でてきませつかつて「地域子ども会議」でですね、中学校区でみんなが集まれる会議を開いて、そこで子どもの意見を集めませつかつてつていう形にして、2007年を目標にしようつていうことになりました。

2005年の秋から作業が始まり、子ども委員を募集して、ワークショップをしてつてつていう形で進んでいきました。最初の子ども委員さんは24人でし

たけれども、地域子ども会議を開くにはもっと必要だということ、再募集をして40人の子どもたちが集まってまいりました。その40人の子どもたちとそれから、その子どもたちは地域子ども会議を開いていくことになりますから、今26ですけれども、当時24の中学校区で会議を開くとすると12のグループを作って、二つの学区の席を持ち、それを支援するサポーターを市の職員さんに僕から募集をしました。当時は子ども部とか次世代育成課が責任を持ってたわけですが、そこだけでやるんじゃないなくて、庁内すべての職員さんから募集をして水道局の方とか、保育所とか、いろんなところから自分たちの地域のことたちを支えようというサポーターさんたちが集まって取り組んでいったんです。

2006年の7月から8月位かけて、地域子ども会議を中学校区で開きました。中学校で開催するところもあれば豊田市の交流館で公民館のようなものですが、それが交流館で開いたりをしました。

そして、そこで集まった意見を2006年の10月ですね。豊田子ども市議会の開いて、そこで子どもたちの意見を市長それから教育長ですね、その提案をしていく、そういった会をもったわけです。

これも聞いた話なんですけど、当初市長さんそんなに乗り気じゃなかったというのを聞いてます。職員さんは主導なんですけどね。だから子ども

市議会で市長さんが「条例を作ります」っていうかどうか、僕はドキドキしながら聞いてたんですが、最後作ります！これでできるだろうというふうに思った会でした。

2007年の秋に審議会を開いて、冬から策定委員会ですね。大人が文章書いて、それを子ども委員の手伝ってくれる方たちが集まってもらってそれを読んでもらって、意見を返してもらってというのがこの2006年の12月から2007年の1月の冬休み期間全通して、それを繰り返してやっています。そして2007年にだいたい草案ができて、実は事務局の方たちが、議会の各会派を回って、説明していただいてそこで意見を集めて、その意見をいただいてまた草案を手直しして、という作業がずっと多い夏まで続いていくんですね。

2007年9月審議が定例会の全会一致で可決したというそうした経緯があります。

その後、リーフレットを作ったり、先ほどお話もあった子ども向けの学習プログラム作りもしました。豊田市このときですね、その就学前のプログラム、小学校は低学年、中学年、高学年、中学生向け、さらには大人向けで6つの学習プログラムを作っています。昨日の話や先ほどの話でも、ぜひそういった大人のためのプログラムとかですねまた見直してもらった方がいいのかなっていうふうにも思います。

写真を見ていただきます。これが最

初のワークショップです。子どもたちの職員のサポーターが集まってこんな感じで、ワークショップを進めていきました。子どもたちが今抱えてるいろんな思い、あるいはこんなまちになったらいいなっていうのをまとめてですね、こういった形で発表していきました。

2006年の7月から8月、地域子ども会議を開きました。これでも意見を集めていきました。470人の子どもたちが参加をしてくれて、5000件を超える意見が出て、それを集約していきました。

これは発表する様子です。

これもホームページでありますのでまた見ていただきたいと思いますが、地域子ども会議を経て、市議会に政策提案を求めるとき子どもたちですね。これをぜひ言って欲しいというその募集をしたんですが、その二番目に、「3学期制に戻す」というのがありました。2学期制にしたんですね。子どもに相談なく2期制されたということで、子どもたちがすごく怒ってました。2期制にしたら先生が楽になるって聞いたけども、実際はもっと忙しくなってくるじゃないかとかそんな話も出てきました。

審議会の様子ですね。

こういった形でフリップを作って、政策提案するという形で進めていきました。これは中日新聞にも取材していただいて、

喫煙の話はですね、実は本当に鈴木市長さんが、「疲れた時には1日5回

吸う」というふうに言って、「市長さんは大事な体だからやめてください。」そんな話を子ども達からされています。

草案ができてから2007年度の7月から8月にかけて、これを子どもだけではなくて、地域の人たちにも来てもらって、懇談会があったのですが、これがこのなかでのお便りです。

条例の前文を少し紹介しようと思います。

簡単に最初は子どもたち一人一人が独立した自覚を持つ、2段落目が頭をひねった、工夫したところです。

子どもの権利というのは大人のためのものであり、大人は子どもと触れ合い、子どもの声を聴き、子どもと共に生きることによって喜びと夢を分かち合うことができます。

子どもは地域の宝であり、社会の宝です。保護者や子どもに関わる仕事や活動を充実するというだけでなく、全ての市民や子どもに対する責任を持っています。このため、社会全体で子どもと直接向き合う大人への支援と子どもが育つ環境作りを進めなければなりません。という段落になります。

最後の段落が子どもにやさしいまちづくり皆で作っていきましょうっていう形で、最初の文章にしています。

この2年間の取り組みの中ですけども、いろいろ考えたことを三つだけお話ししたいと思います。

一つ目は、先ほども言いましたが、孤立する子どもと保護者についてです。今は本当にはっきり出てきておりましたが、15, 6年前です。ねのときからもうそれはもう出てきていて、子どもの貧困と言われる前でしたけども、そうした子どもの貧困も広がっていった時期だと思います。

そんな中でやはり、子ども・保護者が困り事を抱えてるんだということが具体的にわかってきたこと、それを条例作りをする中で分かってきたということもあります。それがその後、私がいろんな形で支援を進めていく、一つのきっかけになったのではないかというふうに思っています。二つ目は、子どもは頼れるパートナーであるということ。条例作りの中で示してもらった子どもたちの力が本当に大きかったなというふうに思っています。「子どもの権利条約」は四つにその権利が分けられていて、それはユニセフが整理してるんですが、「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」です。最初は豊田子ども条例も分けていたのですが、「守られる権利」ということについて子どもからクレームが来たんですね。

子どもが主体、主人公のように子どもがどうするかというそういう条例を作ってほしい、守られるっていう、虐待、そういう子どもじゃないんだということで、「安心して生きる権利」と「自分らしく生きる権利」というふうに整理をし直しました。

そういった子どもたちが条例作りに関わってくれたことっていうのが非常に条例を豊かにしてくれたというふうに思っています。

たばこについて、あるいは何度でも挑戦できるというそういったことも子どもの声から条例に反映されてきました。

三つ目は、子どもと関わる大人が育ったなというふうに思っています。僕自身も大人委員として子どもの声や姿に励まされていったっていうことがありますし、それから地域子ども会議をサポートしていたサポーターさんたち、豊田市の職員さんたちが子ども委員さんにとってもいい信頼関係を作ってくれて、それが僕らも励ましてくれました。多分そこで参加した職員さんたちはいろんなことが学べてくれたんじゃないかなというふうに思って、こうした条例の取り組みが、今後も生かされるといいなというふうに思います。

山内：私も今お話を聞いてなるほどこういう経緯だったのかと、大人委員側ではこういうことを考えて切り込んでいたんだというところを初めて知るところも多くて、非常に勉強になっていました。私自身の立場から少しお話をさせていただければと思っただけで、私は当時、中学校一年生か二年生のときに、広報とよたで「子ども委員募集します」というのを見てなんだろう、これはどういうことをやるのかな、と思いました。

「子どもの権利」というのも当時は全く知らなかったんですけど、豊田市が子どものためにまちづくりをしようとしているとそこで子どもの意見を聞いて、反映しようとしてくれているんだということは知って、参加をしました。非常に期待感をもって、自分の意見が、自分たちの意見が反映してもらえるんだという、毎回集まってわくわくして皆で話していたなという思い出があります。学校の中ですとか、友人関係の中で、なかなかそういう話をする機会ってこういうものがないので、市がどういうふうになってほしいか、社会がどういうふうになってほしいかということ率直に話し合った、そういう時間だったと思います。印象的だったなと今振り返って思うのは、子どもたちの主体性に任せる部分を非常に多く作ってくださったことです。先ほどの説明にあった「地域子ども会議」というのは子ども委員として集まった40人くらいの子どもが、各地域で地域ごとの子ども会議、今度はそちらに行って運営する立場になったわけですけど、どういう議題を設定するか、どういうふうに参加者を集めるか、当日どういうスケジュールで運営するかみたいなことも一緒になって、そこに参画できた。そういう意味でも非常に意義があったかなと思っています。市の職員の方も、先ほど説明にあったように、担当の課以外の方も、たくさんサポートしてくださいました。

よく覚えているんですが、休日とか夜間に打ち合わせをしたり、印刷物でつけてくださったりとか、今思うと本当に大変だなと思っています。そういう支えもあったおかげで、条例の制定にたどり着いたのかなと思っています。

先ほど私の写真が一部でてきたんですけど、子ども市議会へ私は市長に質問をしようということで、何を質問して誰に答えてほしいかというのも、自分で決めたということだったと思います。

私は、「地域ごとのご近所さんの繋がりが大事なんじゃないか、それを主としてもっと強く推進して欲しい」みたいな話をして、市長さんに伝えてほしいということで話したけれども、後日どこかで聞いたんですけど、私トップバッターだったんですけども、市長さんからトップバッターの子がずっと目を見て話されて怖かったと言われたと聞きました。

私は今東京に住んでいて、当時どんなことがあったかなかなか思い出せず、手元に資料がなくて昨日の夜慌てて用意をしたんですけど、先ほど申し上げた地域子ども会議の議事録が家にありました。当時の職員の方々が頑張って作ってくださった、非常に詳細な議事録です。いろんな意見があって、例えば「学校についてどう思いますか」という話と、友達のこととか、先生のこととか、ここが楽しいプラスの面もマイナスの面もいろんな意見が出ていまして、改め

て読み返していてふと思わされたのは、地域子ども会議の中では子ども同士で、「ルールを守るべきなのに守らない子がいるのはけしからん」というような意見があって、自分が弁護士であるということもあって、こういう話をしていると、不合理なルールって困るよねっていう話をそういう方に自分としての意識がいきがちですけども、子ども同士の中でも、「ルールを守らない子は良くないよね」みたいな意見が出たっていうのも、確かにそういう視点もあるなというか自分もおそらく当時そういうことを言っていたと思いますし、いろんな観点からも意見が出て充実した会だったなと改めて思いました。そういうことを考えていて、当時も意識していたことなんですけど、「子どもの意見を聞こう」ということで、子ども会議が設置されたわけですけども、自分の意見はあくまでも自分1人の意見であって、自分が子どもみんなの意見を代表しているわけでもないし、代表できるわけでもない。選挙で選ばれた議員さんでもないし、実際にも意見が違う。そういう中で自分が何を言ったらいいのかなっていうのは日々悩みながら、この活動をしていたなということを思い出しておりました。おそらくそこに集まってきている子ども達は多少バイアスがかかっているのかもしれないかなとも思っていて、例えばこういった活動に理解のある親御さんの家庭のほうがもしかした

ら多いかもしれないし。そういったところに場に参加できるというのは、全体の中では、多少の偏りがあるかもしれない。それを除いたとしても、もちろん一人一人意見が違うので、そこをできるだけ広い意見を取り入れて反映させるというところにどうしたらいいのかなっていうところを日々悩んでいたなということを思い返していました。

ということで、結論はないのですが、日々思っていたことを、おそらくそれぞれの立場によって考えているところや見えているところも違うのかなと思いますので、この後のパネルディスカッションでいろんな話を伺えればということで私の話はここまでとさせていただければと思います。ありがとうございました。



### 第三部 シンポジウム

#### コーディネーター

豊田市子どもの権利擁護委員

弁護士：山谷 奈津子

#### シンポジスト

・前豊田市子どもの権利擁護委員

愛知教育大学教授：大村 恵 氏

・弁護士：間宮 静香 氏

・初代豊田市子ども委員

山内 裕雅 氏

・現豊田市子ども委員

筋生田和哉 氏



山谷：では、第三部を始めさせていただきたいと思います。有意義な時間にさせてもらえたらなというふうに思っております。

先ほど第一部、第二部 間宮さん、大村さん、山内さんに簡単に自己紹介をしていただいたので、第三部からご参加いただいた筋生田さんに簡単に自己紹介と、それから第一部、第二部の感想などあれば、聞いていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

筋生田：皆さんこんにちは。猿投農林高校農業科で農業について学んでいて、子ども会議には中学校一年生の時から参加し、また、小学校6年生で子どもシンポジウムに参加しているという縁があつてこの場におります。その後ずっと子ども委員をやっていて、子ども会議ができた過程など、なかなか聞いたことがない話で、有意義な時間だったなあというふうに思っております。そのような経験を生かしてこども家庭庁の方のこども・若者意見プラスの方もやってみまして、子どもの権利というのは大切だなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

山谷：よろしくお願ひします。

では始めさせていただきたいのですが、まず、先ほどの条例制定過程のお話を私も初めてお引きする話もすごく興味深かったです。

大村さんにお聞きしたいのですが、当時の子ども委員の方々のご意見が省令に反映されたっていう話先ほどあつて、守られる権利でなくて、子ども主体の条文にしてほしいという話もあったというお話があつたのですけれども、条例の中で「豊かに育つ権利」のところの「遊ぶこと」というところが、活動報告書の71ページのところで、第7条の「豊かに育つ権利」のところで、最初に「遊ぶこと」、それから「学ぶこと」と続いているのですが、私としては「遊ぶこと」が最初に来ているのがすごくいいなというふうに思っているのですけれども、こ

の辺は制定過程のところご存じでしたら教えていただければと思います。

大村：「遊ぶ権利」が筆頭に挙げられているというのは、大人委員の中では異論はありませんでした。「遊ぶってことは大事で、だから遊ぶということでは休むということが育つ権利の中では大事ですよ」という話はよくされてたんですよ。遊ぶということが、子どもにとって一番自分が主人公になれる主体者になれるのは遊ぶ時間なんですよね。だからそんな中で子どもたちは育つ、いろんな世界を広く広げるとというのが友達も作る、一番大事な時間だということは大人委員の中では大体一致してますね。それが子ども委員さんたちの意見等も合致して筆頭に挙げられたということだと思います。

山谷：ありがとうございます。権利学習の中でこの話をさせてもらおうと、すごく子どもたちの反応が良いです。「遊べてる？」と聞くと「遊べてる」と手を挙げてくれます。「学べてる？」と聞くと「うんそれは…」という感じでみんな言ってくれるんですけども、それぐらい本当に子どもたちにとっては遊ぶことっていうのが浸透してるんだなというふうに考えています。それからですね、次の山内さんにお聞きしたいんですけども、先ほど子ども会議の市長の市議会の中で市長さんに質問されたっていうところ、すごくあまり変わられてないっていう感じがしたんですけど、地域との関わりについてご質問されて、結

局市長さんからどのような回答があったんでしょうか。

山内：当時難しい回答をされてよく理解できなかったんですけど、「市で現在そのような観点で取り組んでいることがありますよ」ということだったり、「その重要性については市長としても同じように意識していて、そういった取り組みを進めていきます。」というお話をいただきました。

山谷：ありがとうございます。私名古屋に住んでいてあまり近所付き合いとかないんですけども、豊田はまだまだ小規模の学校さんも多い中で、子どもたちを地域で見守るっていうところがすごくあるのかなというふうに感じておりますので、続けていってほしいなっていうのも思い出聞いていました。

では続けて、筋生田さんにもお伺いしたいんですけども、先ほどの大村さんや山内さんの条例制定過程の話聞かれて、同じ子ども委員として、当時の子ども委員の方の意見についてとか、それから条例に反映させた場面などについて、何か感じられることはありましたか？

筋生田：そうですね、私自身も子ども委員として6年間やって、6年間毎回必ず擁護委員さんにお話ししていただいて、大変毎回実りある時間だなと思っていて、やはり6年間続けてますけれども、子ども会議を通して子どもの意見が豊田市で反映されるようなとても大切なのかなというふうに思っています。

それがたとえ子どもらしいというか「もっと遊べる場所多くしてよ」とか、その意見も度々でるんですけども、これも一つの子どもの意見でそれを表明していくっていうのも、我々子ども委員の役目なのかなというふうに思いました。

山谷：ありがとうございます。筋生田さんみたいに意見をいっていただく子どもたちにすごく大人たちも支えられているのかなというふうに聞いていました。

では、条例について少し考えてみたいなどいうふうに思うんですけども、先ほど間宮さんもすごく豊田の条例大好きなんだというふうに言っていたので、嬉しかったんですけども条文がたくさんある中で権利とかこの条文を結構好きなんだよねとか、豊田ならではのよねというような条文があれば、一つか二つ紹介いただければと思います。

間宮：72 ページのですね、7 条の 10 号があるんですけども、「夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦する」とことっていうのが権利の中にある、これはすごいと思います。他の市では見たことがないです。子ども達って夢を持ってみたいことを押し付けられるわけですよ。

夢なんかないのにみたいところがある中で、「夢に向かって挑戦しよう」はいいんですけど、「失敗してもいいんだよ」と書いてあるっていうのがすごい素敵なことだなあと思うんです。

人生失敗だらけじゃないですか、私も失敗の集大成みたいな感じで、失敗していいんだよって、それでも「もう一回チャレンジできるんだよ」ということを大人が子どもに伝えているのが大好きです。子どもの権利学習で 5 年生に向かって条例を説明するときに、あまりにも私は熱を込めて「この条例素敵でしょ」と言ってしまうので、そこにいっぱい守りたいみたいなシールがあって子どもの意見を誘導しちゃってるなって反省するところもあるんですが、でも他の条例で見たことがない、失敗していいんだよって大人が伝えられているというのは本当に私はすごい素敵だと思います。

大村：これ大人が伝えているわけじゃないですよ。

山谷：何かあるようなので大村先生お願いします。

大村：子どもがね、その挑戦すること、失敗しても挑戦することがという原文を書いているんですよ。僕らはこういうことはしないので、子どもが自分たちは何度でも挑戦できる、失敗しても挑戦できるんだっていうふうに自分たちの言葉で条例にしているのかなと思います。



山谷：さらに好きになりました。ありがとうございます。私もすごく好きな条文です。では山内さんどうでしょうか。制定過程に関わられていて、今振り返ってみてこの条文すごくいいなとありますか。

山内：一つ一つの権利もですが、一番最初の前文の一番最初の一文で、「子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない存在である」とされています。例えば学校では、私自身もそうだったんですけど、小学校などでは規律が大事とか、みんなと同じようにするとか、ルールを守るとか、学校生活では自分の主体性をなかなか意識することはないと思うんですけども。「一人ひとりが独立した人格を持つ」というこの条例の原理の柱が一番最初に謳われているっていうのがすごく素敵だと思っています。

山谷：ありがとうございます。どちらかというと学校ってみんな同じだよというか、みんな平等だよっていう方が先に来ているような気がして、そうじゃなくて本当に一人ひとり違っているんだよとかそういったこともあったり、何でもありの時代なんだじゃないですけども、学校へ行かなくてもいいんだよとか、そういったことも含めて今後考えていければなというふうに私としても思っています。勘生田さんどうでしょうか。改めて条文見られて、豊田市の子ども達にはこんな権利があるんだとかですね。そういう気づきでもですので、いか

がですか。

勘生田：私自身子ども会議に参加していて、「参加する権利」ですとか「自分らしく生きる権利」のところで、それが守られているじゃないかなと思っています。

あと、条例に権利を学習することも書いてあって、実際に擁護委員さんが学校に向いて権利について学んでいるっていうのも、一つ豊田市の子ども条例の大きな特徴なのかなというふうに思っています。

あと、子どもたちが、意見を言えたり意見という形式ばったものでもなくても、考えとか気持ちとかを素直に言えるっていうような環境を作っていくことが、やっぱり大事なのかなというふうに思っています。

山谷：続けて意見書をまきに出していただいた参加する権利とか意見表明権についてもちょっとお話をしたいなというふうに思います。勘生田くんにお伺いしたいんですけども、学校などで意見を言ったり、伝えることって子どもからすると結構難しかったりしますか？

勘生田：そうですね。私の通う高校ですと今年の秋ぐらいから、生徒会の公約かわからないですけど意見箱が開設されて、そこに皆さん投稿してるのでそういったことは難しくはないのかなと思うんですけども、実際に先生と一対一で話すのがすごく難しいと思っています。

直接に言うことによって、先生に対してクレームを言っているとか、文

句を言ってるかとか、そんなこともあるので、直接言うと難しいのではないかなと思います。

山谷：ありがとうございます。学校は特になんですけど、やはり権利ということをお教えると、收拾がつかなくなるのではないかと、恐怖を持たれている方も多いと思うんですけど、そうではなくてやっぱり権利なのだということをおちゃんとわかってもらうことが大事なのかなというふうに思っております。

間宮さんにお聞きしたいのですが、意見表明権について子どもたちと接したりとか、それから権利学習をされている中で、それから擁護委員時代にこことよで相談を受けられている中で、意見表明権どのように大事にされてきたかとか、何か感じられることとかあつたりしますか？

間宮：ありがとうございます。こことよの中では、さっきお話をしましたけれども、やっぱり親子分離をして話を聞くっていうこと大事にしています。分離ができないのであれば、分離ができる状況になるまで、安心できる環境だということをおまずはわかってもらったり、面談を繰り返すということですね。

なぜかという、子どもは親を慮って、親の前には本当のこと言えないということが結構ありますので、「意見言ってください、はいどうぞ」ということは親と並んでというのはなかなか難しいというふうに思います。それからさっきこれも話しましたけ

れども、どうせ言ったって変わらない、親や先生に意見を言っていることは知らなかったみたいなことが、子どもたちから権利学習の返答として出てくるわけですが、意見をまた言おうと思ってもらうために、事前に適切な情報提供が必要だということと、あと出来なかった場合にそれが何もできなかったのかとか、一部は取り上げたよとかフィードバックがきちんと戻していくと、その対応がなければ言ったって聞いてくれなかったからもう言わないというふうになっていってしまうわけですね。

こことよで私が居るときによく相談員さんをお願いしたのは、例えば一緒にエンパワーメントとして先生に言ってみるって言ったときにそれでもうまくいかないときあるかもしれないので、その時には「もう1回かけてきてね。そしたらもう1回作戦立てて考えよう」という話をしてもらうところまでセットでお願いしています。

それをすることで駄目だったときは諦めじゃなくて、次の手段があるんだってそういうある意味事前の情報提供みたいなのところもありますし、そういう丁寧さがないみたいなことではやはり意見表明しにくいし、1回しても諦めてしまって次の意見表明に繋がらないということになってしまうのではないかなあというふうに思います。

先ほどの山内さんの話で、市長の返

答の意味がわからなかったみたいな話ありましたが、結局子どもに伝えるのに子ども向けの言葉を使わなければ伝えてないことと一緒にすよね。やっぱりそこまで考えて大人が対応していかなくは、意見表明権というのは守れないのかなというふうに思います。



山谷：ありがとうございます。自分の子ども時代を思い返してみても、適切な情報はあまり与えられてきてないなということがあって、「なんだかわからないけど大人が勝手に決めている」とか、「言ったけどなんかダメと言われている」とか、理由も説明もなしにそういうことになっているということが多かったかなと思うので、本当にそういう情報を与えられるとかできな理由を説明されると、そういうことはすごく大事な、そういう段階に来ているのかなという感じがしています。では山内さんに意見表明権についてお考えになられたことありますか。

山内：一つは、今説明いただいたものと同じで、子どもの意見を表明したときに、

それに対するフィードバックというか、それが取り上げられなかったのであれば、その説明をするというのが、大人の責任なのではないかと思っています。

昨日の全体会のパネルディスカッションときに、「大人の説明が数学の問題集の解説みたいによくわからん」と言っていた人がいて、なるほどなと思いました。分かる人が読めば(分かる人が聞けば)分かる説明をたぶんしていると思うんですけど、それは、説明してる人は分かりやすい説明したと思い込んでいるだけで、分からない人にとっては、聞いても分からないってことだと思います。相手に合わせた説明をするというのが大人の責任なのかなと思っています。

もう一つは、大人の聞く態度も重要だと思っています。自分を思い返しても、「意見を言ってもいいよ」と言われても、どんなことなら言ってもいいんだろうと、大人が期待している答えを推測して、そこに迎合する、ということがありがちなのだと思います。

「何を言っても大丈夫なんだ、素直に言っていんだ」という安心感を与えられるそういう環境作りが必要だと思っています。

山谷：ありがとうございます。私も弁護士として少年事件を担当することが多いんですけど、少年の何かやってしまって、審判といって裁判みたいなもので、裁判官が少年に語りかけるっ

ていうことがよくあるんですけど、そのときもすごく難しい言葉、法律的なこともそうですし、すごく堅い難しい言葉で少年に言っているんですね。絶対ないだろうなっていう言葉もあって、後で聞くとやっぱり全然わからなかったって話で、そういったところからやっぱり大人が考えていけないといけないというふうに思っています。

時間がなくなってきたので駆け足になってしまうんですけど、せっかくいい条例を持っていたとしても、それが実現されなければ意味がないかなというふうに思っています。

大村さんにお聞きしたいんですけど、子ども条例の内容がまだまだ実現できていないかなって部分で何かあったりしますでしょうか。

大村：実現できていないことはいっぱいあるだろうというふうに思っています。

昨日大谷さんが言われてたように、権利は使うもの行使しないと駄目なんだってというのは、本当にそうだっていうふうに思うんですけども、子ども条例に書かれていることを実現していく、あるいはここに書いてあるからこうしようというふうに言っていくことってというのは、大事なかなというふうに思っています。

できてないことっていうことでいうと、例えば豊田市って子どもの居場所が本当に少ないと思います。さっき遊ぶ場所って話があったのだけれども、本当にそうだって僕は思っていて、児童館がないのです。だから子

どもたちが自分たちで使えるその場所ってというのは、青少年センターの一つだけしかない。この広い豊田市に一つしかないってというのはやっぱり良くないだろうなと思います。

道路も、豊田市は自動車が多いから危ないですよ。だからやっぱり子どもが安心して遊べる場所というのは、作っていくというのはこの法条例を実現していく上でとても大事ななというふうに思っています。

山谷：ありがとうございます。

子どもが遊ぶ場所が少ないということは、豊田市の方にもちょっと伝えないといけないなというふうに思っています。

では昴生田さんどうでしょうか。子どもの立場として、この部分まだまだちょっと守られていないんじゃないかなと感じることはありますでしょうか。

昴生田：そうですね。第10条の第2項育ち学ぶ施設では子どもの気持ちや考えを受けとめ相談に応じ、対応しないといけないことで、さっきの補足みたいな話になってしまうんですけども、意見箱でいいなと思ったのが、フィードバックされているんですよ。これこういう理由で駄目なんですっていうのがある一方で、ひたすらダメですという理由のパターンもあります。これは、先生たちは僕たちのことを考えているのか？と思って。そのフィードバックするっていうのも一つまだ守られてないというか、子どもたちの意見を聞いてはいるのだ

けども、プラスアルファで本当に子どもたちのことを思ってるのかなということが言えるのかなと思います。

山谷：大人たちもただ聞くだけではなくって、それを一部でも活かさないかなとか一部でも取り入れられないかなっていう視点で見ないと、意見聞くというアリバイ作りだけになってしまふところがあるので、そこは気をつけていかないといけないなと思っています。間宮さんいかがでしょうか。

間宮：一つは権利学習のお話をしましたけど、愛教大で授業を持っているのですが、権利学習の話をしたときに必ず豊田市在住の大学生から「そんなことをやっていたなんて知りませんでした」とか、「条例について知りませんでした」という感想が毎年1通か2通来るんですよ。こんなも頑張ってるのと思うのですが、繰り返しやっても結局4回ぐらいは、やって育ってきてるはずなんですけど、でもやはり年1回、2年に1回、やられたところで覚えてるかって言ったら、覚えてないわけですよ。それが学校の中で浸透していくとかセットでやっぱり行われていかないとまだまだ聞いて知るっていうところまでいかないなというのが一つあります。

もう一つは、なかなかその子どもが権利の主体として扱われないっていうところなんですけど、先ほどの説明だとかもそうなんですけれども、やっぱりどうしても虐待何とかしてあげるっていうふうにしていくというふうには私たちが大人は考えて

しまうし、私たちがそうやって育ってきてしまっているわけですよ、なかなか子どもが権利の主体だっていうふうには扱って使われてこなかったからこそどうやって扱っていいか分からないという難しさがあるんだと思うんですけども。いろんな場所でまだまだ権利の主体じゃないなって思うことがたくさんあるのでやっぱりそこからというふうに思う。

山谷：ありがとうございます。子どもが権利の主体と考えるっていうのは頭では分かっているはずなんですけど、どうしても自分の中で染み付いたものがあるって、なかなか変えられないっていうのがあると思うんですね。

間宮さんはことよでの擁護委員時代とかそれから名古屋市擁護委員や瀬戸市の擁護委員される中で、意識の転換みたいなものをどうやってされているのか、どうやって周りの方に意識の転換を促すじゃないけどそういったことをされているのかっていう何かあったりしますでしょうか。



間宮：なんか日々鍛錬っていう感じなんで

すけど、でも気をつけるのは「あげる」って言葉を自分が使った瞬間に大丈夫かなっていうのはすごく気をつけてます。

やっぱり「あげる」って言った瞬間に私がやりたいことで子どもがやりたいことじゃないっていう気がすごく多いので、「あげる」でもいいときもあるんだけれども、でもやっぱり「あげる」「してあげたい」って思っているときには実は大人が主体になっていることがすごく多いなっていう気付きはあるので、ポロっと出てくるんですよね。

こことよの相談員も聞いていますけど、ケース会議をやっている中でやっぱり「あげる」って言葉がでてくる時があって、私的には気になっていることも結構あるので、やっぱそういう言葉から気をつけていくというところまず一つかなというふうに思っています。子ども「に」と考えたとき、子ども「と」だなんていうふうなど、思い返してみるっていうのもやっています。

山谷：ありがとうございます。なかなかねわかっていて難しいところあるんですけども、やっぱり日々修行していききたいなと思います。ではちょっと時間もないという顔をしているので最後のトピックなんですけれども、条文がすごくいいところがたくさんある中で、時代も少し変わってきて、これ当時はあまり注目されてなかったけども、これ今の時代だったらやっぱり守っていかないといけないなっていうそういう権利も出てきているかなというふうに思っております。

勘生田さん、どうでしょうもっとういう自分らしく生きる、生活を送るためにあったらいいなみたいな、そういう条文ってあったりしますか。

勘生田：先ほど言ったように、そのフィードバックを受ける権利ですか、子どもと対等な立場として考えていくことが大切なんじゃないかと思ってます。それこそ子ども家庭庁が創設されてから、子どもの意見を聞くっていう風潮がよく流れてきて、子どもが大事だっっていうことが国全体に広がってると思うんですけども。それを聞くのはいいんだけどフィードバックをしっかりしてこうよ、先ほど言いましたけれども、子どもの意見をしっかり聞いてそれを最大限生かすっていうのが一番大切なのかなと思っています。

それで子どもにとって求めることを考えていくことが必要なんですけども、子どもを対等な立場として見たことで、私自身生徒はあんたらは就職するからそういうふうにはやっていると建前として先生は言っていると思うんですけども。私自身の生徒たちもその一緒の人間として見て、そういう校則ですとか様々なことに活かしていくことが必要なんじゃないかなってそういう時代が来ているんじゃないかと思いません。

山谷：ありがとうございます。やっぱり子どもだからとかですもんねやっぱり下にみちゃうとか、いろいろあると思うのでそうじゃなくってやっぱり子ども

大人関係なく、大人だったらどういう対応をするかなっていうふうに考えて、大人は動かないといけないかなというふうに思っています。

山内さんいかがでしょうか。何かこういう権利守られていった方がいいんじゃないかなというものがありますか。

山内：子どもが正確で多様な情報に接する機会をちゃんと保障される必要があると思っています。今子どもたちの主な情報源がSNSだったりインターネットだったりそういうところから情報を得る機会が多いと思うんですけど、そういうところだと過激な意見がクローズアップされたりとか、複雑なことを単純に説明してくれるけれど単純化しすぎているコンテンツが目目されたりとか、あるいはSNSの仕組み上、自分と似た意見や同じような意見ばかり流れてきがちなので、意見が偏って極端化した意見に触れる機会ばかりになってしまうということが問題としてあると思います。

その中には正確でないものも含まれることもあると思いますので、正確な情報が必要で、かつ世の中にはいろんな意見があり、同じことに対しても見方や立場が違えばいろんな意見があるんだということに触れながら育っていくという、そういう機会が保障されていくと良いと思っています。

山内：ありがとうございます。では大村さんいかがでしょうか。

大村：皆様も聞いてばかりだからちょっと皆さんから意見とか質問ほしいなと思っていたのですが、僕は最初のころ思っていたことでもあるんですが、子ども白書を作って欲しいなっていうふうに思いがあったんですね。これはこことよだけでは作れない、市の職員さんと一緒につくることになるのですが、最初のときにその話もちょっと意見として出したんですけども、最初は難しいと言われてちょっと引込めた覚えがあります。だからこことよの人もモニタリングっていうかな、今豊田市の子どもたちで思ってることはどういうことなのかとか、幸せになるためにはどうしたらいいのか、そんな話を広くね聞いて、本来は集約していくような、そういった場をぜひ作っていただきたいなというふうに思ってます。

山内：ありがとうございます。すごく大事なところかなと思うんですけど、先ほど高校生アンケート、意識調査をやったって話ありましたけれども、それを分析して活かすということと、それから対象変えて中学生小学生とかにもっていうこともということが大事なのかなというふうに思ってます。こことよで相談に来てくれる子はいいですけど、意見を上げられない子とか意見を言いたいんだけど言えないとか、いろいろいると思うのでそういった子たちの意見を広く聞いていきたいという希望はあります。ありがとうございます。間宮さん

いかがですか。

間宮：山内さんとかぶるところが多いかなと思うんですけど、校則の改定なんかで子どもの意見を聞いて、という取り組みが始まっていますけど、そもそも規制されなくてよいとか、表現の自由があるんだよとか、権利のことの説明を受ける前に、校則について意見を聞くっていうことをすると、結局何か白い靴下や黒ならOKみたいな話だったりとか、髪の毛一番下で結ばなきゃいけないのはちょっと中途半端なとこまでOKになりましたとか、なんで髪の毛結ばないといけないのだろうとか、いろいろこう思うわけですけども、そういうことになっちゃうので、やっぱり意見を言う意見表明権のところやっぱり必要な情報提供を受けた上でのやっぱり意見表明権なんだっていうことだったり、あとデジタルコンテンツですよ、特に気になっているのはスマホとかで見ていても必要だと思うページでもわいせつな感じの漫画の広告が出てきたりとかするじゃないですか。でもそれで子どもたちが本当は情報アクセスする権利があるのに、やっぱりそういうコンテンツが出てきてしまうと、子どもの害ともセットになってしまうわけですよ。きちんとした性教育ではなくて、権利が守られてないようなものが出てきてしまうところも非常に危惧感を持っています。やっぱ条例制定できた当時と今っていうのは、変

わってきているところがあると思うので、それに応じた権利保障というのも一つ必要になってくるのかもしれないなっていうのは思います。

山谷：ありがとうございます。では最後になりますけれども、今後、子どもたちの権利を守るために大人がやるべきことや子どもの立場から大人まで期待することを、それからこことよに今後期待する役割とか、展望などありましたら最後に一言ずつお願いしたいと思います。では最初に間宮さんをお願いします。

間宮：はい。二つありまして、一つは子どもの権利学習についてです。こことよで始めたときは子ども向けばかりだったんですよ。だけど結局子どもから意見言ったら大人が受け止めてくれないから諦めるというような流れが出てきて、大人の権利学習とセットだということをしごく強く思ったんですね。大人が知らなければ権利の義務を果たす人がわかってなければ、権利が保障されないなっていう思いをしごく強くしました。やっぱり大人が知っていくっていうことを権利を知らない大人が多いので、知っていくっていうことが必要かなというふうに思っています。こことよに関して言うと、こことよにいるいろいろな相談の波というのがやってきます。例えばある1年は給食の完食指導についてのご相談がものすごく多かった、無理やり食べさせられたがいけないみたいなご相談が多かったとしもあれば、部活動に

関するご相談すごく多かった年もあったりとかですね。なんか山がやってくるんですよね。そういうものをやっぱり意見表明できない子どもたちの苦しい声を、私達相談室は受けとめているわけだから、その子たちは申し立てとかできたりとか社会で言っていくっていうことができなかったり、やはり個別の救済として図っていくんだけど、今こういう問題が子どもたちの中で起きてますよということ、しっかり社会に言っていくような活動ができていけるといいんじゃないかなというふうに思ってます。

私はこことよの中でまずは権利学習と思って、自分がいる間にそこに費やしてきたんですけど、今名古屋の方ですごく私が個人的に力を入れているのは、やっぱり意見をきちんと国にあげていくということをやっている、それまで救済機関というのは条例に基づくのでその市に対してしか言えないっていうふうに思われてきていたんですけど、やっぱり子どもの権利を守っていくためには、国の制度を変えていたような法律変えてくれないと変わらないということもたくさんあるので、そこを私達は子どもの代弁者として声を上げていく必要性というのがあるなと思っていますので、豊田市さんもぜひ頑張っていて、たまにお尻を叩きながら一緒に救済機関としてやりたいなと思っています。

山谷：豊田市も頑張ります。本当に名古屋市

の教師に対して教員不足の関係の意見書出していただいたものを見させていただいてきましたけれども、名古屋市だけじゃなくいろんな自治体が声を上げるってことがすごく大事かなというふうに思っていますので、豊田もやっていきたいなとは思っています。

では大村さんお願いします。

大村：先ほど条例をつくる時の学んだことの三つ目にですね、大人が育った話をさせていただきましたが、昨日の全体会のシンポジウムから、そのとき登壇してくれた子どもたちがとてもよかったという話をしてくれていたんですが、それを聞いている僕たちもとっても暖かい気持ちになり、印象的だったと思います。子どもと大人と一緒に学び合ったり、育ち合ったりする場をどうやったら作れるだろうか。子どもだけとか大人だけじゃなくて、一緒に何かやるっていうことを大事にしてほしいなのもあって、こことよだけでできることではないと思いますけども、そういう場が大事なんだっていうことを、こういう情報発信っていうか、提案っていうか、そうしてもらえると良いかなというふうに思っています。

山谷：ありがとうございます。山内さんお願いします。

山内：権利教育がすごく大事なことと思っています。例えば、ルールがあるからそれに従わないといけないというとき、そもそもそのルールに正当性があるのかということが前提になるは

ずで、みんな色々違う意見を持って、それぞれ権利も持っているし、権利と権利がぶつかってしまう場合もあります。権利に関する基本的な考え方を、子どものうちから知っていると良いのかなと思います。それは子ども自身のためにも必要だし、今後の社会を担っていくという意味で社会全体にとっても必要なことだと思っていて、権利教育というのは大事だなと思っています。

第一部の説明を聞いて、こことよはこんなにすごいことやっているんだなと豊田市の子どもたちは恵まれているなと思います。いろんな他の自治体を含めて広がっていくといいなと期待を持っています。

山谷：そういつただけてとても嬉しいです。ありがとうございます。筋生田さんお願いいたします。

筋生田：子ども会議を6年間やっていて、市長さんへ毎回到年に1度報告をするんです。この時に言われるのが、あなた方自身で広めていってくださいと言われていて、これも私たちに課せられているんじゃないかと思うので、この子ども会議に参加することで意見表明権を行使することができるというの、私たちだからできることなのかなと思っています。簡単に子どもから大人になると、先ほども言いましたけれども、対等の立場であったり、お互いにリスペクトという言葉がありましたけれども、それがとても大切で、今後これをもっと重要になるのではないかっていうよう

に思っていて、これが広まると子どもの権利についても一層理解が深まるのではないかと思っています。以上です。

山谷：ありがとうございました。ではすごく時間が押してしまったんですが、こことよ15周年記念の活動報告をお聞きいただいた皆さんありがとうございます。

こことよでは子どもたちに寄り添い、それから子どもたちと一緒に問題を解決していくことをめざしています。子どもたちをめぐる問題は本当に山積みなんですけれども、今日来ていただいた皆様とともに、子どもの権利が守られるように、こことよとして頑張っていきたいと思っています。

ではこれで第三部パネルディスカッションおよびこことよ分科会を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。



<参考資料>

- ・ 豊田市子ども条例
- ・ 豊田市子ども規則
- ・ 2023 年度 擁護委員・相談員・室長 名簿



# ○豊田市子ども条例

平成19年10月9日

条例第70号

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第4条～第8条）

第3章 家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障（第9条～第11条）

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第12条～第20条）

第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第21条～第26条）

第6章 子どもに関する施策の推進と検証（第27条～第30条）

第7章 雑則（第31条）

### 附則

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない存在であり、自らの力で未来を切りひらく主体です。このため、子どもの心と体が大切にされなければなりません。子どもと子ども、子どもと大人とが、育ち合い、学び合う関係の中で、発達が保障され、社会と文化の創造に参加する機会が与えられなければなりません。

大人は、子どもとふれあい、子どもの声を聴き、子どもと共に生きることによって、喜びと夢を分かち合うことができます。子どもは、地域の宝であり、社会の宝です。保護者や、子どもにかかわる仕事や活動に従事する大人だけでなく、すべての市民が子どもに対する責任を負っています。このため、社会全体で、子どもと直接向き合う大人への支援と子どもが育つ環境づくりを進めなければなりません。

子どもにやさしいまちは、すべての人にとってやさしいまちになります。子どもが夢をかなえることができるまちは、すべての人にとって希望のあふれるまちになります。私たちは、子どもと大人が手をつなぎ、子どもにやさしいまちづくりをめざします。

私たちは、こうした考えのもと、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めることを宣言し、ここに豊田市子ども条例を制定します。

### 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的とします。

## (定義)

第2条 この条例で「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。また、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人を含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、子どもを対象とする学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設などをいいます。

3 この条例で「事業者」とは、事業活動を行うすべての人や団体をいいます。

## (責務)

第3条 保護者は、子育てについての第一義的責任を持ち、子どもの年齢や発達にふさわしい環境の下で子どもを育てなければなりません。

2 市は、保護者が子育てについての第一義的責任を遂行するために必要な支援をしなければなりません。

3 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの権利を保障し、お互いに協力して子どもの育ちを支え合わなければなりません。

4 市は、国や他の公共団体などと協力して、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めなければなりません。

## 第2章 子どもにとって大切な権利

### (子どもの権利と責任)

第4条 子どもは、あらゆるとき、あらゆる場所において、この章に定める権利が特に大切なものとして保障されます。

2 子どもは、自分の権利を大切にしよう努めなければなりません。

3 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他者の権利を尊重しよう努めなければなりません。

4 子どもは、子ども同士や大人との間でお互いの権利を尊重し合うことができる力を身

に付けるために必要な支援を受けることができます。

(安心して生きる権利)

第5条 子どもは、安心して生きるために、次のことが保障されます。

- (1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。
- (2) 愛情と理解をもってはぐくまれること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。
- (4) 平和で安全な環境の下で生活すること。
- (5) 健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。
- (6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
- (7) 困っていることや不安に思っていることを相談すること。
- (8) いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。

(自分らしく生きる権利)

第6条 子どもは、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。

- (1) ありのままの自分が認められること。
- (2) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。
- (3) 自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。
- (4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。
- (5) 安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。
- (6) 安心して過ごすことができる居場所を持つこと。
- (7) プライバシーや名誉が守られること。

(豊かに育つ権利)

第7条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つために、次のことが保障されます。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。
- (4) 自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。
- (5) 友だちをつくること。

- (6) 様々な世代の人々とふれあうこと。
- (7) 地域や社会の活動に参加すること。
- (8) 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。
- (9) 自然に親しむこと。
- (10) 夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。

(参加する権利)

第8条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会などに主体的に参加するために、次のことが保障されます。

- (1) 自分の気持ちや考えを表明すること。
- (2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。
- (4) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
- (5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。
- (6) 仲間をつくり、集まること。

### 第3章 家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障

(家庭における権利の保障)

第9条 保護者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの気持ちや考えを受け止め、それにこたえていくとともに、子どもと十分に話し合わなければなりません。
- 3 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、保護者が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、学習の機会や情報の提供などの必要な支援をしなければなりません。
- 4 保護者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。
- 5 保護者は、たばこや酒類の害から、子どもを保護しなければなりません。

(育ち学ぶ施設における権利の保障)

第10条 育ち学ぶ施設は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設は、子どもの気持ちや考えを受け止め、相談に応じ、対話などをしなければなりません。
- 3 育ち学ぶ施設は、子どもを育ち学ぶ施設の一員として認め、その主体的な自治的活動を支援しなければなりません。
- 4 育ち学ぶ施設の管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、職場環境の整備や研修の機会の提供などの必要な支援をしなければなりません。
- 5 育ち学ぶ施設は、いじめを防止するとともに、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備しなければなりません。また、いじめが発生したときは、関係する子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて対応しなければなりません。
- 6 育ち学ぶ施設は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。
- 7 育ち学ぶ施設、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。

(地域における権利の保障)

第11条 市民及び事業者は、地域の中で、子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければなりません。

- 2 市民及び事業者は、子どもを地域社会の一員として認め、その気持ちや考えを受け止め、対話などをするとともに、地域の活動に子どもの意見を取り入れるよう努めなければなりません。
- 3 市民及び事業者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。
- 4 市民、事業者、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。

#### 第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの権利の周知と学習支援)

第12条 市は、この条例と子どもの権利について、市民に広く知らせなければなりません。

2 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域などにおいて、子どもが自分の権利と他者の権利を学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう支援しなければなりません。

3 市は、市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう支援しなければなりません。

(子育て家庭への支援)

第13条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければなりません。

2 市、育ち学ぶ施設及び事業者は、子育てをしている家庭の一人ひとりの保護者に寄り添って、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりに努めなければなりません。

(特別なニーズのある子ども・家庭への支援)

第14条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、外国籍の子ども、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども、経済的に困難な家庭の子ども、不登校の子ども、社会的ひきこもりの子ども、虐待を受けた子ども、心理的外傷を受けた子ども、非行を犯した子どもなどで、特別なニーズがあると考えられる子どもとその家庭に気を配り、適切な支援をしなければなりません。

(子どものいじめの防止などに関する取組)

第15条 市は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第12条の規定に基づき、豊田市いじめ防止基本方針を作り、子どもの健やかな育ちを支え、いじめのない社会の実現を目指します。

(子どもの虐待の予防などに関する取組)

第16条 市は、子どもに対する虐待の予防と早期発見に取り組まなければなりません。

2 子どもは、自らが虐待を受けたときや虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、市や関係機関に相談することができます。

3 育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもに気を配るとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市や関係機関に通報しなければなりません。

4 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援をしなければなりません。

(有害・危険な環境からの保護)

第17条 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの健やかな発達を支援するために、次のものに子どもが接することがないように取り組まなければなりません。

- (1) 環境たばこ煙や環境汚染物質などの健康に有害なもの
- (2) 喫煙、飲酒及び薬物の濫用
- (3) 売買春、児童ポルノなどの性的搾取や性的虐待
- (4) 過激な暴力や性などの有害な情報
- (5) 犯罪の被害や加害
- (6) 公共施設や交通機関などにおける危険な環境  
(子どもの居場所づくりの推進)

第18条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めなければなりません。

- 2 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、地域において、子どもが様々な世代の人々とふれあうことのできる場や機会の提供に努めなければなりません。
- 3 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが多様で豊かな体験をすることのできる場や機会の提供に努めなければなりません。
- 4 市は、子どもが自然に親しむことのできる環境の整備に努めなければなりません。
- 5 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、居場所づくりなどについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。  
(意見表明や参加の促進)

第19条 市は、市政などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設は、施設の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。
- 3 市民及び事業者は、地域の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。
- 4 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの気持ちや考えを尊重するとともに、子どもの主体的な活動を奨励し、支援するよう努めなければなりません。

(子ども会議)

第20条 市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、子どもの意見を聴くため、豊田市子ども会議を置きます。

#### 第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利擁護委員の設置など)

第21条 市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援するため、豊田市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

2 擁護委員は、3人以内とします。

3 擁護委員は、人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人のうちから、市長が選びます。

4 擁護委員の任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。

5 擁護委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれません。ただし、市長は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くことができます。

(擁護委員の仕事)

第22条 擁護委員は、次の仕事を行います。

(1) 子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために必要な情報を収集し、助言や支援などを行うこと。

(2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

(3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査を行うこと。

(4) 調査や調整の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対して、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。

(5) 勧告や要請を受けたものに対して、是正措置や制度などの改善の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。

2 擁護委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。

(1) 仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。擁護委員の職を離れた後も同様とします。

(2) 申立人などの人権について十分に気を配ること。

(3) 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。

(擁護委員への協力)

第23条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その仕事を積極的に支援しなければなりません。

2 保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

(勧告や要請への対応)

第24条 市の機関は、擁護委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告しなければなりません。

2 市の機関以外のものは、擁護委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告するよう努めなければなりません。

(勧告や要請などの内容の公表)

第25条 擁護委員は、必要と認めたときは、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表することができます。

2 擁護委員は、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表するときは、個人情報などの保護について十分に気を配らなければなりません。

(活動状況などの報告と公表)

第26条 擁護委員は、毎年の活動状況などを市長に報告し、市民に公表します。

## 第6章 子どもに関する施策の推進と検証

(子ども総合計画)

第27条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、豊田市子ども総合計画（以下「子ども総合計画」といいます。）を作ります。

2 子ども総合計画は、必要に応じて、その内容を見直します。

3 市は、子ども総合計画を作るときや見直すときは、子どもを含めた市民や豊田市子ど

もにやさしいまちづくり推進会議の意見を聴きます。

- 4 市は、子ども総合計画を作ったときや見直したときは、速やかにその内容を公表します。

(子どもにやさしいまちづくり推進会議の設置など)

第28条 市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、専門的な意見などを聴くとともに、子どもに関する施策の実施状況を検証するため、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）を置きます。

- 2 推進会議の委員は、30人以内とします。
- 3 委員は、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人、豊田市子ども会議の代表者、市民及び事業者のうちから、市長が選びます。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。
- 5 推進会議には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項の規定に基づく児童福祉に関する合議制の機関として、豊田市児童福祉審議会を置きます。
- 6 推進会議には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく幼保連携型認定こども園に関する合議制の機関として、豊田市幼保連携型認定こども園審議会を置きます。

(推進会議の仕事)

第29条 推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、次のことを調査したり、審議したりします。

- (1) 子ども総合計画に関すること。
  - (2) 子どもに関する施策の実施状況に関すること。
  - (3) その他子どもにやさしいまちづくりに関すること。
- 2 推進会議は、必要があるときは自らの判断で、子どもにやさしいまちづくりに関して、調査したり、審議したりできます。
  - 3 推進会議は、前2項に定める仕事のほか、いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会の事務及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号の事務を行います。

4 推進会議は、必要に応じて、委員以外の人に出席を求め、意見を聴くことができます。  
(報告、提言など)

第30条 推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、又は自らの判断で調査したり、審議したりしたときは、その結果を市長その他の執行機関に報告し、提言します。

2 市長その他の執行機関は、推進会議から報告や提言を受けたときは、その内容を公表します。

3 市長その他の執行機関は、推進会議の報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

#### 第7章 雑則

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、必要なことは、市長が別に定めます。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第19条並びに第5章及び第6章の規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(平成20年3月規則第4号で、附則ただし書に規定する規定のうち、第19条及び第6章の規定は同20年6月1日から、第5章の規定は同20年10月1日から施行)

附 則 (平成25年6月28日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行します。

(豊田市社会福祉審議会条例の一部改正)

2 豊田市社会福祉審議会条例(平成12年条例第1号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成26年10月1日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行します。

附 則 (平成27年3月26日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

(豊田市議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正)

2 豊田市議会の議決すべき事件に関する条例(平成22年条例第34号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和5年6月30日条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。

# ○豊田市子ども規則

平成20年3月28日

規則第3号

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 豊田市子ども会議（第3条・第4条）

第3章 豊田市子どもの権利擁護委員（第5条～第17条）

第4章 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議（第18条～第25条）

第5章 雑則（第26条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、豊田市子ども条例（平成19年条例第70号。以下「条例」といいます。）第31条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要なことを定めます。

（子どもの定義）

第2条 条例第2条第1項に規定するこれらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人とは、年齢が18歳又は19歳の人で、次の学校や施設に在学したり、入所していたりする人をいいます。

（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校又は中等教育学校

（2）児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設

（3）前2号に準ずる学校や施設

第2章 豊田市子ども会議

（委員）

第3条 条例第20条に規定する豊田市子ども会議（以下「子ども会議」といいます。）の委員は、公募により市長が選びます。

（子ども会議の意見）

第4条 子ども会議は、市長その他の執行機関に対して、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、意見を提出することができます。

2 市長その他の執行機関は、子ども会議から意見の提出を受けたときは、その内容を公表します。

3 市長その他の執行機関は、子ども会議の意見を尊重し、必要な措置をとります。

### 第3章 豊田市子どもの権利擁護委員

#### (兼職などの禁止)

第5条 条例第21条第1項に規定する豊田市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

2 擁護委員は、市と特別な利害関係にある法人その他の団体の役員と兼ねることができません。

3 擁護委員は、前2項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。

#### (代表擁護委員)

第6条 擁護委員のうち1人を代表擁護委員とし、擁護委員の互選により決めます。

2 代表擁護委員は、擁護委員の会議を招集し、議事を運営するほか、擁護委員に関する庶務を行います。

3 代表擁護委員に事故があるとき又は代表擁護委員が欠けたときは、代表擁護委員があらかじめ指名する擁護委員が、その仕事を行います。

4 その他擁護委員の会議について必要なことは、代表擁護委員が他の擁護委員の意見を聴いて決めます。

#### (子どもの権利相談員)

第7条 擁護委員の仕事を補助するため、豊田市子どもの権利相談員（以下「相談員」といいます。）を置きます。

2 条例第22条第2項及びこの規則の第5条の規定は、相談員について準用します。

#### (相談及び救済の申立て)

第8条 何人も、擁護委員に対して、市内に住所を有したり、在勤したり、在学したりする子どもの権利の侵害について、文書や口頭により、相談したり、救済を申し立てたりすることができます。

2 相談や救済の申立ての受付は、擁護委員及び相談員が行います。

(救済の申立書など)

第9条 救済の申立て(以下「申立て」といいます。)は、文書による場合は次のことを記載した申立書を提出し、口頭による場合はこれらのことを述べることとします。

- (1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号
- (2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、入所している施設又は勤務先の名称及び所在地
- (3) 申立ての趣旨
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日
- (5) 権利の侵害の内容
- (6) 他の機関への相談などの状況

2 擁護委員及び相談員は、口頭による申立てがあったときは、前項のことを聴き取り、書面に記録しなければなりません。

(調査)

第10条 擁護委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて調査しなければなりません。ただし、その申立てが次のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りではありません。

- (1) 判決、裁決などにより確定した権利関係に関するとき。
- (2) 裁判所において係争中の権利関係や行政庁において不服申立ての審理中の権利関係に関するとき。
- (3) 議会に請願又は陳情を行っているとき。
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときを除きます。
- (5) 条例に基づく擁護委員の行為に関するとき。
- (6) 申立てに重大な偽りがあるとき。
- (7) 具体的な権利の侵害を含まないとき。
- (8) その他擁護委員が調査することが適当でないとき。

2 擁護委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった

場合や、条例第22条第1項第3号の規定により調査する場合は、その子ども又は保護者の同意を得て調査しなければなりません。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、擁護委員がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。

- 3 擁護委員は、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、理由を付して、申立人に速やかに通知しなければなりません。

(調査の中止など)

第11条 擁護委員は、調査を開始した後においても、前条第1項のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を一時中止したり、打ち切ったりすることができます。

- 2 擁護委員は、調査を一時中止したり、打ち切ったりしたときは、理由を付して、申立人や前条第2項の同意を得た者（以下「申立人など」といいます。）に速やかに通知しなければなりません。

(市の機関に対する調査など)

第12条 擁護委員は、市の機関に対し調査を開始するときは、あらかじめその機関に通知しなければなりません。

- 2 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関に資料の提出や説明を求めることができます。
- 3 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、権利の侵害の是正のための調整（以下単に「調整」といいます。）をすることができます。
- 4 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに通知しなければなりません。

(市の機関以外のものに対する調査など)

第13条 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに資料の提出や説明について協力を求めることができます。

- 2 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、調整について協力を求めることができます。

3 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに通知しなければなりません。

(身分証明証の提示)

第14条 擁護委員及び相談員は、調査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければなりません。

(相談室の設置など)

第15条 子どもの権利の擁護に必要な支援をするため、とよた子どもの権利相談室（以下「相談室」といいます。）を豊田市小坂本町1丁目25番地（豊田産業文化センター内）に設置します。

2 相談室は、次に掲げる事務を行います。

- (1) 擁護委員及び相談員の仕事の補助に関すること。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する相談に関すること。
- (3) 子どもの権利の救済及び回復の支援に関すること。
- (4) 条例の普及及び子どもの権利の啓発に関すること。
- (5) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事務

3 相談室に室長その他の職員を置きます。

4 室長は、相談室の事務を管理します。

(相談室の開館日及び開館時間)

第16条 相談室の開館日及び開館時間は、次の表のとおりとします。ただし、12月28日から翌年の1月4日までを除きます。

開館日	開館時間
日曜日、水曜日、木曜日及び土曜日	午前10時から午後6時まで
金曜日	午前10時から午後8時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館日又は開館時間を変更することができます。

(相談の受付)

第17条 擁護委員及び相談員が、相談を受け付けることができる日及び時間は、次の表

のとおりとします。ただし、12月28日から翌年の1月4日までを除きます。

受付日	受付時間
日曜日、水曜日、木曜日及び土曜日	午後1時から午後6時まで
金曜日	午後1時から午後8時まで

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に受付日又は受付時間を変更することができます。

#### 第4章 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議

(会長及び副会長)

第18条 条例第28条第1項に規定する豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議

(以下「推進会議」といいます。)に会長と副会長各1人を置き、委員の互選により決めます。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理します。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を行います。

(会議)

第19条 推進会議の会議(以下「会議」といいます。)は、会長が招集し、会長がその議長となります。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができません。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決めます。

(会議の特例)

第20条 会長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。以下同じです。)を送信し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができます。

- 2 前条の規定は、前項の規定による書面又は電磁的記録による審議について準用します。この場合において、同条第2項中「会議」とあるのは「会議における審議」と、「が出席しなければ開くことができません」とあるのは「から書面又は電磁的記録により回答

がなければ成立しません」と、同条第3項中「出席した」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった」と読み替えるものとします。

(委員)

第21条 条例第28条第3項の規定により市民のうちから選ばれる委員は、公募によるものとします。

(豊田市児童福祉審議会)

第22条 条例第28条第5項に規定する豊田市児童福祉審議会(以下「児童福祉審議会」といいます。)については、児童福祉法第9条に定めるもののほか、次項から第4項までに定めるところによります。

2 第18条第2項及び第3項の規定は、児童福祉審議会の委員長と副委員長について準用します。この場合において、第18条第2項及び第3項中「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとします。

3 第19条及び第20条の規定は、児童福祉審議会の会議について準用します。この場合において、第19条第1項中「推進会議」とあるのは「児童福祉審議会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、第20条第1項中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとします。

4 臨時委員は、児童福祉審議会の会議を開き、又は議決を行う場合(前項の規定により準用する第20条の規定により委員に書面を送付し又は電磁的記録を送信し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代える場合を含みます。)には、同項の規定により準用する第19条第2項及び第3項並びに第20条の規定の適用について、委員とみなします。

(豊田市幼保連携型認定こども園審議会)

第23条 条例第28条第6項に規定する豊田市幼保連携型認定こども園審議会(以下「幼保連携型認定こども園審議会」といいます。)については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に定めるもののほか、次項及び第3項に定めるところによります。

2 第18条第2項及び第3項の規定は、幼保連携型認定こども園審議会の委員長と副委員長について準用します。この場合において、第18条第2項及び第3項中「会長」と

あるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとします。

- 3 第19条及び第20条の規定は、幼保連携型認定こども園審議会の会議について準用します。この場合において、第19条第1項中「推進会議」とあるのは「幼保連携型認定こども園審議会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、第20条第1項中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとします。

(部会)

第24条 推進会議は、必要に応じて、部会を置くことができます。

- 2 部会に属する委員は、会長が推進会議の意見を聴いて指名します。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により決めます。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会の調査審議の経過や結果を推進会議に報告します。
- 5 部会は、その調査審議に必要があると認めたときは、委員以外の人に出席を求め、説明や意見を聴くことができます。
- 6 推進会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項第1号及び第2号に掲げる事務を処理するに当たって部会を置いたときは、その部会の議決をもって推進会議の議決とすることができます。
- 7 第19条の規定は、部会の会議について準用します。

(庶務)

第25条 推進会議の庶務はこども・若者部こども・若者政策課において、児童福祉審議会及び幼保連携型認定こども園審議会の庶務は同部保育課において処理します。

## 第5章 雑則

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この規則中第2章及び第4章の規定は平成20年6月1日から、第3章の規定は平成20年10月1日から、その他の規定は公布の日から施行します。

附 則（平成20年9月30日規則第69号）

この規則は、平成20年10月1日から施行します。

附 則（平成24年12月27日規則第92号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行します。

附 則（平成26年10月1日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行します。

附 則（平成27年3月18日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行します。

附 則（平成27年3月26日規則第25号）

この規則は、平成27年4月1日から施行します。

附 則（平成30年3月26日規則第22号）

この規則は、平成30年8月1日から施行します。

附 則（令和2年12月24日規則第147号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊田市子ども規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月30日規則第35号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2023年度 擁護委員・相談員・室長 名簿

職名	氏名	職業等
子どもの権利擁護委員 (代表)	山谷 奈津子 	弁護士 (愛知県弁護士会)
子どもの権利擁護委員	石井 拓児 	名古屋大学大学院教授
子どもの権利擁護委員	渡邊 佐知子 	元名古屋中央児童相談所 所長
子どもの権利相談員 (専門員)	大村 恵	愛知教育大学教授
子どもの権利相談員 (専門員)	間宮 静香	弁護士 (愛知県弁護士会)
子どもの権利相談員 (専門員)	山田 麻紗子	臨床心理士 公認心理士 日本福祉大学客員研究所 員
子どもの権利相談員 (専門職)	木村 浩美	豊田市会計年度任用職員
子どもの権利相談員 (一般職)	石田 優美	同
子どもの権利相談員 (一般職)	黒野 巳保子	同
子どもの権利相談員 (一般職)(2023.6.1～)	竹生 あけみ	同
室長	加藤 美貴子	こども・若者政策課職員

## あ と が き

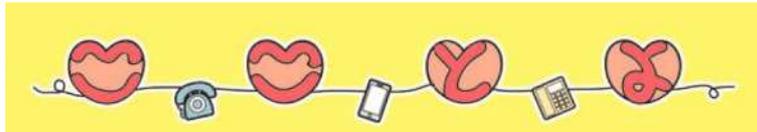
豊田市では、2007年10月に子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支えあうことにより、豊田市の未来をになう子どもたちが幸せに暮らすことのできる地域社会を実現することを目的に「豊田市子ども条例」を制定しました。そしてその相談窓口として、「とよた子どもの権利相談室」が、2008年10月に設置され、15年8か月が経過しました。

昨年11月には、「第31回子どもの権利条約フォーラム 2023in とよた」において、「15周年活動報告会」を実施いたしました。基調講演「豊田市子どもの権利相談室『こことよ』15年のあゆみと子どもの権利」、条例制定の経緯についての特別報告やパネルディスカッション等により、参加者とともにこれまでの活動を振り返り、子どもの権利の大切さについて再認識するとともに、次に繋げることの重要性に決意を新たにいたしました。

「こことよ」は、子どもをとりまくあらゆる関係者との連携・協力の中で、引き続き「こどもにとって一番いいこと」を目指し、子どもと共に解決を図ってまいります。

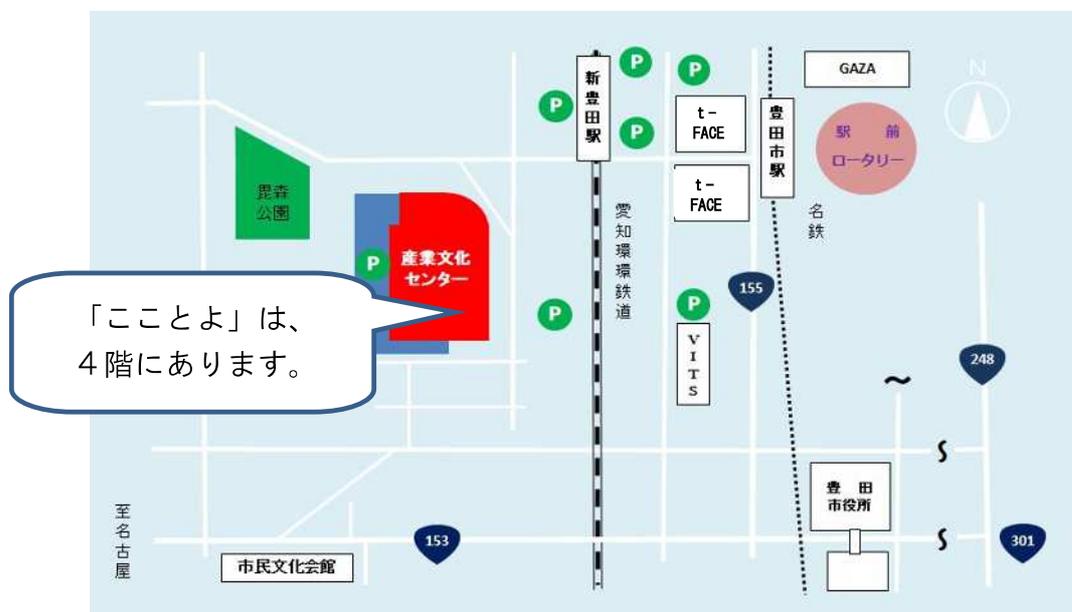
2024年6月

とよた子どもの権利相談室  
室長代理 高部 広明





## <「こことよ」へのアクセス>



(電車の場合)

- ・名鉄「豊田市駅」下車
- ・愛知環状鉄道「新豊田駅」下車

(バスの場合)

- ・名鉄バス「豊田市」下車
- ・おいでんバス「新豊田駅西」下車

2023年度

豊田市子どもの権利擁護委員・とよた子どもの権利相談室 活動報告書

2024年6月発行

発行：とよた子どもの権利相談室 こことよ

住所：〒471-0034

愛知県豊田市小坂本町1丁目25番地 豊田産業文化センター4階

電話：0565-33-9317 (事務局)

FAX：0565-33-9314

《こことよ相談専用電話》

0120-797-931 (フリーダイヤル)



子ども条例マスコットキャラクター  
チルコ